

セネガル共和国
政府事務総局技術協力局

セネガル共和国
人材育成奨学計画
準備調査報告書

2022年5月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

一般財団法人
日本国際協力センター（JICE）

| |
|--------|
| 資金 |
| JR |
| 22-005 |

要 約

1. 調査概要

(1) 調査背景

人材育成奨学計画（以下、「JDS」）は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びブラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2021 年度までに計 21 カ国から 5,410 人の留学生を受け入れてきた¹。

JDS では 2009 年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4 期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に係る公務員に限定する「新方式」へと国別に順次移行してきた。

JICA が実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」（2014 年度）と基礎研究「JDS の効果検証」（2019 年度）（以下、「基礎研究」）では、対象国の JDS の効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が提言された。2019 年度の基礎研究では、調査対象全 13 カ国の JDS 留学生の学位平均取得率は 98.7%、公務員平均現職率は約 80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケート調査では、JDS を通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに 11 カ国中 9 カ国で前回の基礎研究調査時から現職率が増加しており、JDS の継続で現職率の着実な上昇につながることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国など他ドナーとの競争が激化している例が見られることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。また、JDS を実施中の国に対して、事業の継続と共に、3 つの開発段階（①開発課題への対応、②開発課題＋日本の国益、③外交効果への期待）を定め、段階に応じて対象機関・人材の焦点をシフトしていく必要があるとしている。

今般セネガル政府より日本政府に対し、2023 年度から同事業 4 期分の留学生受入計画について要請が出された。先方政府からの要請を受け、プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、先方政府のニーズを把握した上で、当該国における経済協力方針及び JICA プログラム等を踏まえたプロジェクトの形成を目的として、本調査が実施された。

(2) 調査目的

本調査の主な目的は次の通りである。

- セネガルの現状とニーズを調査分析の上、2023 年度から 2026 年度までの 4 期分の留学生受入計画を策定する。
- JDS 本体実施準備に向け、同受入計画の下、JDS 重点分野別の詳細実施計画となる基

¹ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、来日が見えていない留学生を含む。

本計画案を作成し、概略設計を行う。

(3) 調査手法

本調査は、文献調査、質問票調査、聴き取り調査等により実施した。

▶ 2021年10月～2022年2月：現地調査

- 日本の国別開発協力方針、セネガルの開発ニーズに合致するサブプログラム／コンポーネントの設定
- 実施体制の確認
- 各サブプログラム／コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学の配置案の確定

▶ 2022年2月：サブプログラム基本計画案の作成

▶ 2022年2月：事業規模の算定

(4) 調査結果

① セネガル JDS 事業の枠組み

セネガル政府との現地協議において、次表の通り、セネガルにおける JDS 事業の援助重点分野、開発課題、受入大学が決定された。

JDS セネガルの枠組み（2023年度～2026年度）

| JDS 援助重点分野 (サブプログラム) | JDS 開発課題 (コンポーネント) | 大学 | 研究科 | 予定 人数 |
|-------------------------|---|--------------------|-------------------------|----------|
| 政策策定・実施機能 の強化 | 1. 行政能力の向上 | ・国際大学 ・九州大学大学院 | ・国際関係学研究科 ・生物資源環境科学府 | 4 |
| | 2. 経済計画/政策、公共財政管理 及びビジネス環境・競争力の 向上に係る能力向上 | ・国際大学 ・名古屋大学大学院 | ・国際経営学研究科 ・国際開発研究科 | 4 |
| | 3. 保健医療政策と社会保障 に係る能力向上 | ・長崎大学大学院 | ・熱帯医学・グローバル ヘルス研究科 | 2 |

② 対象機関

中央省庁での中核人材の育成という JDS の目的を踏まえ、アンケート調査及びインタビュー調査等を通じて、留学に係るニーズ等を確認し、中央省庁および地方の出先機関を対象とすることを提案し、セネガル側の合意を得た。

なお、コンポーネント 1 および 2 においては、一部の公社も政府の政策の実施を担っているという点において対象となり得る。JDS の目的に鑑み、本フェーズでは、投資環境整備および日本企業支援を含む二国間関係強化の観点から、国内外の投資窓口機関となっており、日本側にとって、さらに強い関係構築が望まれる APIX のみを関連性のあるコンポーネント 2 の対象機関とすることを提案し、合意を得た。

③ 博士課程への受入人数の検討

第一回現地調査において、博士留学生の人数について、セネガル政府のニーズ等を踏まえ検討した。その結果、同国においては博士課程に対するニーズが必ずしも高くないため、博士課程での受入れは本フェーズでは見送ることで合意した。

④ 運営委員会メンバー

JDS 事業の実施体制について、セネガル政府内で果たす海外研修窓口としての役割²及び過去の ABE イニシアティブでの実績³により政府事務総局技術協力局 (DCT) を実施機関および運営委員会議長とすることでセネガル側の合意を得た。

運営委員会は、セネガル側委員 (DCT (共同議長/実施機関)、財政予算省、外務在外自国民省、経済計画協力省、公務員・公共サービス刷新省) および日本側委員 (在セネガル日本国大使館 (共同議長)、JICA セネガル事務所) にて構成され、JDS 事業の実施・運営について協議・決定を行うこととなった。

JDS セネガル事業運営委員会メンバー

| | 役割 | 体制 |
|-------|------|-------------------|
| セネガル側 | 共同議長 | 政府事務総局技術協力局 (DCT) |
| | 委員 | 財政予算省 |
| | 委員 | 外務在外自国民省 |
| | 委員 | 経済計画協力省 |
| | 委員 | 公務員・公共サービス刷新省 |
| 日本側 | 共同議長 | 在セネガル日本国大使館 |
| | 委員 | JICA セネガル事務所 |

⑤ その他

セネガルでは公務員の就業開始年齢が高いという背景を踏まえ、応募時の年齢制限を 40 歳よりも引き上げて欲しい旨の要望が各省から出された。本件については、事業開始後に開催される第一回運営委員会において、改めて協議する予定である。

また、セネガル側から、軍に従事している公務員の中には政策策定に従事している者もいるため、軍の関係者を一律に対象から排除してしまうと、応募者が減ることへの懸念が示された。調査団からは資格要件としては、「軍籍にある者を除く」としつつ、個別のケースを踏まえて検討することを説明し理解を得た。

² 「1-3-3 公務員の人材育成制度」①公務員の研修窓口 を参照。

³ DCT は ABE イニシアティブ (アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ) にて、初年度の 2014 年度より当該長期研修事業の運営委員会副議長としてセネガル側の代表を務めている。

(5) 妥当性の検証

セネガルの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS 事業とセネガルの開発計画との整合性等について分析した。

セネガルは中・長期国家開発計画「セネガル新興計画 (PSE)」を掲げ、2019 年から 2023 年までの優先活動計画の中では「人的資本、社会保障、持続的発展」、「ガバナンス、制度、平和、安全」を柱の一つとし、社会保障の強化、行政改革、ビジネス環境改革といった分野を重点課題としている。JDS セネガルの本フェーズの援助重点分野は、セネガル政府のセネガル新興計画 (PSE) の達成に資するものとして位置づけられる。

2020 年に策定された対セネガル国別開発協力方針 (2020 年 9 月) では、大目標として「西アフリカ地域の安定と発展を支える均衡の取れた経済開発と社会開発の支援」を援助の基本方針とし、援助重点分野として 2 分野 (「産業開発の基盤整備」「格差是正、レジリエンス強化」) を設定し、セネガルの社会経済発展に資する人材の育成に加え、社会サービスの質およびアクセス向上に充実点を当てている。「セネガル JICA 国別分析ペーパー (2020 年 10 月)」でも同方針に準じて協力の方向性を分析しており、本事業は (4) ①に記載の各開発課題への対応のために、それぞれの分野の中核となる中核的人材の育成を行う案件として位置づけられ、我が国および JICA の協力方針と合致する。

JDS の援助重点分野と開発課題は、我が国および JICA の国別開発協力方針と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い。

以上のように、JDS 事業は、対象国の国造りを担う人造りを目的とし、セネガルの中・長期国家開発計画の目標達成に資するプロジェクトである。また、我が国の援助政策・方針との整合性が極めて高く、各協力プログラムにおける技術協力や円借款プロジェクト等を補完し、協力の相乗効果を高めるものである。

(6) 概略事業費

本フェーズの第 1 期 JDS 留学生に対する募集選考から修学後の帰国まで実施する場合に必要な事業費総額は、2.2 億円と見積もられる。同事業費総額は、第 1 期 JDS 留学生に係る事業費であるため、第 2 期以降、本フェーズが終了する第 4 期まで各期で同水準の事業費総額が発生することが見込まれる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

- 日本側負担経費：2.2 億円 (2022 年度事業 4 カ年国債)
- セネガル側負担経費：なし⁴
- 積算条件
 - 積算時点：2022 年 2 月

⁴ 無償資金協力に係る銀行手数料等を負担。

- 為替交換レート：1 USD = 114.70 円、1 XOF = 0.19875 円
- 業務実施期間：事業実施期間は、実施工程の通り。
- その他：日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2. 提言

本調査を通じて得られた JDS セネガルの事業実施における提言は、以下の通りである。

(1) JDS で期待される外交的効果及び二国間関係強化を念頭においた取り組み

JDS セネガルの受入計画では、開発課題に応じた対象分野・機関を設定する従来の方法に加えて、日本政府の外交方針や重要 이슈に関連する公共政策分野と経済分野をコンポーネントとして設定し、我が国の政治・経済・外交に資する基幹省庁を主な対象機関とすることを検討した。JDS の目的に照らし合わせて、対象機関の妥当性を含め受入計画全体の妥当性と効果を検証しつつ、4 年間のフェーズの途中でも毎年見直しと改善を行う。

事業運営においては、滞日中の留学生への中間研修の提供や、我が国政府関係者とのネットワークキング、そして帰国後も日本との関係を強化・継続するフォローアップを検討する。また、日本の各政府機関による JDS の認知度を向上させ、JDS の有用性を理解してもらう仕掛けとして、JICA 関係者（事務所所員、専門家等）との連携や滞日中の JDS 留学生への取り組み（付加価値プログラムの提供及び日本語能力の習得支援）を検討する必要がある。

(2) 実施体制について

① 運営委員会メンバーについて

DCT を実施機関とし、セネガル側、日本側からそれぞれ JDS 運営委員会の共同議長を置くことで合意した。セネガル側については、セネガル政府及び JICA セネガル事務所との間の贈与契約（G/A）署名の際の政府代表となる経済計画協力省、JICA との「銀行取り極め（B/A）」の手続きを担当する財政予算省のほか、二国間の関係強化のために、外務在外自国民省、また、戦略的な留学生の募集活動のために、公務員制度を所管する公務員・公共サービス刷新省が運営委員会メンバーとなることになった。

② JDS に関わる政府機関の役割についての説明

事業におけるそれぞれの役割への理解を得るため、セネガル側関係者に、事業の開始から滞日中の留学生に対するモニタリング等各プロセスにおける JDS 事業関係者（実施機関である DCT、運営委員会メンバー、実施代理機関等）の責任および業務内容を説明した。G/A 及び DCT と実施代理機関との間の事業実施に係る契約（A/C）の締結を 2022 年 7 月末には終える必要があるため、各関係機関の役割の理解についてフォローアップが肝要となる。

③ 日本へのモニタリングミッション

セネガル側から、訪日して日本の大学の受入体制に関する視察を早期に実施し、募集・選考に反映したい旨言及があった。2022年8月以降から事業を円滑に開始させるためには、我が国の水際対策の状況も確認しつつ、8月前を日本へのモニタリングミッションの時期とすることが適切であろう。

(3) 大学配置について

セネガル側に対して、調査団の推薦する大学配置案や、大学の公募から選考までのプロセスとその選考結果及び理由について説明を行った。セネガル側から、仮に数年後に研究科の見直しを行う際には、セネガル側が希望する全ての分野が網羅されるよう、大学の公募・選考を行うように依頼があった。そのため、次フェーズでも引き続き事業が継続する場合は、セネガル側の希望する分野について JDS での実現可能性も含め十分に精査して分野を決めた上で大学の公募・選定を行う必要がある。

(4) 日本関係者との協力による候補者の募集と留学生のフォローアップについて

JDS の認知度を高め、より多くの応募者を集めることも重要であるが、日本の良き理解者としての親日家・知日家の育成という意味で「日本の奨学金」としてダカールで合同説明会を実施することも一案である。例えば、在セネガル日本国大使館の MEXT、JICA セネガル事務所による長期研修員プログラム、そして 2021 年にダカールに拠点を作った京都精華大学等と協力し合い、日本の奨学金制度、留学プログラムを紹介する合同説明会の開催等も一案である。また、定期的に日本留学者を集めた同窓会活動も検討したい。

(5) ジェンダー配慮について

2022 年 8 月頃から JDS 事業がセネガルで開始され、第一回運営委員会で 2022 年度事業の全体方針を固める際には、女性の JDS 事業への参加促進の方針及び方法を検討し、セネガル側関係者と協議・合意することが重要である。とくに、女性の候補者の募集方法について、他 JDS 国のように「女性の応募を歓迎する」旨募集要項に記載したり、女性のみを対象とした募集説明会を実施する等の取り組みを参考にしつつ、現地の JDS 事業関係者の意見を取り入れて方策を検討することが重要である。

なお、セネガルの女性公務員の全公務員に占める比率は 35%以上であるため、JDS では少なくとも 35%以上の女性の留学生を日本に送りだすことを目標とし、目標を 100%実現させるために、事業の関係者からもジェンダー配慮への理解と協力を得たい。

(6) 修士留学のための英語能力の向上へのサポートについて

セネガルの各省庁へのヒアリングにおいて、多くの省庁から英語試験について懸念が示された。KOICA でもセネガルの候補者が合格しない理由の一つとして、同国ではフランス語が公用語となっており英語の使用機会が少ないため、英語力がボトルネックとなっている点があげられた。

JDS 実施国の中で、ロシア語が公用語となっているタジキスタンやキルギスでも英語が優秀な応募者獲得のボトルネックとなっていたため、候補者の応募促進を目的に、候補者を対象とした英語研修を導入したところ、応募者数が増加した。そのため、セネガルでも優秀な若手公務員の応募を促進するために、候補者を対象とした 4 週間程度の語学研修機会の提供により、候補者の獲得を目指すことが必要不可欠である。

(7) 他ドナーとの協力関係の構築について

セネガルにおける短期・長期の人材育成事業へのニーズは高く、JDS が新規のプログラムとして開始される妥当性は高いと考えられる。フランス大使館や韓国国際協力団 (KOICA) の事務所からも、JDS の開始を歓迎するコメントや、お互い情報交換し協力していく提案も受けた。セネガルでは JDS は後発の奨学金事業となるが、これらドナーから同国での事業実施における課題や工夫についての情報収集を積極的に行い、JDS の実施に活かすことが重要である。

また、フランス政府及び KOICA は同地で同窓会活動を活発に実施しているため、こういったフォローアップ活動を参考にして、事業の開始から留学生の帰国後のフォローアップ活動に備える必要がある。

(8) JDS の復職に関する誓約書について

JDS 実施国では、全ての国で留学生の復職に関する誓約書を設けている。誓約書の中では、学位取得後、留学生は政府もしくは所属先に戻り当該国の開発に貢献することを明記し、留学生及び当該国の実施機関との間で約束している。

セネガル側へ、誓約書を設ける理由として、「JDS 事業の目標を達成するために、JDS 留学生が修士課程を修了して帰国後は政府に戻り、セネガルの開発に寄与することが重要であり、それを担保するために留学生とセネガル政府との間で相互の同意が必要である」旨伝えたと、DCT は誓約書の設定理由とその重要性について理解し、公務員だけでなく APIX の職員を含め JDS 留学生は全て誓約書を取り交わすこととし、事業の開始までの間に引き続き協議しながら誓約書の内容を詰めていくことで合意した。

(9) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用及び実施代理機関の役割

ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用及び実施代理機関の役割として、以下の取り組みが考えられる。

- ① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取りべき施策
- ② 帰国後のフォローアップ施策
- ③ フォローアップのための我が国の行政官とのネットワークの構築
- ④ 実施代理機関に求められる役割

(10) 帰国後のフォローアップの重要性

JDS 事業を通じた外交的成果、開発課題への裨益を確実なものにするため、運営委員会及び対象機関による滞日中の留学生のモニタリング支援や帰国後の人材活用に向けたフォローアップが極めて重要となる。特に所属先においては、帰国後のポストの確保、キャリア形成支援を行うよう継続的に理解を求めていく必要がある。セネガル側が帰国留学生を管理・状況把握できるよう、帰国留学生の同窓会の形成など仕組みづくりが重要である。

(11) デジタルツールの活用

JDS の実施においては、デジタル技術の活用による業務の実施を進めてきた。本調査でも、オンライン会議ツールを活用することにより、2021 年 12 月から 2022 年 2 月までの新型コロナウイルスオミクロン株による感染の急拡大の影響で面談が難しい期間においても、現地調査を進めることが可能となった。

2022 年 8 月から事業を実施する際には、従来通りの対面式を中心とした事業の運営方法のメリットを活かしつつも、これらのデジタルツールも十分に活用し、かつデータの取得・分析にも活用することが重要である。

(12) 新型コロナウイルスの影響について

2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、日本政府の水際対策が緩和され外国人の訪日者数が今後増えていくと予想されている。新型コロナウイルスに関する状況が、2022 年度の応募者数及び留学生に如何に影響するか現時点では予測ができないが、当件に関してドナーや政府内の留学に関する反応等の情報収集を行いつつ引き続き留意する必要がある。

目 次

| | |
|--|----|
| 要 約 | i |
| 第 1 章 JDS の背景・経緯 | 1 |
| 1-1. JDS の現状と課題 | 1 |
| 1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯 | 8 |
| 1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況 | 9 |
| 1-4. 我が国の援助動向 | 15 |
| 1-5. 他ドナーの援助動向 | 21 |
| 1-6. 対象機関の人材育成ニーズおよび人材層の状況 | 24 |
| 第 2 章 JDS の事業内容 | 29 |
| 2-1. JDS の事業概要 | 29 |
| 2-2. JDS の概算事業費 | 36 |
| 2-3. 相手国側負担事業の概要 | 38 |
| 2-4. JDS のスケジュール | 38 |
| 2-5. 募集・選考方法 | 39 |
| 2-6. オリエンテーション、基礎知識、特別プログラム内容 | 42 |
| 2-7. モニタリング・厚生補導 | 45 |
| 2-8. フォローアップ計画 | 46 |
| 第 3 章 JDS の妥当性の検証 | 48 |
| 3-1. JDS と開発課題および国別開発協力方針との整合性 | 48 |
| 3-2. JDS で期待される効果 | 50 |
| 3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性 | 51 |
| 3-4. プロジェクト評価指標関連データ（JDS の成果・インパクトに係る指標） | 53 |
| 3-5. 課題・提言 | 54 |
| 3-6. 結論 | 64 |

[資 料]

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の 4 カ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
7. 対象機関の補足調査

略 語 表

| 略語 | 英語もしくはフランス語 | 日本語 |
|-------------|--|--------------------------|
| ABE イニシアティブ | (英) African Business Education Initiative for Youth | アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ |
| APIX | (英) National Agency for Promotion of Investments and Major Works (仏) Agence nationale chargée de la Promotion de l'Investissement et des grands travaux | 投資促進・大規模公共工事公社 |
| DCT | (英) Technical Cooperation Department (仏) Direction de la Coopération Technique | 政府事務総局技術協力局 |
| E/N | (英) Exchange of Notes (仏) Echange de Notes | 交換公文 |
| ENA | (英) National Administration School (仏) École Nationale d'Administration | 国家行政学院 |
| EU | (英) European Union | 欧州連合 |
| G/A | (英) Grant Agreement (仏) Accord de Don | 贈与契約 |
| GDP | (英) Gross Domestic Product (仏) Produit intérieur brut (PIB) | 国内総生産 |
| GNI | (英) Gross National Income (仏) Revenu national brut (RNB) | 国民総所得 |
| IDA | (英) International Development Association | 国際開発協会 |
| JCAP | (英) JICA Country Analysis Paper (仏) Document d'analyse pays de la JICA | JICA 国別分析ペーパー |
| JDS | (英) The Project for Human Resource Development Scholarship (仏) Projet de Bourses pour le Développement des Ressources Humaines | 人材育成奨学計画 |
| JICA | (英) Japan International Cooperation Agency (仏) Agence Japonaise de Coopération Internationale | 独立行政法人国際協力機構 |
| JICE | (英) Japan International Cooperation Center (仏) Centre Japonais de Coopération Internationale | 一般財団法人日本国際協力センター |
| JOCV | (英) Japan Overseas Cooperation Volunteer (仏) Volontaires Japonais pour la Coopération à l'Étranger | 青年海外協力隊 |
| KOICA | (英) Korea International Cooperation Agency (仏) Agence Coréenne de Coopération Internationale | 韓国国際協力団 |
| M/D | (英) Minutes of Discussion (仏) Procès Verbal | 協議議事録 |

| | | |
|------|---|--------------------------------|
| MEPC | (英) Ministry of Economy, Planning and Cooperation (仏) Ministère de l'Economie, du Plan et de la Coopération | 経済計画協力省 |
| NGO | (英) Non-Governmental Organization (仏) Organisation Non Gouvernementale | 非政府組織 |
| ODA | (英) Official Development Assistance (仏) Aide Publique au Développement | 政府開発援助 |
| OECD | (英) Organization for Economic Co-operation and Development (仏) Organisation de Coopération et de Développement Économiques | 経済協力開発機構 |
| PAP | (英) Priority Action Plan (仏) Plan d'Actions Prioritaires | 優先活動計画 (セネガル新興計画における5カ年の計画) |
| PSE | (英) Plan for an Emerging Senegal (仏) Plan Sénégal Emergent | セネガル新興計画 |
| SDGs | (英) Sustainable Development Goals (仏) Objectifs de Développement Durable | 持続可能な開発目標 |
| SNS | (英) Social Networking Services (仏) Réseaux Sociaux | ソーシャルネットワーキングサービス |

第1章 JDS の背景・経緯

1-1. JDS の現状と課題

1-1-1. プロジェクトの背景

人材育成奨学計画（Project for Human Resource Development Scholarship：以下、「JDS」）事業は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」のもと、1999 年度に創設された無償資金協力による留学生受入事業である。JDS の事業目的は、「対象国において社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院で学位（修士号）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資すること」である。2000 年度の留学生受入開始から 2021 年度までに計 21 カ国から 5,410 人の留学生を受け入れてきた。

JDS は当初、アジアの市場経済移行国を対象としたが、その後、フィリピンを始め広くアジア圏の国へ、2012 年度にはアフリカのガーナ、2016 年度はネパール、2019 年度はパキスタン、東ティモール、ブータン、2021 年度はモルディブ、ケニア、エルサルバドルへと範囲を拡大し、現在は 19 カ国⁵を対象にしている。なお、インドネシアは円借款による留学生受入れが始まった 2006 年度に、中国は 2012 年度の留学生の受入れを最後に、国際協力機構（JICA）による JDS の対象から外れた⁶。

⁵ 2022 年度からセネガルの事業が開始されるため、2022 年度中に 20 カ国となる予定。

⁶ 中国は ODA 終了後、外務省直営事業「中国若手行政官等長期育成支援事業（JDS 中国）」として継続実施中。

表 1 JDS の受入実績

| 受入年度 国名 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 1. ウズベキスタン | 20 | 19 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 19 | 14 | 15 | 15 | 15 | 14 | 15 | 15 | 15 | 17 | 17 | 16 | 16 | 19 | 380 |
| 2. ラオス | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 25 | 25 | 25 | 20 | 20 | 20 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 464 |
| 3. カンボジア | - | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 25 | 25 | 25 | 25 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 26 | 26 | 26 | 26 | 496 |
| 4. ベトナム | - | 20 | 30 | 30 | 30 | 30 | 33 | 34 | 35 | 35 | 28 | 29 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 62 | 63 | 61 | 63 | 763 |
| 5. モンゴル | - | - | 20 | 20 | 20 | 19 | 20 | 20 | 20 | 18 | 18 | 16 | 17 | 18 | 18 | 18 | 18 | 22 | 22 | 22 | 22 | 16 | 384 |
| 6. バングラデシュ | - | - | 29 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 25 | 30 | 30 | 33 | 33 | 32 | 33 | 459 |
| 7. ミャンマー | - | - | 14 | 19 | 20 | 20 | 30 | 30 | 30 | 30 | 22 | 22 | 22 | 22 | 44 | 44 | 44 | 48 | 48 | 48 | 48 | 43 | 648 |
| 8. 中国 | - | - | - | 42 | 43 | 41 | 43 | 47 | 47 | 48 | 45 | 39 | 35 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 430 |
| 9. フィリピン | - | - | - | 19 | 20 | 20 | 25 | 25 | 25 | 25 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 21 | 21 | 21 | 17 | 399 |
| 10. インドネシア | - | - | - | 30 | 30 | 30 | 30 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 120 |
| 11. キルギス | - | - | - | - | - | - | - | 20 | 20 | 18 | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 19 | 20 | 18 | 248 |
| 12. タジキスタン | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 8 | 8 | 8 | 13 | 15 | 90 |
| 13. スリランカ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 17 | 17 | 17 | 17 | 188 |
| 14. ガーナ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 5 | 5 | 5 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 13 | 13 | 91 |
| 15. ネパール | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 20 | 20 | 20 | 20 | 22 | 21 | 123 |
| 16. 東ティモール | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 8 | 8 | 8 | 24 |
| 17. パキスタン | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 17 | 16 | 18 | 51 |
| 18. ブータン | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 10 | 10 | 9 | 29 |
| 19. モルディブ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6 | 6 |
| 20. ケニア | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 10 | 10 |
| 21. エルサルバドル | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 7 | 7 |
| 合計 | 40 | 79 | 152 | 239 | 243 | 240 | 271 | 266 | 266 | 256 | 241 | 234 | 237 | 203 | 226 | 241 | 266 | 281 | 321 | 360 | 367 | 381 | 5,410 |

当初は学術分野での受入計画を毎年策定し、官民両方から人材を受け入れていたが、2009年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に関係する公務員に限定する「新方式」に国別に順次移行した。この新方式では、同じ対象分野、対象機関、受入大学のもとで4期分の留学生の受入れを行うことにより、JDSを通じた日本政府の開発援助の選択と集中を図り、JDS留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用しやすくするよう、各省庁にJDS帰国留学生の集団「クリティカル・マス」（効果発現が期待できる集団）を形成することを狙いとした。また、受入大学を4期分固定することで、対象国の関係機関と日本側受入大学とのネットワークの形成を図り、各国の開発課題や人材育成ニーズにより合致した教育・研究プログラムを提供している。

1-1-2. プロジェクトの課題

JICAが実施した基礎研究「JDSの成果に関する要因分析」（2014年度）と基礎研究「JDSの効果検証」（2019年度）（以下、「基礎研究」）では、対象国⁷のJDSの効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が示された。2019年度の基礎研究では、調査対象全13カ国のJDS留学生の学位平均取得率は98.7%、公務員平均現職率は約80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケート調査では、JDSを通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに11カ国中9カ国で前回の基礎研究調査時から現職率が増加しており、JDSの継続で現職率の着実な上昇につながることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国等の

⁷ 2014年度の基礎研究では、第1期生が帰国直後であったガーナは対象外となり、11カ国で実施となった。2019年度の基礎研究では、東ティモール、パキスタン、ブータンは卒業生が輩出されていないため対象外となり、13カ国で実施となった。

他ドナーとの競合が激化している例がみられることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定の戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。

表 2 今後の JDS が取るべき方向性 (2019 年度基礎研究)

| 提言 | 具体的施策 | |
|----------------------|--------------------------|---|
| 対象の明確化 | ● JICA の他の奨学金プログラムとの役割分担 | |
| 選定の戦略化 | ● 特別選別枠の設定 | |
| 高付加価値化 ↓ ブランド化 | 事業の基本枠組み | ● 1 年コースの設定 ● 中堅層への対象者拡大 (年齢要件の緩和) |
| | 来日前プログラム | ● 3 カ月間の日本語研修 |
| | 留学中のプログラム | ● 日本の省庁・地方自治体等とのネットワーク形成 ● 政府機関・NGO・企業等へのインターンシップの実施 ● 接遇やセレモニー (来日時の要人表敬等) |
| | 帰国後の活動 | ● フォローアップ活動の強化 (同窓会ネットワーク支援や帰国後の研究活動支援等) ● 帰国留学生リストの日本関係機関への共有・周知 |
| | 広報・プロモーション手法の改善・強化 | ● パンフレットデザインの刷新 ● ウェブ応募の導入 |

1-1-3. 社会経済・高等教育の状況⁸

(1) 社会経済

セネガルは西アフリカのサハラ砂漠西南端に位置し、北東にモーリタニア、東にマリ、南東にギニア、南にギニアビサウと国境を接している。また、ガンビアを陸上から囲んでいる。西は大西洋に面し、カーボベルデと海上の国境を接している。首都はダカールである。

人口は 1,721 万人 (2021 年) で、ウォロフ (44%)、プル (23%)、セレール (15%) などの民族で構成されている。公用語はフランス語である。イスラム教徒が 94% と圧倒的に多く、続いてキリスト教徒 5%、伝統的宗教 1% となっている。国土面積は 19 万 7,161km² (日本の約半分) である。

セネガルにおける主要産業は農業 (落花生、粟、綿花)、ならびに漁業 (まぐろ、かつお、えび、たこ) である。実質国内総生産 (GDP) は成長を続け、国民一人当たり国内総所得 (GNI) は 1,410 ドル (2018 年) へと増加したため、2019 年に世界銀行は同国の所得分類を「低所得国」から「低中所得国」へと変更した。サブサハラ・アフリカ平均と比べて良好ではあるものの、2018 年時点で国民の 3 分の 1 以上にあたる 600 万人が絶対的貧困水準 (1 日 1.90 USD 以下) 以下で生活していると推計されている。

2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は国の経済見通しを大きく変え、観光や輸送、輸出などの業種が特に大きく後退した。その結果、2020 年の実質 GDP 成長率は

⁸ JICA 「セネガル共和国 JICA 国別分析ペーパー (2020 年 10 月)」、外務省 「セネガル共和国基礎データ」、世銀ホームページ記載の情報を基に作成。 (<https://www.worldbank.org/en/country/senegal/overview#1>) (2022 年 4 月 13 日閲覧)

1.50%と、2018年まで維持していた6%以上から大きく後退している。政府は封じ込め措置で対応し、経済的及び社会的レジリエンスプログラムを実施しているが、限定的な財政バッファとセーフティネット、脆弱な医療制度、インフォーマルセクターの規模の大きさなどが、新型コロナウイルス感染症の影響への対応における課題となっている。

セネガル経済をパンデミック前の軌道に戻すためには、セネガル新興計画（PSE）で想定されている改革をより具体化させる必要があると見られている。サービス業は依然としてGDPの大部分を占めており、第一次産業である農業も成長の原動力として重要なセクターである。石油とガスの採掘はパンデミックのために遅れたものの、2023年には生産開始が想定されている。

輸出相手国の第1位はマリ（23.0%）、次いでスイス（14.7%）、インド（8.7%）、中国（6.6%）である。輸入相手国の第1位はフランス（16.8%）、次いで中国（10.7%）、ベルギー（6.9%）、オランダ（6.8%）である⁹。主要援助国・機関の第1位はIDA（3億8,430万USD）、次いで米国（1億7,930万USD）、EU（1億700万USD）、カナダ（5,070万USD）、ドイツ（4,540万USD）となっている¹⁰。

セネガルの主要社会指標及び主要経済指標を、以下の表に示す。

表3 セネガルの主要社会指標

| 指標 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口(百万人) | 14.99 | 15.42 | 15.85 | 16.30 | 16.74 |
| 人口増加率(%) | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.7 | 2.7 |
| 都市人口増加率(%) | 3.7 | 3.8 | 3.7 | 3.7 | 3.7 |
| 人口密度(人) | 78 | 80 | 82 | 85 | 87 |
| GNI(百万USD) | 18,542 | 20,409 | 22,516 | 22,651 | 24,046 |
| 一人当たりGNI(USD) | 1,270 | 1,280 | 1,390 | 1,430 | 1,430 |
| 貧困率(1日2USD未満、%) | - | - | - | - | - |
| 平均寿命(才) | 67 | 67 | 68 | 68 | - |
| 合計特殊出生率 | 4.8 | 4.7 | 4.6 | 4.6 | - |
| 携帯電話保有率(100人当たり人数) | 101 | 102 | 104 | 110 | 114 |

出所：World Bank, World Development Indicators Online (December 2021)

⁹ 2019年データ。World Integrated Trade Solution (<https://wits.worldbank.org/Default.aspx?lang=en>)

¹⁰ 2018-2019年データの平均。OECD/DAC

表4 セネガルの主要経済指標

| 指標 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| GDP(百万USD) | 19,040 | 20,997 | 23,117 | 23,306 | 24,644 |
| GDP成長率(%) | 6.4 | 7.4 | 6.2 | 4.4 | 1.5 |
| 消費者物価上昇(インフレ)率(%) | 0.8 | 1.3 | 0.5 | 1.8 | 2.5 |
| 一次産業割合(対GDP比、%) | 14.4 | 15.0 | 15.0 | 15.0 | 17.0 |
| 二次産業割合(対GDP比、%) | 16.4 | 15.8 | 15.5 | 14.8 | 14.0 |
| 三次産業割合(対GDP比、%) | 52.0 | 52.2 | 52.2 | 51.2 | 49.9 |
| 輸出割合(対GDP比、%) | 21.6 | 21.9 | 22.9 | 24.3 | 20.6 |
| 輸入割合(対GDP比、%) | 32.5 | 35.8 | 38.8 | 38.5 | 35.5 |
| 総資本形成率(対GDP比、%) | 25.4 | 29.8 | 32.6 | 31.9 | 30.5 |
| 租税収入(対GDP比、%) | 16.4 | 15.9 | 16.4 | - | - |
| 軍事費(対GDP比、%) | 1.6 | 1.5 | 1.7 | 1.5 | 1.6 |
| 貿易取引(対GDP比、%) | 54.1 | 57.7 | 61.8 | 62.8 | 56.1 |
| 対外債務残高(百万USD) | 7,534 | 9,820 | 12,681 | 15,139 | 17,239 |
| 海外送金受取額(百万USD) | 1,981 | 2,149 | 2,428 | 2,522 | 2,562 |
| 外国直接投資純流入額(百万USD) | 472 | 588 | 848 | 983 | - |
| 開発援助受取額(百万USD) | 731 | 908 | 999 | 1,444 | - |

出所：World Bank, World Development Indicators Online (December 2021)

(2) 政治

セネガルは、立憲共和制の民主国家であり、大きな分類においては大統領制と議院内閣制とが併存する半大統領制の国である（但し首相位は2019年に廃止）。国家体制は、①大統領、②国会（国民議会の一院制）、③政府、④経済社会評議会、⑤司法権（憲法評議会と最高裁判所等）から成る。

1960年の独立以来、セネガルは西アフリカにおいて突出した政治的安定を誇る。アフリカを代表する文学者で詩人としてアカデミー・フランセーズの会員でもあった初代大統領レオポール・セダール・サンゴール（任期1960～1980年）は、親フランスの穏健左派として国家の建設を進め、1976年に複数政党制を取り入れるなど、今日の民主的なセネガルの基礎を築いた。

第2代大統領アブドゥ・デュフ（任期1981～2000年）はサンゴールの元側近としてその体制を受け継いだ。与党に対する国民からの支持が徐々に低下したため、2000年3月の大統領選挙においては、ワッド・セネガル民主党党首がデュフ大統領を破り、サンゴール大統領より約40年続いたセネガル社会党（元セネガル進歩同盟）の長期政権に終止符が打たれた。

第3代大統領アブドゥライ・ワッド（任期2000～2012年）はカリスマ的指導者としてインフラ整備などに成果を挙げるが、2012年の大統領選挙で敗北した。ワッド大統領は早々に敗北宣言を行い、これによりマッキー・サル大統領への平和裏な政権交代が実現し、国際社会から高い評価を得た。

2019年の大統領選挙にてサル大統領が再選、同年4月に大統領就任式を実施した（2016年の憲法改正により任期は5年）。サル大統領は政治の透明化や地方分権化政策を打ち出し、社会格差是正及び地方経済活性化を目指している。また、1980年代より分離独立運動が活

発化し現在も不安定な状況が続いているカザマンス地域については、カザマンス民主勢力運動の代表団との和平交渉に取り組むほか、同地域の経済の活性化を推進するなど、長年の課題解決に向けて取り組んでいる。現状、議会は4分の3を与党が占めており、大統領の政治基盤は盤石である。

1-1-4. 開発計画¹¹

セネガル政府の国家開発計画は、2000年代には貧困削減を重視していたが、2014年に策定されたPSEにより、経済開発を志向する政策へとシフトした。PSEでは、「2035年までに社会的連帯と法の統治に基づく新興国へと成長すること」を目指し、これを実現するための3つの戦略的方向性として、①経済構造の変革・成長、②人的資本・社会保障・持続的発展、③ガバナンス・制度・平和・安全を掲げている。

PSEは5年毎の優先活動計画(PAP)に細分化されており、2014年から2018年までがPAP1期とされている。この期間の成果として、①マクロ経済安定と成長(目標7.1%に対し実績平均6.6%の経済成長、インフレ率平均3%以下など)、②インフラ事業の推進(発電能力倍増(2012年573MWから2017年1,130MWに増強)、高速道路延伸(2013年35kmから2018年113kmに延長)、市内・空港間鉄道整備、国際橋梁整備)、③基礎社会サービスの強化(教育、保健、社会保障)、④産業の振興(対GDP比貿易赤字2009~2014年18.4%に対し2014~2018年12.8%、対欧州の園芸作物産地としての確立など)が挙げられる。

PAP2期(2019~2023年)でもPSEの3つの柱を踏襲し、それらに基づき活動を継続することとしている。PAP2は、SDGsの達成を意識し、PSEの3本柱に沿った21の戦略目標、56の期待される成果が設定されている。

¹¹ République du Sénégal, Plan Sénégal Emergent, 2014 及び JICA 「セネガル共和国 JICA 国別分析ペーパー(2020年10月)」記載の情報を基に作成。

表5 PAP2の戦略目標及び期待される成果

| PSEの3本柱 | PAP2の戦略目標 | 期待される成果 |
|-------------------------|-----------------------------|--|
| 経済構造の 変革、成長 | 1.成長セクターと輸出の促進 | 1.成長と雇用の推進セクターが開発される 2.輸出が多様化され質が向上する 3.輸入に依存する国内需要が減少する 4.中小企業の競争力が向上する |
| | 2.投資のレベルと効率性の向上 | 1.公共投資の効率性が向上する 2.民間投資が増大する |
| | 3.質の高いインフラ開発 | 1.経済インフラへのアクセスが改善される 2.通信・ICTとデジタルサービスの供給改善 |
| | 4.エネルギーと土地へのアクセス改善 | 1.質の高い十分かつ安価なエネルギー供給 2.安全で造成された土地の供給が改善される |
| | 5.高い生産性の基礎の強化 | 1.製造セクターの人材の質が改善される 2.経済の正規化のレベルが向上する 3.生産活動における女性の参加が強化される 4.生産現場のイノベーションが強化される 5.労働市場の規制が改善される |
| | 6.持続可能な産業化の推進 | 1.産業構造が高密化・多様化される 2.産業セクターが活性化される 3.持続的な生産と消費の形が形成される |
| 人的資本、社会 保障、持続 的発展 | 1.国民の健康状態の改善 | 1.疾病罹患率と死亡率が減少する 2.国民の栄養状態が改善される 3.保健セクターのガバナンスが改善される |
| | 2.社会経済と文化のニーズに応じた質の高い教育の促進 | 1.非識字者が減少する 2.質の高い教育へのアクセスが保障される 3.技術教育・職業訓練が強化される 4.質の高い高等教育へのアクセスが強化される 5.社会経済のニーズに応じた訓練が適用される 6.教育・訓練への支出の効率が改善される |
| | 3.開発サービスの研究とイノベーション | 1.研究とイノベーションが促進される |
| | 4.質の高い基本的社会サービスへのアクセス改善 | 1.農村部のエネルギー供給が改善される 2.上下水へのアクセスが質量共に改善される |
| | 5.公共住宅と適正な生活環境へのアクセス改善 | 1.公共住宅の供給が改善される 2.生活環境の質が改善される |
| | 6.適正な雇用の促進 | 1.起業家育成が促進される 2.正規・非正規雇用共に供給が改善される 3.若年層と女性の雇用が改善される |
| | 7.人口動態推移の加速 | 1.人口増加が制御される |
| | 8.移住におけるガバナンスの促進 | 1.移住者の管理システムが改善される |
| | 9.社会保障の促進 | 1.国民の生活保護が改善される 2.障害者の社会包摂が改善される 3.児童保護が改善される |
| | 10.気候変動に対する国民とエコシステムの回復力の強化 | 1.気候変動に対する対応が強化される 2.環境と自然資源の持続的管理が強化される |

| PSE の 3 本柱 | PAP2 の戦略目標 | 期待される成果 |
|------------------------|-----------------|---|
| ガバナンス、 制度、平和、 安全 | 1. 公共サービスの改善 | 1. 公共財政の管理がより効率的になる 2. ビジネス環境がより魅力的になる 3. 公共資源の管理の透明性が強化される 4. 汚職の発生率が減少する 5. 公共行政がより効率的になる |
| | 2. 市民権と法の支配の強化 | 1. 公正な正義が改善される 2. 住民登録の実践が改善される |
| | 3. ジェンダー間の平等の推進 | 1. 女性のエンパワメントが改善される 2. 政治と行政の女性のプレゼンスが強化される 3. 女性の身体的・道徳的な保護が改善される |
| | 4. 平和と安全の強化 | 1. 生活環境の安全が改善される 2. 国際協力が強化される |
| | 5. 全土のガバナンスの強化 | 1. 国土がより魅力的になる 2. 土地の管理が改善される |

出所： Republique du Sénégal, Plan Sénégal Emergent Plan D'Actions Prioritaires 2019-2023, 2018

なお、セネガル政府は新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて PAP2 の内容を修正し PAP2A として改訂、2020 年 9 月に大統領により承認がなされた。PAP2A では、「食糧主権」及び「保健主権」の確立の観点から農業や保健分野、また製造業、デジタル化、観光業の振興を通じた経済の再活性化を優先的に扱っている。予算規模は PAP1 期の 1.8 兆円に対し、PAP2 期では 2.6 兆円を計上して約 700 のプロジェクトを計画・実施していたが、PAP2A では 2.7 兆円（4%増）の予算規模となった。ドナーは PAP1 期中に 9,281 億円を貢献し、PAP2 期に対しては約 1.5 兆円をコミットしている。教育セクターにはおよそ 857 億円（3.6%）が配分されており、主として、大学建設、学校・施設の建設とアップグレード等に使用される予定である。PSE の柱毎の PAP 2A の予算配分は以下のとおり。

表 6 PAP 2A の予算配分

| 戦略的柱 | 2021-2023 の予算 (10 億 FCFA) | 割合 |
|-------------------|------------------------------|--------|
| ① 経済構造の変革、成長 | 7,237 | 59.7% |
| ② 人的資本、社会保障、持続的発展 | 3,578 | 29.5% |
| ③ ガバナンス、制度、平和、安全 | 1,310 | 10.8% |
| 合計 | 12,125 | 100.0% |

出所： Republique du Sénégal, PAP 2 Ajusté et Accélééré (PAP 2A) pour la Relance de l'économie 2019-2023, 2020

1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

セネガルにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという課題がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、JDS が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

我が国の対セネガル国別開発協力方針（2020 年 9 月）においては、大目標として「西アフリカ地域の安定と発展を支える均衡の取れた経済開発と社会開発の支援」を援助の基本方針とし、援助重点分野として 2 分野（「産業開発の基盤整備」「格差是正、レジリエンス強

化」を設定し、これらの分野において人材育成を促進することを定めている。我が国政府とアフリカ諸国との主要な外交の場である「TICAD（アフリカ開発会議）」にて決定された方針を踏まえ、JDSはTICADの背景にある日本の考え方となる「質の高い成長」「人間の安全保障」（「アフリカの一人ひとりの能力強化」）「官民一体となったアフリカ開発」に資するものである。

以上の背景の下、今般セネガル政府より日本政府に対し、2023年度から同事業4期分の留学生受入計画について要請が出された。本事業による行政官等の人材育成を通じ、行政組織の強化並びに開発課題の解決に貢献することが期待されている。

1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況

1-3-1. セネガルの行政

セネガルの行政機構は大統領府（SGPR）、政府事務総局（SGG）及び内閣と33省で構成されている。現在、2019年に再選したサル大統領が元首であり、5年が任期となっている。立憲共和制の民主国家であり、大統領制と議院内閣制とが併存する半大統領制の国である。サル大統領は政治の透明化や地方分権化政策を打ち出し、社会格差是正および地方経済活性化を目指している。

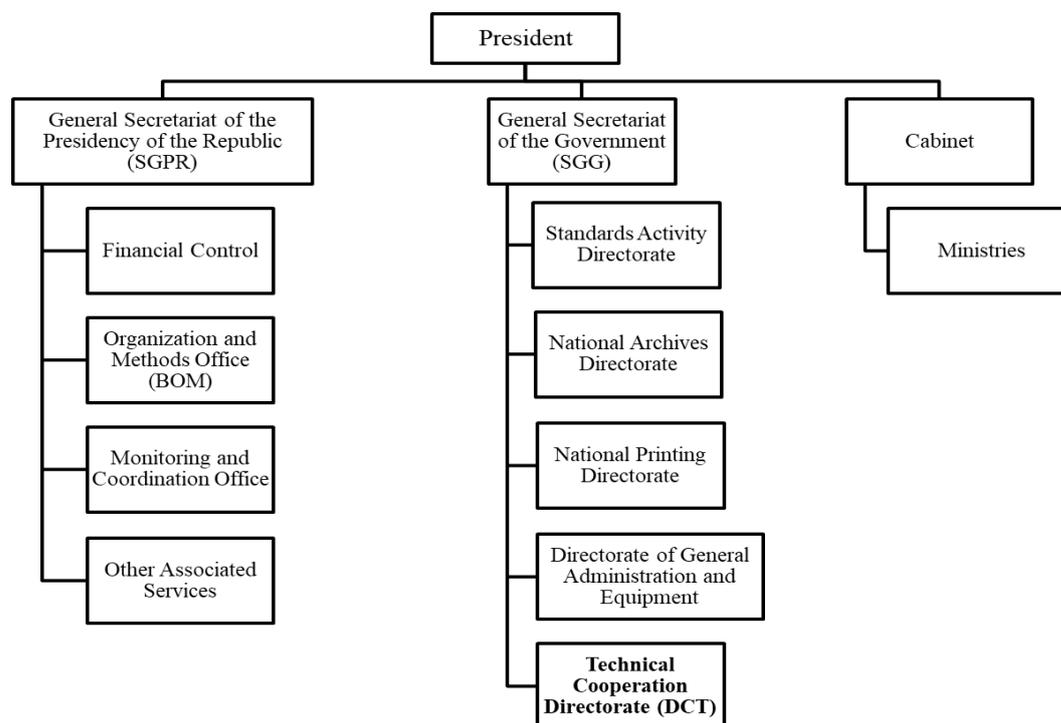


図1 セネガルの行政機構¹²

¹² セネガル政府ホームページ等を基に作成。（<https://www.presidence.sn/en/institutions/government>）（2022年4月13日閲覧）

1-3-2. 公務員制度

① 公務員制度

セネガルの公務員制度は、1961年に改訂された公務員法「Statut General De La Fonction Publique Loi n 61- 33 du 15 juin 1961 relative statut général de la fonction publique」¹³によって定められている。セネガルの公務員は中央政府の省庁、国家委員会、地方政府、教育機関の教員等で構成され、公務員制度と方針の策定は公務員・公共サービス刷新省¹⁴が所管する。

2020年の公務員・公共サービス刷新省のデータでは政府公務員数は約15万人で、国際労働機関のデータでは、公務員は労働人口の8.7%（2011年）とも言われている。セネガルでは失業率が高いため、安定した公務員職の人気は高く、公務員には国内の高校や大学をトップの成績で卒業した後に公務員養成所に入塾して公務員になる者が多いと言われている。なお、セネガルの公務員の70%が教育機関の教員である。公務員は基本的に入省した組織に所属し、他省庁への異動は無い。公務員の男女比について、2020年のデータによると男性64.8%、女性35.2%¹⁵である。

表7 公共セクターにおける公務員数（2020年）¹⁶

| 2020年度の公務員数 | (単位：人) |
|-------------|----------|
| 省庁の公務員等 | 約45,000 |
| 教職員（小学校含む） | 約105,000 |
| 合計 | 約150,000 |

公務員は、A～Cまでのカテゴリーに基づく職位に分けられている（表8）。カテゴリーAに分類される公務員は公務員全体の14.7%¹⁷つまり6,615人となる。

¹³ (http://www.drh.finances.gouv.sn/textes/status/loi_fonctionnaire.pdf) (2022年4月6日閲覧)

¹⁴ セネガルの公務員制度。公務員・公共サービス刷新省ホームページ (<https://fonctionpublique.sec.gouv.sn/actualites/le-minist%C3%A8re-de-la-fonction-publique-et-du-renouveau-du-service-public-%C3%A9labore-son-projet>) (2022年4月13日閲覧)

¹⁵ 2020年の公務員・公共サービス刷新省の公務員データを参照。

¹⁶ セネガルの公務員数。公務員・公共サービス刷新省ホームページ (<https://fonctionpublique.sec.gouv.sn/actualites/en-2021-le-budget-de-la-fonction-publique-s%E2%80%99%C3%A9labore-son-projet>) (2022年4月13日閲覧)

¹⁷ Rapport annuel sur l'état de la Fonction publique sénégalaise – 2019、公務員・公共サービス刷新省

表 8 セネガル国公務員の職位と必要とされる学位例¹⁸

| 職種 | カテゴリー | 職位 | 学位 |
|--|-------------|-----|-------------------------|
| 局長級以上 (Directeur Général de Cabinet, Secrétaire Général Direction) | A exception | | 政治任用ポスト 公務員 |
| 課長級 (Administrateur Civil) | A | A1 | ENA 上級コース修了、 修士号、博士号 |
| 副課長級 (Adjoint Administrateur Civil) | | A2 | ENA 修了 |
| 主任級、オフィサー | | A3 | 学士号 |
| 一般職 | B、C | B、C | 専門学校、高校 |

JDS の対象機関として予定されている政府機関に対して行ったアンケート調査では、これら政府機関に所属する公務員の約半数である 46%が JDS のターゲットとなる 40 歳以下であった。その数字及びカテゴリー A に属する公務員の人数からの仮定では、全公務員を JDS のターゲットとする場合、約 3,000 人が JDS の対象となることになる。

② 公務員の採用

公務員の採用にあたっては、公務員・公共サービス刷新省が 3 年間の予測を立てたうえで、毎年の採用を行っている。同省が策定する公務員の採用・昇進に関するガイドライン¹⁹によると、以下の方法で公務員は採用されている：

- 一般公募方法。1 年間に一回、各省庁が空席を公表し、希望者はオンラインにて応募する。(空席の数は少数)
- 競争試験で「Training Institute (公務員養成所)」に入学した後に公務員のインターンを経て公務員になる方法。

一般的には、競争試験を受けて各大学に設置されている公務員養成所に入学し、3~5 年勉強した後に省内のインターンを経て公務員になるケースが多い。養成所を経て公務員となる方法には、以下の方法がある：

- 新卒：高校卒業もしくは大学卒業後に公務員養成所へ入り、養成所で学んだ後に公務員になるためのインターンとなる方法。
- 既卒：社会人となってから、公務員養成所へ入り、養成所で学んだ後に公務員になるためのインターンとなる方法。

公務員養成所は大学内に設置されているもの以外に専門学校のよう独立しているものもある。また、養成所毎に専門分野が設定されており、例として、ダカール大学内には教育専門の養成所 (FASTEF) と科学・工学専門の養成所 (ENSETP) がある。養成所は全国に 80 以上存在し、カテゴリー A へ入るための養成所もあれば、カテゴリー B へ入るための養成所もある。

¹⁸ 公務員法「Statut Général De La Fonction Publique, Loi n° 61- 33 du 15 juin 1961 relative statut général de la fonction publique.」及び複数の公務員からのヒアリングを元に作成。学位は例として記載し、必須条件ではない。

¹⁹ Manuel des Procédures Administratives, 2019 (<https://fonctionpublique.sec.gouv.sn/bibliotheque/manuel-des-proc%C3%A9dures-administratives>)

インターン²⁰から正規の公務員になるプロセスとしては、インターン時の勤務評価を基に公務員への正式採用が決定される²¹。カテゴリAでの採用の際には大学の学士号以上の学位が必要となる。また、省庁によっては、専門分野も重視される。なお、公務員の定年は65歳である。

③ 昇進

公務員の昇進制度はフランスの制度に類似しており、公務員はA～Cまでのカテゴリに基づく職位に分けられている（表8）。また、昇進は以下の方法で決められる：

- 一般的昇進制度（Echelon Advancement）：年功序列方式で2年毎に自動的に昇格する方法。
- カテゴリを越えて昇進する方法（例：カテゴリBからAへの昇進）：公務員養成所へ再度入学する、もしくは修士号・博士号等の学位を取得する方法がある。公務員・公共サービス刷新省によると、中央省庁のニーズに合った学位であれば昇進の際の評価対象となる。すでに公務員の者が昇進や別の省庁へ移るために養成所へ入ってからさらに高いポストを目指す方法としては、例として、公務員養成所の一つで政府事務総局の傘下機関である国家行政学院（ENA）へ入学する方法がある。ENAは課長級等の幹部ポストに就くためのリーダー養成専門学校の位置づけにあり、ENAの上級コースを卒業すると、次表のカテゴリA1（課長級）への昇進が可能となる。上限年齢も55歳まで入学が可能。
- 海外留学で取得した学位の評価・認定は公務員・公共サービス刷新省の「Direction des Etudes, de la Législation et du Contentieux（学位等の認定局）」に設置された委員会で行われる。委員会は多様なメンバーから構成されており、同省だけでなく、大統領府や大学教授、分野によっては民間企業も参加している。公務員・公共サービス刷新省によると、ドナーの奨学金プログラムで留学した場合は、自動的に昇進対象となるため、JDS留学も昇進対象となる。
- 課長級以上の職位に就くには修士号が必要となるポストもある。理工系の省庁であれば博士号が求められるポストもある。

1-1-1.に記載されているとおり、JDSの目的は、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して、将来の両国のパートナーシップの強化に資することであることから、日本留学後に、同目的の達成に大きく貢献することが期待でき、かつJDSの対象となりえるカテゴリAの人材（約6,600人）のなかの若手公務員（約3,000名）をJDSではターゲットとすることになる。

1-3-3. 公務員の人材育成制度

① 公務員の研修窓口

同国の公務員の研修窓口として、国内での研修を担当する大統領府の傘下機関である大統領府組織・メソッド室（BOM）、海外での研修（ドナーの奨学金事業）を担当する政府事務総局の傘下機関であるDCT（政府事務総局技術協力局）がある。

²⁰ 通常インターン先は養成所から紹介される。インターン期間は数カ月から1年程度と派遣先により異なる。

²¹ 近年では政府の予算の関係で公務員の採用数が少ないため、ENA以外の養成所を卒業する場合は、公務員に採用されないケースもある。

BOM は、(ア) 組織の管理 (中央、地方含む)、組織の構造、組織のニーズ等の把握、(イ) 公務員の人材育成と能力の強化、(ウ) 政策のモニタリング等を所管しており、国内研修は担当業務の一環となる。

また (イ) について、公務員の人材育成と能力強化のために、政府の予算にて、公務員が国内で研修を受ける際の奨学金の給付を行っている。具体的には、現在約 180 人の公務員が BOM から研修授業料の支援を受けている²²。BOM によると、政府が特に力をいれている分野 (農業、漁業) での奨学金数が多い。

DCT はドナーの支援による海外での研修事業の窓口となっており、日本政府、フランス政府、中国政府、韓国政府等のドナーの支援による長期・短期の研修・奨学金事業は全て、DCT を通して政府内への周知がされる。また、フランス政府及び KOICA の奨学金事業のように DCT が公募・募集の窓口業務を担当する事業もある。

② 公務員の研修

前述のように、公務員の人材育成の一環として、すでに公務員となっている者が昇進等を目的に ENA に入学し専門分野を学ぶ制度がある。ENA で研修を受けるための学費は政府が負担しており²³、また、ENA に入学すれば昇進は確約されているため²⁴、さらなるキャリア形成のために ENA への入学を希望する者は多い。ENA に入学可能な人数は年間 200 名程度であるが、ENA によると、2021 年は上級コースに約 5,000 名、一般コースには約 15,000 名が応募し、100 倍の高い競争率となっている。

③ 研修中の待遇

公務員の長期間の研修中の給与については、所属先が承認した研修であれば「インターン・研修生」という立場になり、研修中も所属先より給与が支払われる。

有給扱いで長期研修へ参加する方法は、例えばドナーの支援する留学プログラムの選考後に、公務員・公共サービス刷新省内の委員会にて承諾手続き (Acceptance Letter の発行) が必要となる。(委員会は 3 か月毎 (+臨時) に開催される)

申請者は委員会での承諾後、所属先省庁で認証され、有給で研修へ参加することが認められる (承認手続きには、1~2 週間程度かかる)。

²² BOM が授業料の支援を行っている研修は短期、長期とあり、研修実施機関は国内の大学となる。研修への参加希望者は所属先からの推薦状と申請書が必要となる。

²³ ENA 以外の養成所は有料で、BOM の奨学金が得られない場合は、学費を学生が支払う必要がある。また、所属先からの承認を取れない場合は、無給休暇となる。

²⁴ 公務員・公共サービス刷新省によると、ENA は同国内で第一の公務員エリート養成所として認識されている。

国家行政学院（ENA）について

- ENA では公務員の人材育成のために 2 年間の研修プログラムを 7 分野（行政、課税、関税、外交、経済、商業、財政）で提供している。各分野の人数は、毎年の政府のニーズにより異なる。
- ENA への入学方法：入学には、二通りの方法がある
 - ① 大学卒業後試験を受けて入学（18～33 歳）、ENA へ入学時点から公務員のステータスとなる
 - ② 公務員が 5 年以上の職務経験を経て入学（公務員～55 歳）
（②の例：公務員が 5 年の勤務の後 ENA へ入学し、卒業後昇進）
- ENA のコースには対象レベル別に（a）上級コースと（b）一般コースがある。例えば現在上級コースに 89 名が学んでいて、一般コースには 180 名が学んでいる。
（上級コースに約 5,000 名、一般コースに約 15,000 名が応募した。）
2 年間のカリキュラムの中には、省庁でのインターンシップも含まれている。
- 公務員のキャリアとの関係：一般的には、ENA 卒業後に昇進する。
※例えば、公務員（Controller/検査官）として 5 年勤務後 ENA に入学し、卒業後は Inspector（監査官）へ昇進する。
- ENA は公務員・公共サービス刷新省へ修了生のデータを送り、同省が各省のニーズによって修了生を各省へ配置している。

1-3-4. ジェンダー関連の政策について

セネガルは、1985 年 2 月に「女性に対する差別撤廃条約（CEDAW）」を批准した。セネガルにおける一般的なジェンダー格差の状況について、世界経済フォーラムによる 2021 年の世界男女格差指数では、西アフリカの国の中ではカーボベルデ（68 位）、リベリア（94 位）に次ぐ順位であり、156 カ国中 104 位に位置している。西アフリカの国の中で 3 位となっている理由としては、セネガルは女性の政治への関与の向上に努めており、女性の議員数の割合は高く²⁵、先の指標の順位では 38 位となっているためと考えられる。

²⁵ジェンダー平等の達成度の観点から包括的に評価する取り組みである「Equal Measures 2030」の評価では、セネガルは、すべての選挙の選挙人名簿に男女間の平等を義務付けるために 2010 年の平等に関する法律の導入を進める等、女性の平等を確保するように努めている。その結果、2012 年の選挙では女性議員数は議席 150 議席中 64 議席であったが、2017 年の選挙では 165 議席中 70 議席と増加した。

(<https://www.equalmeasures2030.org/datahub/2019-sdg-gender-index/country/senegal/#:~:text=Senegal%20has%20adopted%20the%20National%20Strategy%20for%20Equity,strategy%20also%20mandates%20gender%20budgeting%20at%20national%20level.>) (2022 年 5 月 9 日閲覧)

またセネガル政府は2010年の平等に関する法律の導入後に、「National Strategy for Equity and Gender Equality (2016 -2026)²⁶」を採択し、女性、少女、男性、少年が開発に参加し、国の発展から平等に利益を得る同じ機会を持つことを定め、ジェンダーの平等を推進している。また、この戦略は国家レベルでのジェンダー予算の割り当てを義務付けている。ジェンダーに関するナショナルマシナリーとしては、Ministry of Women, Family, Gender and Child Protection（女性家族ジェンダー子どもの保護省）が当戦略の策定と実施を担っている。

公務員・公共サービス刷新省によると、大統領の指示により、すべての省庁にジェンダー室が設置されている。女性家族ジェンダー子どもの保護省が策定した男女機会平等のための方針である National Strategy for Equity and Gender Equality (2016 -2026)では、具体的な数値目標はないが、当方針の中の「3.2. Orientation stratégique de la SNEEG」にてあらゆる施策にジェンダー平等の観点を取り入れるように明記されている。また、PAP2（2019～2023年）の戦略目標の中でも、「ジェンダー間の平等の推進」が目標の一つとして設定されているなど、ジェンダーに関連する政策が反映されている。なお、公務員の男女比について、数値目標はないが、2020年のデータによると男性64.8%、女性35.2%²⁷である。

1-4. 我が国の援助動向

1-4-1. 我が国の援助動向²⁸

我が国は、1960年のセネガルの独立と同年に同国と外交関係を樹立して以来、同国との間で良好な二国間関係を構築・維持してきた。2020年11月、在京セネガル大使館の主催により、日・セネガル外交関係樹立60周年記念式典が開催され、外務省から鷲尾英一郎外務副大臣が出席した。同副大臣からは、祝意を表するとともに、長年にわたる両国間の豊かな人的交流に言及しつつ、様々な分野で両国間の交流を一層深めていきたい旨述べられた。

1976年の開始以来、セネガルに対する我が国の経済協力は、同国の民主的安定と経済の健全な発展を促すため、経済開発支援を重視しつつ、持続的成長への貢献を目指した支援を行ってきた。また、これまで実施してきた我が国の知見や技術を活かした「人づくり」支援をさらに充実させ、ハード（施設整備）およびソフト（人材育成）を連携させた持続的な開発効果を確保するとともに、西アフリカ地域全体への波及を図っている。

2022年8月にチュニジアで開催予定のアフリカ開発会議（TICAD 8）に向け開催されたTICAD 閣僚会合での発表によると、我が国は「人間の安全保障の理念の下、「人」や「成長の質」に重点を置きながら引き続きアジェンダ2063及び持続可能な開発目標（SDGs）の実現を後押ししていく」ための取組を進める予定である²⁹。TICAD 8ではセネガルがアフリカ連合（AU）議長国となり、我が国にとって同国の重要度が増している。

²⁶ (<https://www.csoplcp.gouv.sn/pasneeg/documents/SNEEG2.pdf>)（2022年5月9日閲覧）

²⁷ 2020年の公務員・公共サービス刷新省の公務員データを参照。

²⁸ 外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp>)（2022年4月13日閲覧）。

²⁹ 外務省ホームページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000805.html)（2022年4月14日閲覧）

セネガルにとって、我が国の対セネガル経済協力実績は OECD 加盟国の中で第 5 位 (2019 年) であり重要なドナーの 1 つとなっている。無償資金協力を始め様々な ODA 事業を実施しており、その総額は累計で 1,638.21 百万ドル (2019 年度まで) となっている。2019 年度末までの対セネガル協力額の累計は、援助形態別にその内訳を見ると、有償資金協力 61.19 百万ドル、無償資金協力 1,065.95 百万ドル、技術協力 510.07 百万ドルにのぼる³⁰。

近年の我が国を含む主要ドナーによる援助実績の推移は次の図の通り。

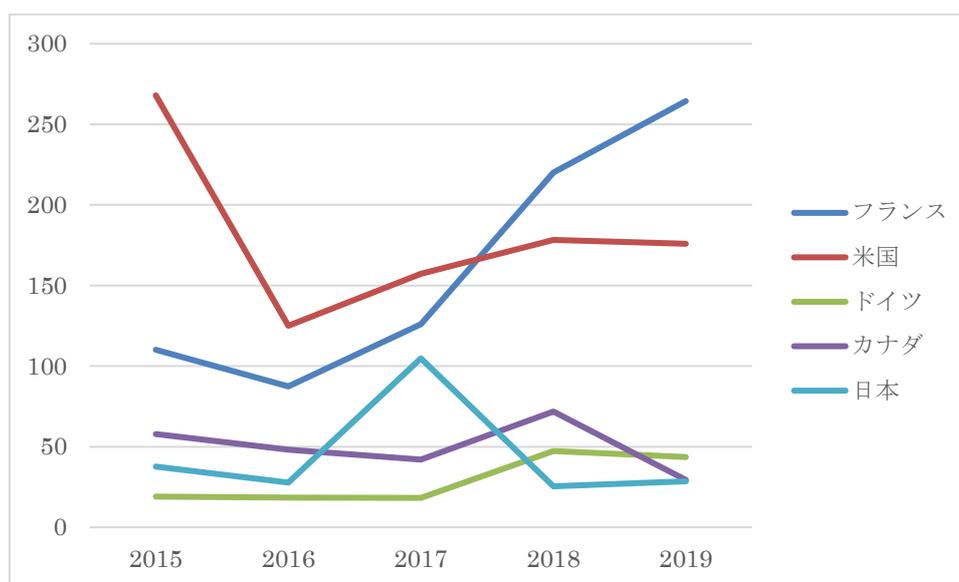


図 2 主要ドナーによる対セネガル援助実績推移 (DAC のみ)
(単位：百万米ドル、支出総額ベース)³¹

1-4-2. 我が国の留学制度

2021 年 5 月 1 日時点、国費・私費いずれを含む日本への留学生総数は 242,444 人である。出身地域別留学生の割合については、アジア地域からの留学生が 95.1% (1 位)、アフリカ地域からの留学生は 0.8% (4 位)³²となっている。出身国別留学生数では、セネガルからの留学生は 91 人 (2020 年度) である。

次の図は、同国留学生の過去 10 年間ににおける日本への留学動向を示したものである。セネガルから日本への留学生数は、2018 年をピークに近年減少傾向にあるが、10 年前と比べると 3 倍以上の留学生が日本に留学している。

³⁰ 外務省ホームページ、政府開発援助 (ODA)、国別データ集 2020。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page2w_000002.html#section8)

³¹ OECD の統計ホームページより作成 (<http://stats.oecd.org/qwids/>) (2022 年 4 月 1 日閲覧)

³² 「令和 3 年外国人留学生在籍状況調査結果」、2021 年、独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)

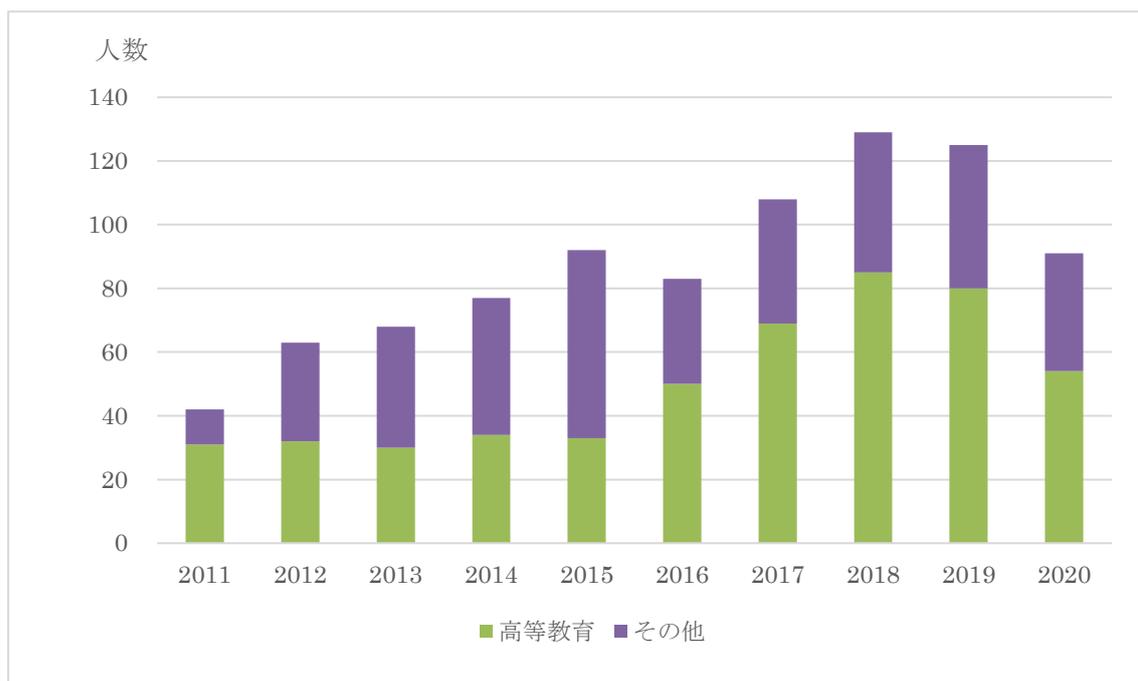


図3 セネガルから日本への留学生の推移³³

JASSO のデータによると、10 年間で私費留学生の増加が著しく、全体の留学生数の変化の要因となっている。特に「専門技術」及び「日本語」の習得を目的とした留学者数の増加が目立つ。

日本政府による、セネガルからの留学生を含む外国人に対する留学生事業は、主に 5 つの機関によって実施されている。JDS と同様に、行政官を対象としたものは、文部科学省国費留学生、日本政府から国際機関への拠出金を通じた奨学金事業、JICA の長期研修員の 3 つに大別される。次ページの表は、これらの概要を整理したものである。なお、文部科学省の国費外国人留学制度、JICA の長期研修員 (ABE イニシアティブ³⁴、SDGs グローバルリーダー・コース (以下、「SDGs コース」) 含む) 以外の奨学金事業は、セネガルに特化して派遣数や分野等のプログラムが組み立てられているわけではないため、同国からの派遣者数は少ない。

³³ JASSO から入手したデータを纏めた。

³⁴ アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth

表9 セネガルにおける我が国の留学制度

| 実施機関 | 事業名 | 趣旨等 |
|-------------------|---|--|
| 文部科学省 | 国費外国人留学制度 | 日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。 |
| 日本学術振興会 (JSPS) | 外国人研究者 招へい事業 | 個々の外国人特別研究員の研究の進展を支援するとともに外国人研究者との研究協力関係を通じた日本の学術研究の推進及び国際化の進展を図る。 |
| | 論文博士号取得希望者 に対する支援事業 | アジア・アフリカ諸国の優れた研究者が日本の大学において大学院の課程によらず論文提出によって博士の学位を取得できるように支援する。対象国の学術研究水準の向上と日本と対象国の学術交流関係の発展を目的とする。 |
| 外務省 | 日本／世界銀行共同大 学院奨学金制度 (JJ/WBGSP) | 欧米、日本等の開発関連分野の修士課程において学ぶ機会を途上国の中間管理職の人々に対して提供する。25年以上前より日本政府の拠出金により運営されている。これまで5,000人以上が受給、2億ドル以上が日本政府から執行されている。開発途上国の官民両方が対象。 |
| | 日本アフリカドリーム 奨学金プログラム (JADS) | 関連する専門的な経験および自国の開発に従事してきた歴史を持つアフリカ開発銀行(AfDB)加盟国を対象に、エネルギー開発もしくは関連分野における大学院プログラムで、奨学生は帰国後に母国へ戻り、得た知識と技術を使って自国の持続可能な開発に寄与することが求められている。 |
| JICA | 長期研修員 ³⁵ | 開発途上国のJICA事業のカウンターパートや相手国政府関係機関の優秀な若手人材を1年以上受け入れ、総合的かつ高度な知識・技術を習得させる技術協力事業。 |
| | アフリカの若者のための 産業人材育成イニシ アティブ(以下、「ABE イニシアティブ」)「修 士課程およびインター ンシップ」プログラム | アフリカ諸国において産業開発を担う優秀な若手人材を外国人留学生として、修士課程へ受け入れ、また日本企業への見学およびインターンシップ実習を行うプログラムとなっている。プログラムを通じて、アフリカにおける産業開発に資する日本とアフリカの間での人脈が形成され、日本企業がアフリカにおいて経済活動を進める際の水先案内人として活躍することが期待されている。 |
| 国際交流基金 | 日本研究 フェローシップ | 海外における日本研究を振興するために、日本について研究する学者・研究者・博士論文執筆者等に、日本での研究・調査活動を行う機会を提供する。自然科学・医学・工学分野は対象外。期間は最長14カ月まで。 |

³⁵ ABEイニシアティブ以外の長期研修員事業。

(1) 国費外国人留学生制度（文部科学省）³⁶

JDS 事業と同様に大学院課程を対象とする研究留学生等の制度であり、毎年留学生をセネガルから受け入れている。セネガルからの修士留学生及び博士留学生の過去 5 年間の受入れ数（在籍数）は、以下の表のとおりである。対象分野は決まっていない。

同国の候補者の特徴として理系の学生が多く、セネガルの気候に耐えうる稲を含む農作物の研究や、セネガルにおける疫病の解決のための病理学の研究等、日本の先進的環境で学んだことをセネガルに還元したいと希望する留学生もいる。

表 10 国費外国人留学生制度による受入実績（在籍状況）

| プログラム | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 博士 | 4 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 修士 | 6 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 3 | 1 |

出典：JASSO より情報入手

表 11 国費外国人留学制度における大学院課程を対象とするプログラム

| 研究留学生 | |
|--------|---|
| 目的 | 日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。日本の大学にまず研究生として1年半～2年間学び、当該期間に大学院（修士・博士）の入学試験に合格すれば、奨学金給付期間が延長される。日本語能力のない者はそのうち半年間が予備教育機関となる。 |
| 設立年 | 1954年 |
| 募集分野 | 日本の大学院で受け入れ可能な全ての分野 |
| 教授言語 | 日本語または英語（積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者） |
| 定員 | なし |
| 主な資格要件 | 年齢：35歳未満 職務経験：不問（学部生も対象） |
| 選考方法 | 在外公館による選考・推薦、日本の大学による推薦 |

(2) ODA による留学スキーム

JDS の導入に関して、本調査では同国を対象として実施する JICA の留学事業の全体像における JDS の位置付けの確認を行った。ODA による留学スキームでは、JDS 事業の他に、すでに ABE イニシアティブおよび SDGs グローバルリーダー等が実施されていた。ABE イニシアティブについては、今後も民間人材および右記に資する公的機関をメインターゲットとし、SDGs グローバルリーダーについては、地方公務員をメインのターゲットとすることで整理することとした。

³⁶ アフリカ諸国は国費外国人留学制度の一つであるヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）の対象には入っていない。

表 12 セネガルにおける JICA の人材育成事業計画

| 研修の種類 | 人材育成事業のスキーム | 人数/年 |
|--------|-------------------------------|------|
| 無償資金協力 | JDS（主要官庁の公務員が主なターゲット） | 10名 |
| 長期研修 | ABE イニシアティブ（民間人材が主なターゲット） | 約4名 |
| | SDGs グローバルリーダー（地方公務員が主なターゲット） | 1名 |
| | その他の長期研修 | 約3名 |

(3) 現地における同窓会活動

帰国研修員同士のネットワーク作りを目的とし、JICA セネガル事務所の研修員同窓会組織（ASEJ: Association des Ex Stagiaires du Japan）は JICA の研修修了生のイニシアティブにて自主的に設立され、現在では、200 名以上の会員が登録して活動を行っている。同会には、6 人のボードメンバーと運営委員会に 13 人の委員が任命され、同窓会長を中心に日本で学んだ知識や技術を共有するセミナーを開催するなどの活動を行っている。

セネガルでは他に、ABE イニシアティブの帰国研修員の中で、民間企業に勤務する者が中心となって、他アフリカ諸国の帰国研修員との連携を図りながら積極的にビジネス機会の情報交換を行う等の同窓会活動（KAKEHASHI アフリカ）を行っている。

1-4-3. 民間の協力・交流状況

2020 年 10 月時点における、セネガルへの進出する日系企業の拠点数は 20 社³⁷である。過去 3 年で 200 億ドル規模だった対アフリカ官民投資を今後更に拡大するための我が国の取組の一環として、2020 年 2 月、中谷真一外務大臣政務官を団長とする、アフリカ貿易・投資促進合同ミッションがセネガルを訪問した。その後 2020 年 7 月、新たに日本企業専用の経済特区（DIASS 地区）が設置され、経済特区への企業誘致活動も開始されている³⁸。

1984 年、日本はセネガル政府の要請を受けて、無償資金協力によりセネガル・日本職業訓練センター（CFPT）を設立し、センター運営や指導官への技術指導、カリキュラム作成などの技術協力を行ってきた。CFPT は、これまでに 4,000 名以上の卒業生を輩出し、セネガルで有力な通信会社の技術者の約 2 割がセンター出身者とも言われており³⁹、西アフリカ諸国の産業分野の人材育成に大きく貢献している。

³⁷ 外務省ホームページ（海外進出日系企業拠点数調査）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html）

³⁸ 外務省ホームページ（アフリカ貿易・投資促進合同ミッション）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/page3_002813.html）

³⁹ 外務省ホームページ（ODA メールマガジン第 414 号 2020（令和 2 年）年 1 月 24 日発行）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/bn_414.html#section1）

このような状況で、日本企業が投資・進出する環境も整いつつあることから、日本企業と JDS 留学生とのマッチングの機会を企画していくことは今後重要である。他国の例では、これまで JDS では壮行会等のイベントに現地の ODA 事業関係者だけではなく、日本企業関係者を招待して JDS 留学生との交流の機会を作ってきたが、新規で事業が開始されるセネガルでも、積極的に交流の機会を企画することで、日本企業と政府で活躍する JDS 留学生とが連携・協力するきっかけとなる交流の場を提供することが重要である。特に対象機関となった経済計画協力省や APIX については国内外の投資の窓口機関となっており関係強化が望まれる。

1-5. 他ドナーの援助動向⁴⁰

1-5-1. ドナーの援助動向

OECD 加盟国の対セネガル経済協力実績（2018 年）では、1 位はフランス、2 位米国、3 位カナダ、4 位ドイツ、5 位日本となり、我が国は二国間援助で重要なドナー国の一つである。他方、セネガルと中国は政治経済の両面において緊密な関係にあり、習近平国家主席が同国を訪問した 2018 年の中国の経済協力額は約 65 百万ドルとなり、現在進行中の協力内容には、①一帯一路に基づくインフラ整備、②2018 年の中国アフリカフォーラムにて提唱された八大大行動に基づいた協力関係の深化、③人的交流（留学生の受入れ等）が含まれており、同国における中国のプレゼンスが増している⁴¹。

1-5-2. ドナーの奨学金事業

セネガルでは、様々なドナーにより奨学金プログラムが実施されている。JDS と同様、行政官の育成を主な目的とする留学事業として、韓国国際協力団 (KOICA) の奨学金事業がある。

他に、公務員だけでなく民間セクターも含め広く優秀な留学生を募集するものとしては、フランス政府奨学金、中国奨学金事業等の奨学金プログラムがある。フランス政府はセネガルの元宗主国として同国と政治経済的に強い関係を持ち、民間及び政府の若手リーダーの育成を積極的に行っている。

⁴⁰ 外務省ホームページ（国別データ集 2020 年）（2022 年 3 月 24 日閲覧）

⁴¹ セネガル共和国 JICA 国別分析ペーパー、独立行政法人国際協力機構、2020 年 10 月（セネガル国 JCAP 2020）を参考に纏めた。（<https://www.jica.go.jp/senegal/ku57pq0000046ge8-att/jcap.pdf>）

表 13 セネガルにおける JDS と他ドナーの留学事業の比較

| 事業名 | 対象 | 学位 | 分野 | 受入人数 |
|-------------|------|----------|---------------------------|---------------------------|
| JDS | 公務員 | 修士 | 公共政策、産業人材育成、農業・地方開発、保健行政等 | 10名／年 (2023年からの予定) |
| フランス政府奨学金 | 一般公募 | 博士 | 社会・人文科学、自然科学等 | 約 50 名／年 |
| フランス政府/ IFC | 公務員 | 修士 | 財政、金融 | 約 3 名／年 |
| 中国政府奨学金 | 公務員 | 学士、修士、博士 | 工学、農学、経済・経営等 | 約 48 名／年 (2019 年までの実績) |
| KOICA 奨学金 | 公務員 | 修士 | 経済政策、貿易、農業等 | 約 3~5 名／年 |

(1) フランス政府奨学金（長期・短期研修）

① 政府公務員を対象とした研修（デグリープログラム） フランス政府/ IFC

Public Finance School に毎年 3~4 名を 8 カ月間派遣する奨学金プログラムを実施している。当プログラムでは、IFC（国際金融公社）と協力しセネガル政府の若手職員をフランスの Public Finance School に 8 カ月間派遣し、財務分野の修士号を取得するための奨学金プログラムを提供している。当研修では財政を学ぶことが可能であるため財政予算省の職員が主に派遣されている。

フランス政府/ IFC は留学の費用（住居費含む）を全額負担している。DCT は募集に関する政府内での情報発信や省庁からの応募受付を行う等、プログラムの現地における運営を担当している。

② 政府公務員を対象とした研修（ノンデグリープログラム） フランス政府

年間、長期・短期の合計約 3 名の若手公務員をフランス国立行政学院（ENA）へ派遣する奨学金プログラムがある。約 10 年前にプログラムが開始され、フランス政府とセネガル政府の窓口となっている DCT との間で覚書（MOU）を交わして実施している。

フランス政府は留学の費用（住居費含む）を全額負担している。DCT は募集に関する政府内での情報発信や省庁からの応募受付を行う等、プログラムの現地における運営を担当している。

応募者数はおよそ 100~150 人/年で競争率は毎年 50 倍近い。選考プロセスは、一次選考、二次試験（筆記試験）、最終選考（面接）⁴²がある。留学期間は 6 カ月間（短期、1 名程度）または 1 年間（長期、2~3 名程度）。応募資格要件として、短期の場合は学士号取得済み且つ最低 2 年間の政府機関勤務経験が必要となり、長期の場合は修士号取得済み且つ最低 5 年

⁴² 面接は、フランス政府の代表者（フランス大使館職員）がダカールで実施。地方在住者についてはオンライン面接を実施している。

間の政府機関勤務経験が求められる。

③ 博士課程留学プログラム

年間 50 名の博士留学生をフランス政府の奨学金事業で受入れている。対象は公立大学の学生。毎年応募者は約 200 名。博士課程留学に限定しており、修士課程留学は対象に含まれていない。毎年契約更新を行い、最大 3 年間奨学金を支給。(過去に 3 年で修了できない学生もいたため、毎年、研究の進捗確認をしつつ更新をする方法に 2021 年から変更した)

人文社会科学系、環境系、工学系、医療系の 4 分野にて受入れしており、選考では、それぞれの分野でフランス側・セネガル側代表者からなる審査パネルを形成し、合同審査を行っている。

④ 同窓会組織やフォローアップ活動について

フランス政府は、同窓生のフォローアップ活動を積極的に行っており、1 年に 2 回、フランス留学した留学生のための帰国生同窓会「France Alumni」を実施し、約 100~200 名が参加している。「France Alumni」では、新規ビジネスの起業や女性の社会進出等、特定のテーマに沿ってセミナー形式で行っている。テーマは同窓会メンバーからも提案できるが、ほとんどの場合、大使館側が提案している。

また、大使館が支援する「France Alumni」とは別に、独立した同窓会組織がある。(ENA の同窓会組織、フランス政府(司法省)とセネガル政府のもとで運営されている法学分野の同窓会組織(今年から開始)等)

(2) 中国奨学金事業

財務財政予算省からのヒアリングによると、2019 年までの中国政府による研修事業はセネガルに対して数多く実施されてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で 2020 年から中国政府の研修件数が激減している。

DCT からの情報によると、2021 年度は中国政府からセネガル外務省への奨学金の公募開始のレターの到着が遅れ、締め切りに間に合わなかったため派遣は無かった。

中国(ダカール大学内の孔子学院)は中国語の留学のみ実施している。中国語検定 3 以上は 6 カ月の研修に派遣される。中国語検定 4 以上は 2~4 年の留学機会を得ることが可能となる(孔子学院からの情報)。

(3) KOICA 奨学金事業(韓国)

① 奨学金プログラム

韓国の KOICA 奨学金事業では、現在年間 3~4 人(年間最大 5 名程度)を修士課程で受入れている。応募条件等は全て KOICA 本部が決定し全対象国からほぼ同じ条件で受入れている。博士課程での受入れは無い。

対象分野は KOICA 本部と大学が決めている。15～20 分野あるが、セネガルで力を入れている分野（農業、保健、教育分野）については、直接当該分野の省庁に応募勸奨の資料を送っている。募集は、DCT を通じて各省庁への周知を行っている。

応募者は、省庁および所属先より選ばれる推薦制を取っている。応募可能な年齢は、40 歳以下である。留学条件として、家族同伴は許可していない。

選考はすべてオンラインで実施している。書類選考後、KOICA セネガル事務所がオンライン面接を実施し、その後、KOICA 本部が大学と調整し、大学によるオンライン面接が行われる。

同国での募集における課題は、フランス語圏であるため、英語での留学プログラムへの希望者数が少ないことである。選考における課題は、英語力がある候補者が少ないため、応募しても面接で不合格となるケースが多く、合格者も 5 名以下に留まっていることである。

② フォローアップ活動

セネガルの KOICA の同窓会（ALASCO : Alumni des Anciens stagiaires Sénégalais Corée du Sud）には短期・長期全ての研修員が参加している。KOICA 本部よりセネガルの同窓会活動のために、年間 15,000～18,000 USD の予算が確保され、活用されている。

同窓会には帰国研修員代表の 5 名で構成される委員会があり、年間の活動内容を検討している。同窓会の活動では、文化交流、知識の共有を目的としたセミナー、孤児院への寄付等を実施している。広報活動の一環として、各セミナーを録画し同窓会のフェイスブックに動画を投稿して、参加者以外の者も閲覧できるように工夫している。

1-6. 対象機関の人材育成ニーズおよび人材層の状況

JDS の成果発現の前提条件となる、適格な人材の選出に向け、対象機関の人材育成ニーズや人材層の状況を把握するため、アンケートと聞き取り調査を実施した。

(1) アンケート調査の概要

2021 年 10 月から 2022 年 3 月にかけて、JDS の対象機関として予定されている政府機関に対してアンケート調査を実施した。アンケート用紙はフランス語で作成した。

- アンケート送付日：2021 年 10 月 12 日
- 締切：2021 年 10 月 22 日（回答率が低く、10 月以降 2022 年 3 月末まで回収を継続）
- 送付先：18 組織（対象機関として予定されている政府機関）
- 回収率：66%（18 組織中、12 組織が回答）

(2) 聞き取り調査の概要

国内における既存資料の分析結果及びアンケート調査の結果を踏まえて、2021年10月から2022年3月までにオンラインによるJDS事業関係者との面談と協議、及び主要対象機関を直接訪問して、人材育成ニーズや開発課題を聞き取った。併せて、新しく開始されるJDSに関する説明とJDSへの協力依頼を行った。

(3) 本調査のファインディング

① 人材育成ニーズ

アンケート及び聞き取り調査で確認した対象機関の人材育成ニーズについて、専門分野を中心としたプロフェッショナルな分野について次の表にまとめた。

表 14 主要対象機関の人材育成に関する優先分野（専門分野）⁴³

| 組織名 | 専門分野 | | |
|---|---------------|--------------------------|---------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| Ministry of Live stock and Animal Production | 家畜の健康管理 | 家畜の生産 | 家畜の製品マーケティング |
| Ministry of Economy, Plan and Cooperation | 経済 | 金融 | 投資 |
| Ministry of Foreign Affairs | 外交 | 外国語 | 経営 |
| Ministry of Finance and Budget | 財政 | 投資、官民連携（交渉のノウハウ含む） | ガバナンス（公共政策） |
| Ministry Of Digital Economy and Telecommunication | IT、ネットワーク | 開発者、プログラマー、エンジニアリング、研究開発 | |
| Ministry of Urbanism, Housing and Public Hygiene | 公共経営 | 都市化・都市計画 | 土木工学 |
| Ministry of Commerce and SMEs | マクロ経済 | 金融 | 投資 |
| Ministry of Industry Development and the Small and Medium Industries | 産業開発 | 投資、バリューチェーン | 監査・統制管理 |
| Executive Secretariat of the National Food Security Council (SE/CNSA) | 食料安全保障 | モニタリング・評価 | 財務 |
| Ministry of Environment and Sustainable Development | エンジニアリング | 成果主義的経営 | 採用とコンピテンシーの管理 |
| Ministry of Health and Social Protection | 医療における専門分野の研修 | 麻酔科専門医の育成 | 新しい医療技術 |

経済計画協力省からは、経済・金融・投資分野についての人材育成ニーズ等が挙げられた。また、財政予算省からは、財政、官民連携・ガバナンス分野についての人材育成ニーズが挙げられた。

⁴³ 12 機関中 11 機関より当該項目へ回答。

また、専門分野の能力とは別に、行政官に必要な管理能力や事務処理能力等を中心とした人材育成ニーズについて次の表にまとめた。各省庁からマネジメント、リーダーシップ、コミュニケーション等の能力についての人材育成ニーズが挙げられている。

表 15 主要対象機関の人材育成に関する優先分野（管理能力・事務処理能力）⁴⁴

| 組織名 | 管理能力・事務処理能力 | | |
|---|---------------|--------------------|--------------------|
| | 1 | 2 | 3 |
| Ministry of Livestock and Animal Production | マネジメントとプランニング | IT 関連スキル、コミュニケーション | 法律、人事管理 |
| Ministry of Economy, Plan and Cooperation | マネジメントとプランニング | リーダーシップ | IT 関連スキル |
| Ministry of Finance and Budget | マネジメント | 人材管理 | IT 関連スキル |
| Ministry of Urbanism, Housing and Public Hygiene | コミュニケーション | | |
| Ministry of Commerce and SMEs | マネジメント | リーダーシップ | コミュニケーション |
| Ministry of Industry Development and the Small and Medium Industries | 行政管理能力 | マネジメント | リーダーシップ |
| Executive Secretariat of the National Food Security Council (SE/CNSA) | マネジメント | コミュニケーション | 人事管理 |
| Ministry of Environment and Sustainable Development | コミュニケーション | 成果主義的マネジメント | 採用方法、職員のコンピテンシーの管理 |
| Ministry of Territorial Collectivities | 事務的レポート作成 | IT 研修 | |

② 主要な留学先

アンケート調査で、対象機関の課長級以上の高官の留学状況を確認したところ、回答のあった 12 機関中 3 機関の高官が修士留学していた。また、留学先としては、フランス、カナダ、中国等であった。

各対象機関が職員の派遣を希望する留学先では、日本と中国が 1 位であった。他に、米国、ドイツ、韓国をあげる省もあった。日本と中国が 1 位になっている理由としては、現地での日本や中国の支援の認知度の高さが影響しているものと考えられる。

⁴⁴ 12 機関中 9 機関から当該項目へ回答。

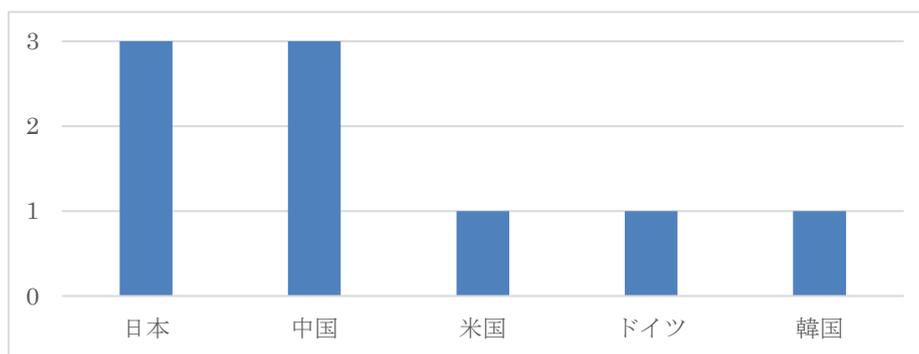


図4 主要対象機関の職員の留学先として希望する国

③ JDS 事業（日本留学）に対する期待

JDS 事業（日本留学）に対する期待について、Ministry of Live Stock and Animal Production からは「これまでのトレーニングは技術的なものが多かったが、管理部門の職員は企画、IT、法律、人事などの分野での人材育成が必要であり、JDS 留学の機会を活用したい」という回答があった。また、Ministry of Industry Development and the Small and Medium Industries からは「政府の新しい産業政策に基づき、産業開発、バリューチェーン、自動車産業、製薬産業分野の人材育成ニーズがある」との回答があった。

これらの回答から、政府機関で JDS を活用した人材育成ニーズ、そして JDS に対する期待値が高いことが伺える。長期研修との棲み分けを踏まえ、各省では政策策定に携わる上位職層の育成にニーズがあり、JDS への期待は高い。

④ ドナーの奨学金プログラム

奨学金プログラムで職員を留学させているとの回答は 18 省中 4 省からあった。そのうち、日本、フランス、韓国の奨学金プログラムを活用し職員を留学させていた。中国政府の奨学金事業に職員を派遣しているケースは確認されなかったが、過去、中国に短期研修で職員を派遣していた 3 省 (Ministry of Livestock and Animal Production、Ministry of Finance and Budget、Ministry of Commerce and SMEs) では、20 名以上の職員を中国政府の支援で派遣していた。

表 16 対象機関の職員が派遣されているドナーの海外奨学金プログラム

| 組織名 | 奨学金 | ドナー | 学位 | 分野 |
|---|-----------------------|-------------|--------|-------------------|
| Ministry of Livestock and Animal Production | JICA | Japan | Master | Animal Production |
| Ministry of Finance and Budget | Public Finance School | France/ IFC | Master | Finance |
| Ministry Of Digital Economy and Telecommunication | JICA | Japan | Master | IT, Economics |
| Ministry of Commerce and SMEs | WTO Program | WTO | Master | Economics |
| | KOICA | South Korea | Master | Economics |

第2章 JDS の事業内容

2-1. JDS の事業概要

前述の通り、JDS は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、開発途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。

JDS の特徴は、個人の留学支援を目的とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する援助重点分野（サブプログラム）に携わる人材の育成に主眼が置かれている点にある。

本調査では、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の国別開発協力方針に基づき設定されたサブプログラムにおける人材育成ニーズおよび想定される対象機関における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージ（フェーズ）とした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行うものである。

セネガルにおいては、2021 年 10 月から 11 月に実施された第一回現地調査にて、JDS の事業枠組みをセネガルの開発計画、国別開発協力方針及び対象機関のニーズ等を基に検討し、先方政府と協議を行った。その結果、計画的な人材育成に資するため、JDS 事業の基本枠組みに基づき、4 期（2023 年～2026 年）の受入れとすることについて合意を得た。また、受入人数に関しては、修士課程最大 10 名の留学生を毎年受入れることで合意を得た。なお、受入大学については、2022 年 1 月に実施された第 2 回現地調査にて、先方政府との協議の結果、日本側が提案した大学配置案にて合意を得た。

なお、博士課程での受入れについては、協議の結果、セネガル政府においては博士留学に対するニーズが現状では必ずしも高くないため、今フェーズでの受入れは見送ることで合意した。

2-1-1. プロジェクトの基本設計

2021 年 10 月から 11 月に実施された第一回現地調査において、対象国の国家開発計画や我が国の対セネガル国別開発協力方針に基づくと共に、セネガル政府の人材育成ニーズを踏まえて、次表の通りセネガル JDS の援助重点分野、開発課題および想定される研究テーマが決定された。これらの援助重点分野、開発課題は、セネガルの開発課題に取り組む中核となる行政官および公的機関職員の育成を支援することを目標として設定されたものである。

表 17 セネガル JDS の枠組み (2023 年～2026 年度受入)

| JDS 援助重点分野 (サブプログラム) | JDS 開発課題 (コンポーネント) | 研究テーマ |
|-------------------------|---|---|
| 政策策定・実施機能 の強化 | 1. 行政能力の向上 | 政治経済、ガバナンス・行政 統計学 経済学 地方行政 国際関係 ICT、データ処理、サイバーセキュリティ、 デジタル経済 防災学、気候変動対策 水産資源管理 環境学、環境管理、グリーン・エコノミー 教育・職業訓練、研究・イノベーション 観光振興 |
| | 2. 経済計画/政策、公共財政管理 及びビジネス環境・競争力の向上 に係る能力向上 | 公共財政管理/公共投資 統計学 農協論、アグリビジネス 海外投融資 輸出促進 ビジネス環境整備 |
| | 3. 保健医療政策と社会保障に係 る能力向上 | 予防・衛生戦略 医薬品開発振興 健康サービスの管理・ユニバーサル・ヘル ス・カバレッジ (UHC) |

(1) 受入人数

セネガルの省庁内の公務員数 (45,000 人⁴⁵) について、現地調査で確認したキャリアパス及び対象機関のニーズ等を踏まえ、JDS のターゲットとなり得る層は約 3,000 人 (カテゴリーA) であることを確認した。中長期的に質の高い候補者を継続的に確保するため、DCT との協議の結果、10 名を上限とすることで合意を得た。

コンポーネント 1「行政能力の向上」及びコンポーネント 2「経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上」に関連する各省 (経済計画協力省、財政予算省、公務員・公共サービス刷新省、内務省) でのヒアリングでは、修士号等の学位をもつことで昇進に有利になること、マネジメント層の人材育成が課題であることが確認され、JDS 事業への高い関心と期待が示された。

各対象機関へのヒアリングでも、大統領府事務局、産業開発・中小企業省、デジタル経済・通信省、水産・海洋経済省、保健社会活動省等の人事局担当者から、他国ドナーの提供する研修は短期の技術研修が中心で長期間の留学の機会は数が限られているため、各省の若手職員の政策立案能力の強化を図る留学プログラムである JDS の開始は歓迎され、若手職員を派遣し人材育成を図りたいとの強い関心が示された。国家食料安全保障協議会の局長は世界銀行の奨学金プログラム⁴⁶で留学したことが自身のキャリア形成に繋がった点に言及

⁴⁵ 経済計画協力省：職員数 453 名。(本省勤務の職員数。傘下の統計庁職員などは含まない)

財政予算省：約 3,600 名 (地方含む)、公務員・公共サービス刷新省：270 名

⁴⁶ 日本/世界銀行合同大学院奨学金プログラム (JJ/WBGSP)

し、日本政府が実施する途上国の人材育成を支援する留学事業を高く評価していた。また、「JDSを通して部下を毎年日本留学させたいので、募集が始まったら必ず情報提供して欲しい」との要請があった。JDS事業を通じて、職員を継続的に留学させることに強い意向を示し、募集開始の際に速やかな情報提供を希望する旨、要請があった。

(2) 開発課題（コンポーネント）、研究テーマ

第一回現地調査において、対象とする開発課題について、調査団から日本側の案として開発課題1「行政能力の向上」、及び開発課題2「経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上」について提示したところ、セネガル側より合意を得た。

また、セネガル側より現状のコロナ禍において保健行政の強化が最重要課題の一つと位置付けられており、政策策定に携わる行政官の能力向上が喫緊の課題となっていることが示されたため、先方の意向を踏まえ、開発課題3については、当初予定していた「都市及び地域開発計画/政策に係る能力向上」に代えて「保健医療政策と社会的保障に係る能力向上」で合意した。

なお、開発課題2については、当初「経済計画/政策、公共財政管理及び投資環境整備に係る能力向上」を提案していたが、セネガル側の強い要望により、JDSを通して同国のビジネス環境のさらなる改善による企業活動の活性化等に寄与するために「ビジネス環境と競争力強化」を目指す分野を追加の上で開発課題名にも追記を行い、双方合意に至った。

JDSの各開発課題の設定に係る背景は以下の通り。

開発課題1 行政能力の向上

セネガル政府は、2014年に2035年の新興国入りを目指とする「セネガル新興計画」(PSE)を発表し、17項目の行政改革事項を明示した。5年単位の優先活動計画であるPAP、PAP2、及びPAP2A⁴⁷の中で活動内容をリスト化して公表した。それらを確実に実施し、PSEの目標を実現するべく、適切に進捗をモニタリング・評価し、柔軟に実施手法を改善するなど、行政に反映していくとしている。

経済発展によるPSE目標実現に向けては、PSE進捗管理室(BOS)や若年・女性起業緊急支援局(DER/FJ)を新設するなどし、政策実施能力の向上を図っている。一方で、省庁間で所掌分野が重複し、活動の拠り所になる法律が整備されていない等の現状も認められる。このような中、大統領府をはじめ、政府横断的に活動する行政官の育成を通じ、行政能力の向上(政府内の調整能力向上を含む)と制度構築の継続が望まれる。

開発課題2 経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上

セネガル政府は、2014年に、2035年の新興国入りを目指とするPSEを掲げ、司法、行政、財政、インフラ等17項目の行政改革事項を推進することで社会経済発展に取り組んでいる。PSEの目標に到達するためには各セクター省庁の活動計画の実現、及び各省庁における適正

⁴⁷ 「1-1-4. 開発計画」を参照。

な予算管理が重要になるが、国家予算の執行および管理に課題がある。またセネガルは新興国に近づいている中、さらなる外国投資を呼び込むための投資・ビジネス環境整備へのニーズも高い。このような状況から、セネガルにおいては経済・公共財政・公共財政管理分野の政策・制度策定及び投資・ビジネス環境整備を担う行政官の能力向上が急務となっている。

開発課題3 保健医療政策と社会保障に係る能力向上

セネガル政府は経済の構造改革と成長を一つの柱としたPSEの実現のために、新型コロナウイルス感染拡大の経済への影響を最小限に抑えるために製薬産業および薬剤の開発にも力を入れている。加えて、同国保健社会活動省が策定した「国家保健社会開発計画（PNDSS）2019-2028」では、①保健・社会福祉分野の財政及びガバナンスの強化、②保健・社会福祉のサービス提供の発展、③社会的保護の促進の三つを柱としてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）及びSDG 3⁴⁸の達成を目指している。

他方、近年の経済成長に伴う政府支出が増加する中、保健予算の割合は相対的に低下しており、財政予算省より配分された予算に対する保健セクターの予算執行率の低さも課題となり、公共財政管理や保健行政運営の改善が課題となっている。このような状況から、保健行政、保健・社会福祉のサービス改善、保健財政等を担う行政官の能力向上が必要不可欠となっている。

(3) 対象機関

中央省庁での中核人材の育成という JDS の目的を踏まえ、アンケート調査及びインタビュー調査等を通じて、留学に係るニーズ等を確認し、中央省庁および地方の出先機関を対象とすることを提案し、セネガル側より合意を得た。コンポーネント 1 および 2 においては、公社も対象となり得るが、公社は独自に職員を採用しており、職員のキャリアパスが必ずしも明確ではないため、本フェーズは投資環境整備および日本企業支援の観点から関係構築が望まれる APIX のみをコンポーネント 2 の対象機関とすることを提案し、合意を得た。

なお、セネガルでは公務員及び APIX 職員において、現状では留学を承認する制度はあっても学位取得後の復職を政府及び留學生の双方で合意する人事制度がないため、復職を担保する誓約書等を同国政府の実施機関となる DCT もしくは各留學生の所属先組織と留學生の間で締結し、留学中のポストの維持及び復職後に昇格できる道筋を作る必要がある。当件については引き続き現地で情報収集を行い、適切な対応策と誓約書等の内容について、事業の全体方針を決める 8 月頃に開催予定の第一回運営委員会の前までに検討することで合意を得た。

⁴⁸ 持続可能な開発目標（SDGs）の中の目標 3「あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」。

また、第一回現地調査のミニッツ上で、対象機関については、変更の希望があれば第一回運営委員会で見直すことで合意した。当ミニッツにて合意した対象機関は政府の重要省庁の中の 18 機関⁴⁹であるが、対象機関については毎年実施する第一回運営委員会にて検討し追加することが可能であるため、セネガルのニーズに沿って優秀な候補者を獲得するために毎年見直しを行い、検討していくことが重要である。

さらに、各コンポーネントで対象機関を設定することなく、対象機関となっている組織に所属する公務員で且つ職務に合っている分野であれば 1～3 のいずれのコンポーネントでも応募可能として応募の選択肢を広げる柔軟性も優秀な候補者を獲得するために重要である。

(4) 受入大学

本調査に先立ち、JICA はこれまで JDS 留学生の受入実績のある大学および新たに受け入れを希望する大学に対して、セネガル JDS における想定対象分野／開発課題を提示し、受け入れを希望する分野・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、7 大学 12 研究科から計 13 件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでの JDS 留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICA において評価要領に基づき受入提案書を評価した。その後、本調査の現地協議において、各コンポーネントに対して提案のあった本邦大学の中から日本側の評価による上位大学をセネガル政府側に提示し、各大学の特徴等について説明した。その結果、次表の通り受入大学および受入人数枠で合意した。

表 18 セネガル JDS の受入大学（最大受入人数 10 名）

| JDS 援助重点分野（サブプログラム） | JDS 開発課題（コンポーネント） | 大学 | 研究科 | 予定人数 |
|---------------------|---|--------------------|-------------------------|------|
| 政策策定・実施機能の強化 | 1. 行政能力の向上 | ・国際大学 ・九州大学大学院 | ・国際関係学研究科 ・生物資源環境科学府 | 4 |
| | 2. 経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上 | ・国際大学 ・名古屋大学大学院 | ・国際経営学研究科 ・国際開発研究科 | 4 |
| | 3. 保健医療政策と社会保障に係る能力向上 | ・長崎大学大学院 | ・熱帯医学・グローバルヘルス研究科 | 2 |

開発課題 1. 行政能力の向上

・国際大学 国際関係学研究科 (2 名)

公共政策を始め、政治経済、統計学、ガバナンス、地方行政等、同国が抱える喫緊の諸課題に関連したコースが充実しており、学生の多様な関心と専門分野に対応している点が評価され、受入大学として採択された。

⁴⁹ 財務予算省、経済計画協力省等を含む 18 機関。添付の資料「4. 協議議事録 (M/D)」を参照。

・九州大学大学院 生物資源環境科学府研究科 (2名)

セネガルの重要課題となっている農業・水産資源開発分野に係る政策に携わる人材の育成について、国際的視野に基づいた農業政策の立案、農・水産業の近代化と付加価値化、及び資源の有効利用等に関する知識を習得可能な点が評価され、受入大学として採択された。

開発課題 2. 経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上

・国際大学 国際経営学研究科 (2名)

当 MBA プログラムは統計学、アグリビジネス、海外投融資等のセネガルのニーズにマッチした実践的コースが充実しており、行政官だけでなく民間出身者など様々な経歴の学生に対応している点が評価され、受入大学として採択された。

・名古屋大学大学院 国際開発研究科 (2名)

公共財政管理/公共投資、統計学、輸出促進等のセネガルのニーズにマッチしたコースが充実しており、また JDS の特別プログラムが高いレベルで活用されている点が評価され、受入大学として採択された。

開発課題 3. 保健医療政策と社会保障に係る能力向上

・長崎大学大学院・熱帯医学・グローバルヘルス研究科 (2名)

予防・衛生、健康サービスの管理、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 等のセネガルのニーズにマッチしたコースが充実している点や、インターシップが必須科目として取り入れられているため、実地の経験が可能な点等が評価され、受入大学として採択された。

(5) **博士課程への受け入れの検討**

第一回現地調査において、博士留学生の人数について、セネガル政府のニーズ等を踏まえ受入人数を検討した。その結果、同国においては対象機関へのヒアリングでは博士号は省庁の幹部職員になるための必須要件ではない点等があげられ、修士課程に比べ博士課程に対するニーズが必ずしも高くなかったため修士課程を優先し、今フェーズでは博士課程での受け入れを見送ることで合意した。また、博士課程については、今フェーズの JDS での修士留学の状況を見つつ、次フェーズ以降での受け入れを検討することとした。

2-1-2. JDS の実施体制

(1) **運営委員会メンバー**

JDS 事業の実施体制については、第一回現地調査の協議において、運営委員会の実施体制および機能や役割等について改めて確認し、セネガル側の了承を得た。同協議において、過去のセネガル政府内で果たす役割⁵⁰及び ABE イニシアティブでの実績により DCT を実施機関、かつ運営委員会議長とすることが決定された。

⁵⁰ 「1-3-3.公務員の人材育成制度 ①公務員の研修窓口」にて記載のように、DCT は海外奨学金事業の政府窓口となっている。

運営委員会は、セネガル側委員（DCT（共同議長/実施機関）、財政予算省、外務在外自国民省、経済計画協力省、公務員・公共サービス刷新省）および日本側委員（在セネガル日本国大使館（共同議長）、JICA セネガル事務所）にて構成され、JDS 事業の実施・運営について協議・決定を行うことで合意に達した。（表 19）

表 19 JDS 運営委員会メンバー

| | 役割 | 体制 |
|-------|------|------------------|
| セネガル側 | 共同議長 | 政府事務総局技術協力局（DCT） |
| | 委員 | 財政予算省 |
| | 委員 | 外務在外自国民省 |
| | 委員 | 経済計画協力省 |
| | 委員 | 公務員・公共サービス刷新省 |
| 日本側 | 共同議長 | 在セネガル日本国大使館 |
| | 委員 | JICA セネガル事務所 |

(2) 運営委員会の役割

運営委員会の機能・役割は JDS 事業運営ガイドラインに基づき、以下の通りである。事業の実施にあたっては、募集選考方針や最終候補者の選定だけでなく、同国における JDS の課題である優秀な候補者のさらなる確保について、各省庁に対して働きかけるための協力が必要とされている。また、JDS 帰国留学生のフォローアップについても、運営委員会の協力を得つつ、留学生が帰国する前から効果的なフォローアップ方法の検討が必要である。

表 20 運営委員会の役割

| 役割 | 詳細 |
|-------------------------|--|
| 募集選考方針の決定 | セネガルの国家開発計画と日本の国別開発協力方針に基づき、各年度の募集活動の基本方針（優先開発課題、主要対象機関、応募勧奨方法等）を決定する。JDS 運営ガイドラインに基づき、JDS の選考方針を決定する。 |
| 候補者の面接 | 第三次選考（総合面接）において面接官として候補者を評価する。運営委員会における最終候補者の決定を行う。 |
| 最終候補者の承認 | 選考プロセスを経て選ばれた最終候補者を運営委員会で承認する。 |
| 帰国留学生の有効活用の促進およびフォローアップ | 留学生の帰国時に所属組織への復職を側面支援する。 プロジェクト効果発現を目指して帰国留学生の活用策を検討し、フォローアップを行う。 |
| その他、JDS の監督 | 留学生の突発時に対処方針を決定し、必要な措置を講ずる。 壮行会や帰国報告会等の各種イベントに出席し、事業成果の発現に向けた助言を行う。その他、JDS 運営上必要な事項について対応し、意志決定を行う。 |

2-1-3. サブプログラム基本計画（修士課程）

2021年11月の現地調査で合意した枠組みの下、JDS重点分野（サブプログラム）別に基本計画案を作成し、JDSの本体事業（プロジェクト）が開始される際の第一回運営委員会で決定する予定である旨説明した。

同基本計画は、案件目標や評価指標だけでなく、それぞれのJDS重点分野で、セネガルの開発政策におけるJDSの位置づけ、日本の国別開発協力方針と本邦の受入大学の活動等をまとめた指針である。4期分の留学生の受け入れを1つのパッケージ（フェーズ）として策定する。同計画に基づいて4期分の留学生を同一のサブプログラム／コンポーネント、対象機関および受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。

表 21 セネガル JDS の応募資格要件（案）

| 項目 | 概要 |
|-------|--|
| 国籍 | セネガル国籍 |
| 年齢 | 40歳未満（来日年度4月1日現在）※第一回運営委員会にて決定 |
| 学歴 | 学士号を有すること |
| 応募資格者 | 第一回運営委員会にて決定 |
| 職務経験 | 第一回運営委員会にて決定 |
| 語学力 | 日本の大学院で修士号を取得するために十分な英語力を有する者 |
| その他 | 既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士号」を取得していない者、また、現在他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者 |
| | 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有する者 |
| | 軍に現に奉職していない者 |
| | 心身ともに健康である者 |
| | 日本への留学に対して強い関心があり、本プログラムで得た経験や人脈を将来のキャリアに生かす意志を有する者 |

セネガルでは公務員の就業開始年齢が高いという背景を踏まえ、第一回現地調査中に実施した政府機関へのヒアリングでは、応募時の年齢制限を40歳よりも引き上げて欲しい旨の要望が各機関から出されていた。本件については、第一回運営委員会において改めて検討、合意することになる。

また、セネガル側から、軍に従事している公務員の中には政策策定に従事している者もいるため、JDSの対象から軍の関係者を一律に排除することで応募者が減ることへの懸念が示されたが、資格要件としては他JDS実施国と同様に「軍籍にある者を除く」としつつも、個別のケースを踏まえて検討することとなった。

2-2. JDS の概算事業費

JDSを実施する場合に必要な事業費総額は、約2.2億円となり、日本とセネガルとの

負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記(3)に示す積算条件によれば、次のとおりと見積られる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

(1) 日本側負担経費

2022年度 セネガル国 人材育成奨学計画(4ヵ年国債)
概略総事業費 約 222百万円

(単位：千円)

| 年度 | 費目 | | 概略事業費 |
|------------------|-------------|--|---------|
| 2022年度 Term-1 | 実施経費 | 大学直接経費(検定料) | 126 |
| | 役員経費 | 現地事務所運営経費(業務管理要員等派遣経費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、他) 運営委員会経費 募集選考関連経費 | 34,827 |
| | 実施代理機関人件費 | 直接人件費 管理費 | 15,310 |
| | 2022年 事業費 計 | | 50,263 |
| 2023年度 Term-2 | 実施経費 | 大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生直接経費(国際航空運賃、国内旅費、海外旅行傷害保険料、支度料、奨学金、他) 特別プログラム経費 | 41,922 |
| | 役員経費 | 現地事務所運営経費(業務管理要員等派遣経費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、他) 来日前研修経費 来日後研修経費 留学生モニタリング・突発対応経費 | 15,240 |
| | 実施代理機関人件費 | 直接人件費 管理費 | 16,580 |
| | 2023年 事業費 計 | | 73,742 |
| 2024年度 Term-3 | 実施経費 | 大学直接経費(授業料、他) 留学生直接経費(国内旅費、奨学金、他) 特別プログラム経費 | 45,571 |
| | 役員経費 | 来日後研修経費 運営委員訪日モニタリングミッション経費 留学生モニタリング・突発対応経費 | 3,241 |
| | 実施代理機関人件費 | 直接人件費 管理費 | 15,040 |
| | 2024年 事業費 計 | | 63,852 |
| 2025年度 Term-4 | 実施経費 | 大学直接経費(授業料、他) 留学生直接経費(国際航空運賃、国内旅費、奨学金、他) 特別プログラム経費 | 22,126 |
| | 役員経費 | 現地事務所運営経費(業務管理要員等派遣経費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、他) 留学生モニタリング・突発対応経費 帰国関連経費 | 2,343 |
| | 実施代理機関人件費 | 直接人件費 管理費 | 9,596 |
| | 2025年 事業費 計 | | 34,065 |
| 事業費 総額 | 合計 | | 221,922 |

(注)上記の概算事業費は、E/N上の供与限度額を示すものではない。

(2) セネガル側負担経費

なし⁵¹

(3) 積算条件

- 積算時点 : 2022年2月
- 為替交換レート : 1 USD = 114.70円、1 XOF = 0.19875円

⁵¹ 無償資金協力に係る銀行手数料を負担。

- 業務実施期間 : 事業実施期間は、実施工程に示した通り。
- その他 : 日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2-3. 相手国側負担事業の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、DCT が JDS の実施機関および運営委員会の議長として、JDS の計画・実施・管理・監督を行う主導的役割を担い、募集要項の配布促進等を通じて応募奨励に協力し、コンポーネント毎に設定された主要対象機関に対して、JDS への協力の働きかけを行う。

JDS 留学生の留学期間中は、セネガル政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員会メンバーと協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士論文を作成する上で必要なデータの収集支援等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生在が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること、及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、同国政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握するとともに、同窓生同士のネットワークの構築、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行うこととする。また、運営委員会は、留学生の帰国にあたり、留学前と同じ職務もしくは JDS 留学経験を活かして政府組織の中核で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

2-4. JDS のスケジュール

本調査の結果、我が国外務省および JICA が 2022 年度以降の JDS 事業実施を正式に決定した場合、向こう 4 期の事業については下図に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N (交換公文) および G/A (贈与契約) の締結後、JICA が、準備調査を受託したコンサルタントを実施代理機関としてセネガル政府に推薦し、当該コンサルタントが JDS の事業におけるセネガル政府との契約を締結した上で、セネガル政府に代わり事業の実施を担うこととなる。

| | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 準備調査 | | | | | | | | | |
| 第1期(修士) | | 募集選考 | 来日 | 帰国 | | | | | |
| 第2期(修士) | | | 募集選考 | 来日 | 帰国 | | | | |
| 第3期(修士) | | | | 募集選考 | 来日 | 帰国 | | | |
| 第4期(修士) | | | | | 募集選考 | 来日 | 帰国 | | |

図 5 実施工程

2-5. 募集・選考方法

2-5-1. 募集方法

(1) 募集ツール

募集ツールとして、募集ウェブサイト、JDS 事業募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを作成する。なお、部数やデザイン等は第一回運営委員会で決定する。

募集要項、応募様式、広報資料（ポスター、チラシ、ウェブサイト用資料）は、必要情報に加えて「応募書類作成のアドバイス」を載せる、配付・説明資料は極力フランス語で作成するなど、応募者のニーズに沿った情報を盛り込むだけでなく読みやすくなるよう工夫する。また、これら募集ツールを有効に活用できるようにする。例えば、セネガルではインターネットが普及しているため、実施代理機関が運営する JDS 事業用のウェブサイトを活用し、募集要項、応募書類、英語問題サンプル、数学過去問題がダウンロードできるようにする。また、応募者がウェブサイトを通して応募もできるようにする。これにより、募集説明会に出席できない地方の応募者も情報へのアクセスが容易となるように工夫する。

また、DCT を通じて各対象機関の人事・研修担当部署へ候補者募集の公示の周知を組織内で行ってもらえるよう依頼する。

政府機関に勤務する ABE イニシアティブ研修員からは、留学に関心がある者は Facebook、在セネガル日本国大使館の国費留学情報ウェブサイト等を閲覧しており、JDS でも同様の広報ツールの活用を勧められた。また、ABE イニシアティブ研修員等の元日本留学からは、公務員の友人へ広報してもらおう口コミや、対象機関に対して、その機関内で実施される説明会の場を活用してもらおう等の提案もあった。

さらに、「KOICA 奨学金のように、奨学金プログラムによっては家族の同伴を許可しないものもあるが、JDS で家族の同伴が許可されるのであれば、広報時に家族同伴が可能である点も強調するとよい」との提案もあった。こういった留学経験者の提案・アイデアを積極的に JDS の募集活動に取り入れていくことが重要である。

(2) 募集方法

運営委員会を通じて、各対象機関に募集パンフレット、ポスターおよびリーフレットを配布する。また、次ページの表の通り、各地にて募集説明会の実施を検討する。

運営委員会および対象機関からの協力を得て、募集説明会をセネガルの首都ダカールおよび地方主要都市で実施する。なお、募集説明会では、ABE イニシアティブ研修員や国費留学生等の日本留学経験者に依頼し、日本の大学紹介や研究（環境）、生活等、留学経験をフランス語で説明する他、効果的な応募書類や研修計画書の作成方法等の講義も実施する。こういった場を通して、研究だけでなく遠い日本のイメージを伝えること、そして日本留学の魅力、優位性をアピールすることを中心に参加者の興味を惹く内容となるよう工夫する。

募集説明会の会場については、対象機関となる省庁に協力を依頼し、省庁内で募集説明会を実施する。平日に実施する場合は、平日であっても参加がしやすくするように、夕方の時間に短時間で実施するよう工夫する。一方、ホテルなどの会場では、休日に募集説明会を実施し、十分な質疑応答の時間の確保や数学の過去問題の配布、応募書類の記入方法の説明など、柔軟かつきめ細かに対応するよう工夫する。

セネガルではオンラインツールが比較的有効であるとの意見から、フェイスブックなどのソーシャルネットワーク（SNS）を活用した応募勧奨に加え、公務員がよくアクセスするウェブサイト（ニュースなど）の広告欄に JDS の広告記事を載せることも一案である。加えて、当日参加できない応募者のためのオンライン説明会の実施、また、説明会の様子をアーカイブとして SNS へ掲載することも有効と考える。

省庁のウェブサイトには公務員だけがアクセス可能な奨学金情報が掲載されたページと自由に閲覧可能なオープンアクセスのページがあるため、DCT または各省に協力を依頼し、そのようなページに JDS 情報を掲載できるよう依頼する。

さらに、昇進制度は異なるものの、他国の JDS 卒業生の実体験（JDS をキャリア形成で活用したグッドプラクティス）や JDS を通じてどのようなキャリア形成が可能なのか等をウェブサイトに掲載することで、より具体的に自身のキャリア形成プランをイメージしやすくし、JDS の魅力が伝わるように工夫する。

公務員を養成する機関（ENA 等）へ赴き、ポスターの掲示や JDS を紹介する説明会を行い、未来の公務員及び潜在的候補者への働きかけも一案である。

表 22 募集説明会開催案

| 開催時期 | 会場 |
|-------------|---|
| 8 月下旬～9 月下旬 | ダカール市内（主要対象機関、公務員・公共サービス刷新省、ENA での説明会等） |
| 8 月下旬～9 月中旬 | 地方主要都市（ジャムナージョ、ジュールベル等） |

また、JICA セネガル帰国研修員同窓会（ASEJ）、JICA 専門家等のネットワークも活用し、より多くの潜在的候補者へ効果的に募集情報が伝達されるように広報と募集方法を検討する。JICA 専門家は教育、農業、水産、保健医療等の分野でセネガルへ派遣され、中央・地方で活躍しているため、専門家を通しての広報活動も期待できる。

ABE イニシアティブの留学経験者から、「セネガルで JDS の認知度を上げるためには、JDS 紹介セミナーや留学生の来日前のオリエンテーションの実施時から、現地で活躍する JICA 関係者が候補者・留学生と関わることで、より日本留学のアピールが期待できる」との言及があった。実際、ABE イニシアティブの留学経験者の多くが、日本留学を選んだ理由に、JICA 関係者との業務での関わりを通して日本留学に興味を持った点を挙げている。JICA 関係者には、優秀な若手公務員へ JDS を紹介する等の JDS の広報塔の役割も期待したい。

本調査で訪問した在セネガル日本国大使館の JDS への関心は高く、関係省庁内の優秀な候補者への広報・募集への協力を得られることが確認できた。これら日本関係者の協力を得られるよう、JICA 関係者等を集めた会議に参加し、JDS 事業を説明する機会を得ることで協力を促すことも一案である。

(3) 候補者の応募準備のサポート

現地調査時の省庁へのヒアリングにおいて、語学力（英語）について懸念が示された。また、在セネガル日本国大使館から国費留学生の募集や選考に関する課題と留意点をヒアリングしたところ、フランス語圏なので英語による応募書類の作成方法について詳細に説明が必要な点、他国に比べ大学の卒業証書・成績書の入手が難しい点⁵²等があげられた。

そのため、候補者を対象とした 4 週間程度の語学研修機会の提供および語学試験受験の機会や経費の提供により、候補者の不安を軽減する工夫が必要である⁵³。また、修士課程に入学するために必要な英語の研修計画書の作成方法について募集説明会で説明する等、他国同様に支援をする必要がある。

(4) 女性への応募勧奨

「1-3-4.ジェンダー関連の政策について」で記載のように、セネガル政府の PAP2（2019～2023 年）の戦略目標の中の「ジェンダー間の平等の推進」の方向性、及び JICA のジェンダー指針に沿って、セネガルでも男性と女性が等しく JDS 事業へ参加できるように促す取り組みが必要である。

現地のフランス大使館からのヒアリングでは、セネガルでは国特有の慣習等から女性の応募者数が少ないことが問題としてあげられた⁵⁴。そこで、JDS の募集活動については、女性の長期研修員や国費留学生の助言を得つつ、女性が長期の留学を検討しやすくなるような取り組みを検討・工夫する必要がある。

2-5-2. 選考方法

選考は、受入大学による書類選考、受入大学による専門面接及び運営委員会による総合面接の 3 段階で実施する。選考にあたっては、ガイドラインを策定し、本事業の趣旨に沿った候補者を選定するものとする。

なお選考にあたっては、当事業で育成した人材を通して将来、開発協力を含む二国間関係や地域・多国間外交等を効果的に進めていくことを目指すことから、真に JDS の目的に適うと考えられる人材の選定に努める。

⁵² セネガルでは大学の学生によるデモンストレーションが起こることが多く、その期間は大学機能が停止し、卒業証書が遅れる等の課題がある。

⁵³ キルギスにおいて、2017 年度から応募した候補者向けの語学研修を導入したことにより、応募者数が 1.5 倍に増加した。

⁵⁴ 女性の応募者確保については、フランスの ENA の奨学金プログラムでも難しく、近年では全応募者約 150 名中、女性は 5 名のみの応募だったとの言及があった。

2-6. オリエンテーション、基礎知識、特別プログラム内容

2-6-1. 来日前オリエンテーション及び来日後研修

JDS を通じた知日家・親日家の育成のためには、背景知識として、我が国の社会や開発経験について理解することが求められる。また、全 JDS 帰国留学生に対して行った、来日前・来日後のオリエンテーションに関するアンケート調査において、日本語研修、日本の社会や文化についての講義が有用であったとの回答が半数以上を占めた。回答の中には、研修内容が充実していた点、教師が親しみ易く且つ教授方法が適切だった点を言及する回答が多かった。

については、①我が国の社会や開発経験、セネガルに対する援助方針等の基礎知識の会得、②JDS 留学生としての自覚を持つためのプログラム（JICA 理事長等、要人表敬等）、③日本で円滑に留学生生活を開始することを目的とするオリエンテーション、④日本文化・日本語に関するプログラムの 4 点を念頭に実施する。

来日前の現地事前オリエンテーションでは、在セネガル国日本大使館及び JICA セネガル事務所による我が国の開発経験、セネガルに対する援助方針及び実施中のプロジェクトについての説明を依頼する。この他、日本渡航にあたっての準備や手続き、日本社会や文化の紹介、JDS プログラムの説明を行う。また、国立行政学院（ENA）に対して、留学期間を有効に活用するための心得について講義を依頼する。

来日後には、JDS の趣旨・目的、JDS 留学生に期待される役割、他案件との連携の可能性等を伝え、JDS 留学生の参加意識・モチベーションの向上を図る。また、リーダーシップ研修を取り入れ、アクティブなグループワークを通じて、リーダーとしての自覚を促し、自身にリーダーとして必要な素養について学ぶ機会を持つ。

日本の政治・経済や社会・文化についての基礎知識については、大学教員に依頼して講義形式で実施する。

加えて、滞日中の規則や手続き、生活情報の提供を行う。特に、滞日中の安全管理に関しては、地震・津波・台風・大雪等の自然災害、さらに犯罪や交通ルールについて説明し、安心安全に日本での生活を送るための心得や備えを伝える。防災訓練施設を用いた体験型訓練も実施する。

日本語研修は少なくとも 100 時間程度実施し、日本で必要な会話能力の習得のみならず、体験型学習を通じて、日本の文化や生活習慣、社会マナーの理解を促進し、実生活に役立つコミュニケーションのノウハウを教授する。日本語の習得は、JDS 留学生の学生生活を容易にするだけでなく、日本人とのネットワーク構築に役立つものであり、今後は時間数を増やして取り組むべきコンテンツである。

その他、慣れない生活環境の中でカルチャーショックを克服し、異文化理解を進めるためのワークショップ、先輩留学生の経験談を聞く場を設け、JDS 留学生が円滑に日本に適応できるよう機会提供を行う。

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、2023年度から受入開始となる新フェーズのJDS留学生に対する来日前オリエンテーションや来日後研修の影響を予測することは難しいが、アフターコロナの社会的変化を見据えて、感染予防に留意しつつも研修内容の質と量を落とすことなく実施することが求められる。

実施方法としては、2021年度 of 来日前及び来日後の研修では集合型の研修が実施できなかったため、動画コンテンツの活用⁵⁵やオンラインでのオリエンテーションを中心に実施した。また、日本の水際対策の方針により各国留学生の来日時期も10月～12月までの長期間に順次来日となったため、特に重要な内容の研修（安全管理等）を来日前の9月中に実施し、来日がほぼ完了した12月に残りの研修を行った。2021年度までに得た研修実施の教訓を参考に、今後実施予定の研修のコンテンツや状況に合った実施方法を引き続き検討したい。

2-6-2. 付加価値提供活動内容

JDSの事業目的にあるように、JDS留学生は帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、また日本のよき理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。大学院での教育による学位の取得のみならず、事業付加価値を高めるプログラムを提供することにより、事業目的の達成に貢献するとともに、JDS各国において他ドナーから類似事業が提供される中、JDSの魅力や他事業に対する比較優位性も向上させることが可能となる。

このため、各受入大学での質の高い教育・研究を根幹として、来日前後のオリエンテーション、大学から提供される特別プログラム、中間研修⁵⁶等既存プログラムの質の向上のほか、滞日中のネットワーキングのための行政官交流会⁵⁷やJICA等でのインターンシップ等、JDS留学生にとって有用な機会がより多く提供されることが望ましい。

JDS帰国留学生へのアンケート調査の結果によれば、滞日中のプログラムとして、日本の省庁でのインターンシップ、日本人行政官とのネットワーキング等の要望が高かった。実施代理機関が行う行政官とのネットワーキングイベント、外務省やJICAでのインターンシップ等、既に実施されつつあるが、これらの試みが事業として継続され、一層促進されより多くの留学生が参加できることが望ましい。

このほか、地域社会との交流イベントもJDS留学生にとって関心が高い。実施代理機関がJDS留学生の帰国前に行うアンケート調査において、日本語とともに、日本人と交流する機会をより多く持ちたかったとの声が挙げられることも多い。地域の国際交流団体との連携によるイベントの実施やホームステイ等、地域社会・日本人との交流する機会の提供により、日本社会をより深く経験することに繋がり、親日家・知日家の育成にも貢献できる。

⁵⁵ JICAの北岡理事長によるビデオメッセージの配信等を行った。

⁵⁶ 中間研修は、JDSの事業趣旨・目的、JDS留学生としての役割を再確認し、帰国後、各国のリーダーとなっていくべきJDS留学生のアイデンティティを醸成することを目的としている。

⁵⁷ JDS留学生と本邦行政官との情報交換及びネットワーキングの機会提供を目的とした活動。

2019 年度に実施した基礎研究においても、JDS が今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、高付加価値化、ブランド化の手段として下表のとおり提言がなされている。上述のとおり、すでに実施されつつあるプログラムもあるが、より特徴を際立たせた奨学金プログラムとして差別化を図るために、これら提言のあった取り組みを推進していくことが必要である。

表 23 JDS がより魅力を高めるための付加価値化の手段について⁵⁸

| タイミング | 事業の付加価値を高めるための取り組み例 |
|-------|---|
| 入学前 | 日本語研修の強化(3カ月程度実施) |
| 留学中 | JICA 課題部、日本の省庁・地方自治体等の行政機関との交流会 |
| | 日本の開発経験、日本の政治と行政、日本外交とアジア・アフリカ、日本の文化と社会に関する講義 |
| | リーダーシップ研修 |
| | 政府機関、NGO、企業等におけるインターンシップ |
| | JDS 留学生としての接遇やセレモニー(来日時の要人表敬等) |
| 留学後 | 日本語能力試験の受験サポート |
| | フォローアップ活動の強化 |
| | 帰国留学生リストの日本側関係機関における共有・周知 |
| | 帰国留学生リストのオンライン・データベース化 |
| | 同窓会ネットワークへの支援 |
| | 帰国留学生の研究活動支援や家族への支援 |

2-6-3. 特別プログラム内容

受入大学が JDS 留学生に対して、既存の大学プログラムに加えて、受入国、開発課題等のニーズおよび他国 JDS 留学生の状況に応じて追加的な活動を行う。

特別プログラムの内容は以下の目的に沿うものとする。

- (a) JDS 留学生が当該国の開発課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- (b) 特別プログラムの活動を通じ、JDS 留学生あるいは対象国関連機関が、本邦および海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること
- (c) 限られた期間内に、JDS 留学生が必要に応じたサポートを得て、学業研究および関係者とのコミュニケーションを円滑に行い、目的を達成すること

JDS の受け入れ実績のある多くの大学で、特別プログラムを活用し、フィールドトリップや国内外のセミナーを実施している。その中でも、特にフィールドトリップは他国の JDS 帰国留学生へのアンケート調査にて評価が高かった。

⁵⁸ 基礎研究 (110 ページ) 等を纏めた。

JDS に期待することについて、他国の渡航前の JDS 留学生へヒアリングした際には、専門分野の知見を広めるため、日本の政府機関や民間企業でのインターンシップを希望するコメントが多数挙げられた。受入大学によっては民間企業でのインターンシップを研修の一環として実施している大学もあるため、こういったグッドプラクティスを他大学へも共有しつつ、留学生がインターンシップの機会を得られるように努めることが重要である。

各受入大学には、特別プログラムの活用を奨励すると共に、大学が JDS の目的に資する有益なプログラムを提供できるよう、実施代理機関により適切なコンサルテーションが行われるよう努めたい。

2-7. モニタリング・厚生補導

2-7-1. 実施体制

大学関係者との良好な関係構築および非常時の迅速な対応を念頭に、受入大学毎に担当者を配置する。受入大学が地方都市に位置する場合、最寄りの支所に担当者を配置する。

2-7-2. 厚生補導

担当者は留学生来日後から帰国直前まで留学生からの学生生活、日常生活に関する相談をうける。その他、住宅手配、転入の届出や国民健康保険への加入補助、保険金請求の補助、住宅退去等の諸手続きを支援する。

2-7-3. モニタリング

事業の円滑な実施を確認するうえで、JDS 留学生の学業研究および日常生活における状況を把握することが必要である。適切なモニタリングを行うため、大学関係者との間で良好な関係を築き、日常的に留学生の情報が入ってくるよう体制を整える。また、定期的に留学生との面談機会を持ち、大学での研究・生活状況を把握し、必要な支援を的確なタイミングで提供できるように備える。

特に面談形式で行う定期モニタリングは、日常的には分からない留学生の抱える問題を早期に発見することができ、不成業や体調の悪化等のトラブルを未然に防ぐ予防的な措置となる。さらには、学業研究で顕著な成果を挙げる等の好事例も定期モニタリングの機会を通じて把握し、定期報告書や事業広報等で事業成果として報告する。

定期モニタリングはモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、留学生、モニタリング担当者および指導教員からのコメントを記載し、1枚のシートで各留学生の状況が把握できるようにする。

なお新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面形式でのモニタリングの実施が難しい場合には、オンライン形式で遠隔で実施する。もし留学生に健康不安が見られる場合は頻りにコンタクトを取り、地域の医療、行政関係者とも連携しながら懸念が解決されるまでサポートする。

2-7-4. 緊急時対応

健康・生活上のトラブル等について夜間や週末、祝祭日、年末年始等にも対応できるよう、民間のコールセンターと連携した体制をとる。

大規模災害時など電話回線が使えない場合でも全留学生の安否状況、居場所等の情報を迅速かつ正確に集約することが可能な、メール配信・安否確認システムを整備する。

また、滞日中の JDS 留学生の新型コロナウイルス感染症の感染予防について、以下の対応を実施する。

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- JDS 留学生への感染予防にかかる注意喚起
- 海外渡航（域外研修、私的渡航）の見合わせ要請、海外渡航中の留学生が日本へ戻るためのサポートの提供
- 留学生の健康状態ヒアリング、懸念のある留学生へのサポート、不安を抱える学生へのカウンセリングなどの提供

なお、感染の懸念のある JDS 留学生については関係医療機関への相談・受診を速やかに促し、その指導の下で必要とされるサポートを提供する。また、感染の可能性がある場合は速やかに JICA および事業関係者へ報告する。

2-8. フォローアップ計画

JDS 事業の目標は「セネガルの社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院における学位取得を通じ、帰国後に中核人材で同国の開発課題の解決に寄与し、また人的ネットワーク構築を通して将来的に同国と我が国のパートナーシップに資する」ことである。この目的を達成するためには、本邦大学への留学による専門知識の習得、研究、人的ネットワークの構築だけでなく、留学中の留学生及び帰国留学生に対して様々なフォローアップを仕掛ける必要がある。そしてフォローアップが効果的になされるためには、セネガル政府及び事業関係者による理解と協力、そして主体的な取り組みに依るところが大きい。また、留学生が帰国した後は、DCT の監督の下に、各留学生の所属機関及び政府全体における JDS 留学生の活用が期待される。

留学中の留学生のフォローアップ方法としては、所属機関によるフォローアップだけでなく、「2-6-2. 付加価値提供活動内容」にて記載のように、JDS 留学生に与えられたミッションへの意識付けを行い、JDS 留学生としてのアイデンティティを醸成する中間集合研修（リーダーシップ研修）や、我が国の行政官との交流イベントの開催、受入大学とのワークショップの共催、JICA の技術協力プロジェクトで実施する本邦研修に関係する JDS 留学生を参加させる機会を与える等、様々な方法を検討する必要がある。

また、帰国留学生のフォローアップの方法として、セネガルの他ドナーによる帰国留学生のフォローアップの方法では、KOICAのように留学生・短期研修員を対象とした同窓会を運営し、同窓会活動を支援するために毎年一定額の活動資金を提供する方法等が確認された⁵⁹。

我が国の現地における同窓会では、JICA セネガル帰国研修員同窓会 (ASEJ) もしくは ABE イニシアティブ留学者で構成される KAKEHASHI アフリカのセネガル支部がある。JDS 帰国留学生は JICA セネガル帰国研修員同窓会への加入が可能であるが、帰国生が 40 名を超える規模になった際には JDS 帰国留学生にフォーカスしたフォローアップの一環として、JDS の帰国留学生に特化した同窓会を設立し、徐々に大きくなる同窓会を育てていくのも一案であろう。望ましくは同窓生が自分達で自主的に同窓会活動を企画・実施することであるため、帰国留学生の意向を確認しつつ支援することが重要となる。

他国で JDS 帰国留学生のフォローアップに関するアンケート調査を実施したところ、期待するネットワーキングの方法として JDS 留学生同士で連絡できる SNS の活用、定期同窓会パーティー、JICA 専門家等による専門的なセミナーへの参加を挙げる者が多く確認された。また、ABE イニシアティブの帰国研修員からも同様のコメントがあったと同時に、定期的なイベントの開催と継続的なフォローアップ、セミナーや TICAD への招待に加えて特定の分野の専門家が参加するターゲットイベントの開催によって、より良い関係の維持が可能との意見もあった。

こういったアンケート結果や意見等も参考にしつつ、セネガル留学生のニーズに合ったフォローアップ方法を検討することが重要である。

また、JDS 事業の上位目標を達成するには、JDS 留学生が、帰国後、セネガルの開発に寄与すると共に二国間関係強化に資するような役職への就任や昇進につながるよう支援していく必要がある。セネガル側の運営委員会より対象機関に対して、JDS 留学生がセネガルの開発に貢献できる人材であり、復職や重要ポストへの割り当てについて配慮するよう協力を依頼することも必要である。

⁵⁹ KOICA の同窓会活動については「1-5-2. ドナーの奨学金事業」を参照。

第3章 JDS の妥当性の検証

3-1. JDS と開発課題および国別開発協力方針との整合性

セネガルの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS と同国の開発計画との整合性等について以下の通り分析した。

3-1-1. セネガルの開発計画との整合性

2012年4月に就任したマッキー・サル大統領が、2014年に「1-1-5. 開発計画」で前述の国家開発計画、セネガル新興計画「PSE」を発表した。PSEでは、「2035年にまでに社会的連帯と法の統治に基づく新興国へと成長すること」を目指し、これを実現するための3つの戦略的方向性として、①経済構造の変革・成長、②人的資本・社会保障・持続的発展、③ガバナンス・制度・平和・安全を掲げており、JDSの開発課題はセネガルのニーズと合致している。

3-1-2. 我が国の対セネガル国別開発協力方針との整合性

2020年に策定された対セネガル国別開発協力方針（2020年9月）では、大目標として「西アフリカ地域の安定と発展を支える均衡の取れた経済開発と社会開発の支援」を援助の基本方針とし、援助重点分野として2分野（「産業開発の基盤整備」「格差是正、レジリエンス強化」）を設定している。「セネガル JICA 国別分析ペーパー（2020年10月）」でも同方針に準じて協力方向性を分析している。本事業は以下の各開発課題への対応のために、それぞれの分野の中心となる中核的人材の育成を行う案件として位置づけられ、我が国および JICA の協力方針と合致する。

JDS の重点分野と開発課題は、日本国政府の国別開発協力方針と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い。（図6）

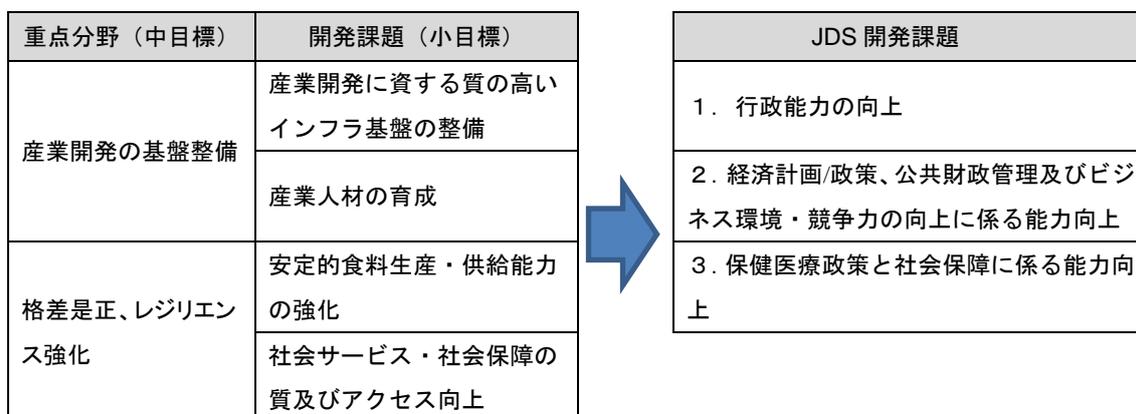


図6 日本国政府の対セネガル国別開発協力方針と JDS の整合性

3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力の対象国は、世銀グループの国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国の基準（2022年度、GNI 1,205 米ドル⁶⁰）を参照して決定される。対象案件は、開発途上国の国造りや貧困の緩和に必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業であることなどを基準に決定される。無償資金協力では、日本をはじめとするドナーの実施する技術協力や有利子融資事業とも広く連携をはかりながら、被援助国の自立に向けた国造りに貢献している。

セネガルの2020年の一人当たりGNIは1,430米ドルとなり、世界銀行の分類では低中所得国であり無利子融資適格国の基準を超えるが、適格国となっている。2035年に新興国入りすることを目指したセネガル新興計画（PSE）に基づき、コロナの影響を受ける前までは年率6%を超える経済成長を維持するなど急速に経済開発が進みつつあるセネガルの持続的な発展を促すため、我が国は、経済開発の推進と並行して格差是正や強靱性（レジリエンス）強化などのため社会開発の支援に取り組んできた。

これらを踏まえ、JDS事業の無償資金協力による実施の妥当性について、外務省の通知文書にある検討すべき観点⁶¹を参照し、「我が国の対外政策」「供与先となる途上国が置かれている状況」の2点から複合的に精査した。その中でも以下の点について、意義が高い。

(1) 外交的観点

JDS事業は、セネガルの社会経済開発の政策立案・実施を担う若手行政官を対象としたものであり、JDS留学生は、セネガルの将来の知日派リーダーになることが期待されている。JDS帰国留学生は、日本のよき理解者として、二国間関係の強化に向けた、貴重な外交資産になり得る。

例えば、同国を含むアフリカ諸国で実施されている ABE イニシアティブを通じて、産業開発に貢献する日本とセネガルの人脈が強化され、中長期的には日本企業がセネガルで経済活動を進める水先案内人となって活躍することが期待されている。一方、JDSでは、帰国後、当該国の経済・社会開発に貢献することはもとより、セネガル政府内における日本の良き理解者として、我が国との二国間関係強化に広く貢献し活躍することが期待できることから、外交的観点から、JDS事業を実施する妥当性は高い。

(2) 重要政策との関係

セネガルは、西アフリカ諸国へのエントリーポイントの一つとして、流通を始めとする経済社会活動の地域拠点となっている。同国に進出する日本企業は、ダカールの立地と治安の安定性を活かし、西アフリカ地域全体を視野に入れた活動を行っている。したがって、我が国が同国の経済発展と社会の安定に貢献することは、周辺諸国も含めた域内の発展や法の支配・グッドガバナンスを促進し、更には日本企業を含めた民間企業の進出促進にも資する

⁶⁰ (<https://ida.worldbank.org/about/borrowing-countries>) (2022年4月1日閲覧)

⁶¹ 「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」、2014年4月、外務省

ことから、その協力の意義は大きい。

3-2. JDS で期待される効果

人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、プロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、「当該開発課題に携わる人材の能力が向上する」こととしている。また、留学生が習得した知識や経験が帰国後、各対象機関にて効果的に活用されることを通じて、「当該開発課題に関する関係行政機関の能力が向上する」ことを上位目標としている。これらを通して、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが期待されている。

JDS 事業は、本調査結果に基づく妥当性の検証を経て、最終的には日本政府によりセネガルでの実施の是非が検討されるが、JDS 留学生を送る側であるセネガル政府および対象機関には修学中および帰国後のサポートが、また受入大学には、当該国の開発課題の解決に資する研究・教育プログラムの提供がそれぞれ求められることから、プロジェクト目標の達成が両者によって促進されることが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての評価指標は、上記の視点に鑑み、以下の通り全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- 帰国留学生の修士号取得
- 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

指標「帰国留学生の修士号取得」および「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、①募集時における各サブプログラムおよびコンポーネントの主要対象機関の人事担当者や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、②学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考が挙げられる。また、来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、高い成業率の達成および能力の向上が期待される。

指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」については、現在セネガルでは政府内にて昇進の条件が定められているが、一般的に所謂「年功序列」制度によって昇進する制度である。留学生が帰国した際に留学前の所属先もしくは留学で得た知識を活かせるポストに復職することは重要であり、日本で取得した知識・能力を活用できるよう各所属先に働きかけることが望ましい。

また、JDS の有効性を評価するためには、日本での留学経験が帰国後の専門キャリアにおいてどのように活用されていくか中長期的に追跡することが不可欠である。こうしたモニタリング等を通じて、留学成果の発現に必要なフォローアップ施策を実施し、JDS 帰国留学生のプロフェッショナル・スキルの向上とネットワーク形成を支援していくことが求めら

れている。適切なフォローアップは、事業成果を明らかにするだけでなく、JDS 帰国留学生とのネットワークを維持継続し、また将来の知日派リーダーという貴重な人材の活用や連携の促進の面において日本側にも便益を生むことができる。

3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性

JDS 基礎研究では、成果・インパクトに影響する要素・要因として以下のとおり分析している。他ドナー奨学金事業との比較優位性を持つためには、プラス要因を維持・向上していくほか、マイナス要因を改善していくことが求められる。

表 24 基礎研究で示された JDS の成果に影響する要因

| 項目 | プラス要因 | マイナス要因 |
|-----------|--|--|
| 募集・選定・来日前 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 選考の透明性が高い ・ 大学教員が現地面接を行い、適切な人材選定に寄与。 ・ 受入分野が開発ニーズに合致 ・ 相手国政府による応募勧奨 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験の要件を設定 ・ 対象機関・分野が限定 ・ 選考期間が長い ・ 英語力向上の事前研修が少ない ・ 日本文化や言語を学ぶ研修がない ・ 滞日中の規則が厳しい |
| 来日中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本で質の高い教育機会を提供 ・ 学生に対する生活支援が手厚い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の省庁の認識が低い |
| 帰国後 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国留学生と受入大学間のネットワーク構築 ・ 復職規定がある。日本政府が相手国政府へ帰国留学生の適切な配置を働きかけている | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政府や企業等が帰国留学生を活用するための仕組みが未整備 ・ 帰国後の日本からの情報入手や他国帰国留学生との情報交換手段がなく、「元 JDS 留学生」としてのアイデンティティが持ちにくい |

JDS の優位性として、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられている点が大きい。候補者の選考から大学が深く事業に関わるだけでなく、既存の大学プログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国および留学生個人に即したカリキュラムが提供される等、上述の各項目で一貫した選考・指導・受入・フォローアップ体制が整えられていることが利点である。

さらに、年毎のプロジェクト方針の設定に実施代理機関が積極的に関わるだけでなく、候補者の募集・選考と日本への送り出し、留学期間を通しての実施代理機関による定期モニタリング等の留学生が享受する手厚いサポートにより、我が国大学院修士課程における過去 10 年 (2008 年～2017 年) の成業平均率は 87.8% であるが、JDS 留学生の学位取得率は 98.7%⁶² に上る。JDS 留学生が現役公務員であることを考えると、この高い成業率は比較優位として誇って良い点である。また、帰国後の復職サポートや同窓会活動の企画等があることも他ドナーの奨学金と JDS を比較した場合の比較優位点として挙げられる。

⁶² 2019 年度の基礎研究にて対象となった 13 カ国の学位取得率の平均。

なお、他ドナーの奨学金プログラムとの比較例として、KOICA のプログラムとの相違点を下表に示す。

表 25 基礎研究で示された JDS の成果に影響する要因

| 比較項目 | JDS | KOICA 奨学金 | 優位 劣位 | 検討内容 |
|------------|---|--------------------------------------|----------|---|
| 対セネガル | 10 名（修士） | 3～5 名（設定なし） | 優位 | KOICA は国に特化した留学生の設定は無い。 |
| 知名度 | まだ事業が開始されていないため、認知度は低い | 長年実施しセネガルで認知されている | 劣位 | 事業開始後、JICA 事務所や日本大使館の協力を得て積極的な広報が必要である。 |
| 学位取得率 | 100% | NA | 優位 | 学位取得率の高さは、JDS 事業の成功と呼んでよい一つの視点。 |
| 対象学位 | 主に修士 | 主に修士 | - | |
| 対象者 | 若手の公務員 | 公務員、政府機関の職員 | - | 行政官に対象を絞ることで、当該国の発展を政策面から貢献することが可能 |
| 受入人数 | 固定 | 応募者の変動により毎年変化 | 優位 | 人数が固定化されていることにより、当該国との継続的な関係構築が可能になる。また、送り出し機関も組織の人材育成に活用しやすい |
| 留学条件 | 家族の帯同は可能。 | 家族の帯同を禁止。 | 優位 | 留学中の生活面の不安が軽減される |
| 支援体制（スタッフ） | 一人毎に留学アドバイザーが配置され、定期的なモニタリングと 24 時間体制での緊急時支援を実施 | 大学毎に支援要員を配置。 | 優位 | 両者とも大学以外の支援体制は整っているものの、JDSの方が圧倒的に手厚い支援が受けられる |
| 講義事前講座 | セネガルでは、候補者向けに英語研修の実施を予定。大学によっては、特別プログラム予算にて、基礎学力、論文の書き方などを指導している。 | 特に実施は無い。 | 優位 | 留学生の語学に対する不安が軽減される 研究に資するサポートを資金面からも受けられる |
| フォローアップ戦略 | 今後検討。 | 積極的にフォローアップを実施。国毎に留学生・研修員全体の年間予算を確保。 | 劣位 | 現地関係者及び留学生の来日前から準備を進める必要がある。 |

また、セネガルの ABE イニシアティブ研修員から日本留学の比較優位点をヒアリングした際には、「日本留学を通して、新しい文化、考え方を学び、技術スキルを向上させることができただけでなく、英語と日本語を学び、国際的なネットワークを増やす貴重な経験ができた」、「欧米では個人主義の文化があるが、日本ではチームワークを重視する文

化があり、日常生活からビジネスまでお互い助け合う文化の利点と効果を学んだ。セネガルでも日本で学んだ良い文化を広めたい」等、日本留学の比較優位点として挙げられたことは注目に値する。

なお、マイナス要因について、日本の気候へ慣れるまで時間がかかった点、日本語でのコミュニケーションに苦労した点等が挙げられた。こういった留学生の意見にも留意しつつ、事業での対応策を検討することが重要である。

3-4. プロジェクト評価指標関連データ（JDS の成果・インパクトに係る指標）

セネガルにおける JDS の事業成果・インパクトに係る指標案は下表の通りである。事業の実施を通じてこれらの定量的情報を蓄積し、成果・インパクトを評価していく。

表 26 セネガル JDS のデータシート（案）

| | | |
|----------------|-------|------------------------------|
| 開始年 | | ○年 |
| 年間受入上限人数 | | ○名 |
| 受入実績 | 合計 | ○名 |
| | 性別 | 男性○名、女性○名（女性の割合○%） |
| | 平均年齢 | ○歳（来日時） |
| 帰国留学生 | 合計 | ○名 |
| | 学位取得者 | ○名 |
| | 不成業者数 | ○名 |
| | 学位取得率 | ○% |
| 所属機関タイプ別 | 来日時 | 中央省庁○名（○%）、その他の中央行政組織○名（○%）、 |
| | 帰国後 | 中央省庁○名（○%）、その他の中央行政組織○名（○%）、 |
| 管理職率 （課長以上） | 来日時 | ○名（○%） |
| | 帰国後 | ○名（○%） |

また、定性的効果を測る項目としては、JDS におけるグッドプラクティスの定義として以下の項目に着目して情報収集を行う。

表 27 JDS の定性的効果項目（案）

| |
|---|
| 1. 当国の開発課題の解決への貢献 |
| 昇進、組織内での影響力をつけ、政策立案に主要人物として携わる |
| 修士課程の研究を特に活かす |
| JDS 同窓会の一員として、政策に関わる活動を実施 |
| 2. 親日家・知日家として、日本との二国間関係や地域・多国間外交強化への貢献 |
| JICA 事業のカウンターパートとして従事 |
| 日本との外交交渉や地域・多国間外交交渉等への参加について |
| 日本の民間企業との連携、日本の大学との共同研究への参加 |
| JDS 同窓会として、日本との関係強化に関わる活動を実施 |
| 3. 上記以外のネットワークの活用 |
| JDS 留学生同士のネットワークを活用して業務を円滑に進めた |
| 4. その他の副次的な成果 |
| 大学の国際化への貢献(主に滞日生)、地域の国際化への貢献(主に滞日生) |
| 職場以外で、JDS の名前を使い、社会貢献活動や、日本に関わる活動など、JDS の価値を高める活動を企画・実施した |
| アカデミズムへの貢献(成績優秀、ジャーナルへの掲載、研究成果の普及等) |

3-5. 課題・提言

本調査を通じて得られた、セネガルで JDS を実施するための課題・提言は、以下の通りである。

(1) JDS で期待される外交的効果及び二国間関係強化を念頭においた取り組み

① 外交的効果及び二国間関係強化を念頭においた事業設計

基礎研究では JDS を継続していくために、従来の開発課題の解決に資する形態から、外交上での効果や国益に主軸を置く形態へ移行させる重要性が指摘されている。近年 JDS では、より外交上での効果を意識した募集と人選戦略を展開しているが、セネガルでも留学後は当該国の経済・社会開発に貢献することはもとより、知日派として我が国との二国間関係強化に資する人材を育成することを目的とする方針を反映した受入計画の策定や国益を意識した事業運営が期待されている。

そこで、セネガルにおける JDS の受入計画では、開発課題に応じた対象分野・機関を設定する従来の方法に加えて、日本政府の外交方針や重要 이슈に関連する公共政策分野と経済分野をコンポーネントとして設定し、我が国の政治・経済・外交に資する基幹省庁を主な対象機関とすることを検討した。これら省庁の幹部候補生を留学生として選考のうえ日本で育成し、将来、これらの省庁内に数多くの知日派の帰国留学生が存在することとなれば、JDS の外交的意義及び効果は非常に大きくなる。

現地の在セネガル日本国大使館からも、「セネガルは新興国に近づきつつあり、これまで

開発支援の対象としてきたセクター省庁とは異なった省庁との結びつきを強めたい。具体的には、財務予算省、経済計画協力省、外務在外自国民省、内務省（治安関連）、APIX（投資関連）等である」とのご意見を頂き、対象機関設定の際には日本側の重要な視点として受入計画に反映させた。

2022年8月より事業が実施されるが、JDSの目的に照らし合わせて、対象機関の妥当性を含め受入計画全体の妥当性と効果を検証しつつ、4年間のフェーズの途中でも改善できることは毎年見直して改善し、JDSをより目的に合致した事業にしていくことが重要である。

② 外交的効果及び二国間関係強化を念頭においた事業運営での取り組み

これらのJDS留学生を真の意味で我が国のパートナーとするためには、日本に好感情を抱き続けてもらい、知日派に導く工夫が必須となる。よって、留学生の人選のみならず、中間研修等の付加価値プログラムを通じた、滞日中の留学生への効果的なインプット、我が国政府関係者との重層的なネットワークキング、そして帰国後も日本との関係を強化・継続するフォローアップを検討する。また、将来、日本政府等が対外活動を行う際に、積極的にJDS留学生を活用するための土台作りとして、日本の各政府機関によるJDSの認知度を向上させ、JDSの有用性を理解してもらう仕掛けを検討する必要がある。

具体的には、事業運営における以下の取り組みがあげられる。こういった工夫をさらに検討し実施していくことが重要である。

(ア) JICA関係者（事務所所員、専門家等）との連携

JDSをODA事業として実施する以上、単なる個人への奨学金プログラムではなく、他の案件と同様、セネガルにおける国別開発協力方針の中の重点分野への貢献に係る「開発のための支援」という観点から、他のODA事業との一層の連携が重要である。そのためには、JICAセネガル事務所内の所員や専門家への本事業の周知、JICA関係者を通じた有能な相手国人材をターゲットに絞ったJDSへの応募勧奨が求められる。

まずJICAセネガル事務所の協力を得て、対象省庁に派遣されている専門家へ説明会を実施し、他のJICA事業とJDSの連携を模索していくための協力を仰ぐ機会の確保が必要である。また、JICA専門家着任時に、実施代理機関がJDSについて情報提供を行う機会を設けることを提案したい。専門家にとっては、派遣先の優秀な若手公務員を日本に送ることで、さらに派遣先の省庁の人材育成を図ることが可能となる。

また、JDSの対象機関に含まれていない政府機関についても、JICA事務所の所員や専門家の意見を踏まえて、我が国の外交上の観点から有効と考えられる対象機関を新たに追加していくことも期待できる。

(イ) 滞日中のJDS留学生への取り組み

(a) 付加価値プログラムの提供

JDS 留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係の構築、また他奨学金との差別化の観点から、留学生の滞日中は受入大学での学業だけでなく、付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。現在、就学期間中に、中間研修や行政官交流会⁶³、JICA 開発大学院構想⁶⁴を通じた研修機会の提供等を行っている。引き続き、こうした日本独自の付加価値プログラムを提供することが望ましい。

(b) 日本語能力の習得支援

日本語を習得した JDS 留学生は、我が国にとって唯一無二の大事な人材ともなり、帰国後に二国間関係強化への貢献に大きく期待することができる。しかしながら、英語で学位を取得する JDS 留学生は、2 年間日本に滞在しても日本人や日本文化への理解を深める機会が限られていることが課題となっている。将来二国間の友好関係に寄与する人材を育てることを目的とするのであれば、事業の活動のひとつに、留学の前もしくは留学中に日本語が学べるプログラムを追加することや、日本文化理解を促進するプログラムは効果的である。

JDS では、上記の理由から JDS 留学生の日本語能力をさらに強化するため、従来実施してきた来日時時の日本語の研修 (35 時間) に加え、2022 年度来日生から来日前日本語研修 (100 時間) を実施することとなった。この取り組みにより、留学生の日本語能力が強化されることが期待できるが、さらに留学生の自主的な日本語学習を奨励し学習意欲を高めるための取り組みも今後は必要となる。例えば、日本語能力試験の受験をサポートする等、学習意欲を高めるための工夫も検討することが重要である。

また、日本語学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠である。そのため、我が国の官庁や企業等でのインターンシップや一般の日本人と触れあうことのできるホームステイ・プログラム、日本文化交流活動⁶⁵等に留学生全員が参加できるように JDS 関係者が一丸となって知恵を出し合い工夫していくことが必要である。

(2) 実施体制について

① 運営委員会メンバーについて

セネガル政府の公務員を支援対象とするドナーの研修事業窓口となっている DCT を実施機関とすることで先方政府の合意を得た。JDS の運営委員会については、先方政府との協議の結果、先方政府側のオーナーシップおよび日本側での適正な選考等を考慮し、セネガル側、日本側からそれぞれ共同議長を置くことで合意するとともに、関係省庁からも委員会メンバーとなる旨内諾を得た。

⁶³ 「2-6-2.付加価値提供活動内容」を参照。

⁶⁴ 本構想の下で、JICA は「JICA 開発大学院連携プログラム (JICA Development Studies Program : JICA-DSP)」を政府開発援助の一環として行うもので、JICA の人材育成事業の枠組で来日し日本の大学の学位課程に在籍する者を対象としている。

⁶⁵ 2021 年 8 月~2022 年 3 月までの間に、内閣府青年国際交流事業の協力を得て、89 名の JDS 留学生が神奈川県や茨城県を含む 6 県にて開催されたイベントに参加し、日本人との交流や日本文化に触れる機会を持ち好評だった。

セネガル側の運営委員会メンバーについては、G/A 署名の際の政府代表となる経済計画協力省、JICA との「銀行取り極め (B/A) ⁶⁶」の手続きを担当する財政予算省がメンバーとなることになった。また、二国間の関係強化のために、外務在外自国民省からもメンバーとなる旨快諾を得た。

さらに、戦略的に優秀な留学生の募集活動を行うために、公務員制度を所管する公務員・公共サービス刷新省も運営委員会メンバーとなることになり、セネガルにおける運営委員会は盤石な体制を構築することができた。

② JDS に関わる政府機関の役割についての説明

JDS の事業を円滑に開始するためには、セネガル側関係者による事業におけるそれぞれの役割への理解が必要不可欠となる。そこで、事業の開始から来日中の留学生に対するモニタリング等各プロセスにおける JDS 事業関係者(実施機関である DCT、運営委員会メンバー、実施代理機関等) の責任および業務内容を明確にすると共にそれぞれの関係機関の具体的な業務内容を説明した。

本調査後は、2022 年 8 月の事業開始までに、セネガル政府及び JICA セネガル事務所との間の G/A 及び DCT と実施代理機関との間の事業実施に係る契約締結 (A/C) が予定されるが、セネガル側政府関係者内の合意を得るため、事業の開始前に再度、具体的且つきめ細かな説明をセネガル側に行い各プロセスへの理解を深める必要がある。また、JDS は他無償事業と異なり、G/A 締結の翌年 3 月末までに留学候補者の選考を終えて大学へ出願する必要があるため、各締結は 7 月末には終える必要がある。そのためにも各関係機関が果たす予定の役割への理解についてフォローアップが肝要となる。

③ 日本へのモニタリングミッション

セネガル側から調査団に対して、訪日して日本の大学の受入体制に関する視察を早期に実施し、本邦大学の受入れ状況やセネガル人留学生の研究環境を把握し、募集・選考に反映したい旨言及があったことを受け、視察の目的を双方でより具体的にしたうえで適切な時期を設定することとなった。2022 年 8 月以降から事業を円滑に開始させるためには、事業が開始される 8 月前を訪日時期とすることが適切であろう。セネガル側の訪日視察を効果的に実施するためには、我が国の水際対策の状況も確認しつつ、早めに調整を進めることが重要である。

(3) 大学配置について

セネガル側に対して、調査団の推薦する大学配置案について説明したところ、セネガル側から、大学の公募から選考までのプロセスとその選考結果と理由について説明が求められたため、調査団より詳細に説明を行った。

また、セネガル側から、各大学からの受入提案書について、7 大学 12 研究科から計 13 件

⁶⁶ 無償資金協力の実施に際し、被援助国政府が日本にある銀行と銀行取極め (B/A) を締結し、政府名義の口座を開設、この口座を通じて無償資金の授受が行われることになっている。

のみの提案書が提出された点、推薦された大学のみではセネガル側が希望していた分野の一部が網羅できていない点について指摘があり、仮に数年後に研究科の見直しを行う際には、セネガル側が希望する全ての分野が網羅されるよう、大学の公募・選考を行うように依頼があった。そのため、次フェーズでも引き続き事業が継続する場合は、セネガル側の希望する分野について JDS での実現可能性も含め十分に精査して分野を決めた上で大学の公募・選定を行う必要がある。

(4) 日本関係者との協力による候補者の募集と留学生のフォローアップについて

JDS の認知度を高め、より多くの応募者を集めることも重要であるが、日本の良き理解者としての親日家・知日家の育成という意味で「日本の奨学金」としてダカールで合同説明会を実施することも一案である。例えば、現在セネガルにおける奨学金事業として、在セネガル日本国大使館の MEXT、JICA セネガル事務所による長期研修員プログラム、そして仮に例えば 2021 年にダカールに拠点を作った京都精華大学等と協力し合い、日本の奨学金制度、留学プログラムを紹介する合同説明会の開催等も一案である。

また、定期的に日本留学生を集めた同窓会活動も検討したい。現在、セネガルでは各奨学金の留学生が個別に集まり、事業別に同窓会活動が実施されているが、日本留学生全員が参加可能な活動を実施することにより、プログラムに関係なく、日本留学生（親日家・知日家）の間での縦横のネットワークの構築や日本との関係強化に繋げることが可能となる。さらに、セネガルに進出する日本企業関係者との交流の機会ともなろう。

(5) ジェンダー配慮について

本調査では JICA のジェンダー指針に従い、セネガルのジェンダーに関する国家政策と公務員の政策、公務員制度におけるジェンダー配慮の取組み等について調査を行った。本調査の結果、セネガル政府の優先活動計画である PAP2 (2019～2023 年) の戦略目標の中でも「ジェンダー間の平等の推進」が目標の一つとして設定され、「政治と行政の女性のプレゼンスが強化される」ことが目標に対して期待される成果として設定されていることから、当計画に沿って JDS 事業でもジェンダー配慮が重要であるとの結果に至った。

については、2022 年 8 月頃から本体事業が開始され、第一回運営委員会で 2022 年度事業の全体方針を固める際には、本調査の結果をふまえ、女性の JDS 事業への参加促進の方針及び方法を検討し、セネガル側関係者と協議・合意することが重要である。とくに、女性の候補者の募集方法について、他 JDS 国のように「女性の応募を歓迎する」旨募集要項に記載したり、タジキスタンのように女性のみを対象とした募集説明会を実施する等の取り組みを参考にしつつ、現地の JDS 事業関係者の意見を取り入れて方策を検討することが重要である。

なお、セネガルの女性公務員の全公務員に占める比率は 35%以上であるため、JDS では少なくとも 35%以上の女性応募者の確保、または同率の女性を留学生として日本に送り出すことを目標とし、この目標を実現させるために、事業の関係者からもジェンダー配慮への理解と協力を得ることとしたい。

セネガルでは局長や課長等のポストに就くなど、活躍している女性の公務員も存在する。ABE イニシアティブ研修員の中にも、日本留学後に公務員・公共サービス刷新省に戻り活躍している女性の公務員がいる。このような女性の公務員に募集説明会に参加してもらい、ロールモデルとして日本留学の魅力やメリット、女性が留学する際のチャレンジとその解決方法等を共有してもらうことで、女性が応募しやすい環境作りを行うことも重要である。

(6) 修士留学のための英語能力の向上へのサポートについて

セネガルの各省庁へのヒアリングにおいて、多くの省庁から英語試験について懸念が示された。KOICA でもセネガルの候補者が合格しない理由の一つとして、同国ではフランス語が公用語となっており英語の使用機会が少ないため、英語力がボトルネックとなっている点があげられた。

JDS 実施国の中で、ロシア語が公用語となっているタジキスタンやキルギスでも英語が優秀な応募者獲得のボトルネックとなっていたため、候補者の応募促進を目的に、候補者を対象とした英語研修を導入したところ、応募者数が増加した。そのため、セネガルでも優秀な若手公務員の応募を促進するために、候補者を対象とした4週間程度の語学研修会の提供により、候補者の獲得を目指すことが必要不可欠である。

また、長期的な視点から見た将来的な候補者全体の英語力の底上げのためにも、英語研修を実施することは有益である。

(7) 他ドナーとの協力関係の構築について

「1-5. 他ドナーの援助動向」で記述したように、現在、ドナー全体のセネガルを対象とした修士課程の奨学金事業の数が少なく、また、コロナの影響で中国の受入れが止まっていることにより、同国での研修機会が減少している。

JDS と類似するドナーの奨学金事業については、セネガルの公務員を対象にしたフランス政府と IFC との協力プログラムである Public Finance School の修士課程に毎年3名派遣する奨学金事業がある。KOICA の奨学金事業についても公務員を修士課程へ派遣するプログラムを提供しているが、セネガルに特化した分野、人数の設定はなく、奨学金の資格要件に合った候補者の獲得も同国では難しいため、毎年5名を受入れいる程度に留まっている。

このような状況の中で、同国における短期・長期の人材育成事業へのニーズは高く⁶⁷、JDS が新規のプログラムとして開始される妥当性は高いと考えられる。本調査の現地調査の際に、フランス大使館や KOICA 事務所を訪問し JDS 事業の開始について説明した際にも、JDS の開始を歓迎するコメントを得た。また、お互い情報交換し協力していく提案も受けた。

⁶⁷ (参考) ABE イニシアティブ第5バッチ(2018年来日)全体応募者191名のうち、省庁からの応募者24名(合格者3名)であり、省庁出身者の応募倍率は8倍である。この点からも JDS においても一定程度の競争が見込まれる。

セネガルでは JDS は後発の奨学金事業となるが、事業が開始された後には、JDS や日本留学のメリットをアピールするだけでなく、これらドナーから同国における事業実施における課題や工夫についての情報収集を積極的に行い、JDS の実施に活かすことが重要である。

また、フランス政府及び KOICA は同地で同窓会活動を活発に実施しているため、こうしたフォローアップ活動を参考にして、事業の開始から留学生の帰国後のフォローアップ活動に備える必要がある。

(8) JDS の復職に関する誓約書について

JDS 実施国では、全ての国で留学生の復職に関する誓約書を設けている。誓約書の中では、学位取得後、留学生は政府もしくは所属先に戻り当該国の開発に貢献することを明記し、留学生及び当該国の実施機関との間で署名のうえ、その内容について合意している。復職した後に最低限必要とされる就業期間については国の公務員規定によって異なるが、一般的に2年~5年が多い。

セネガルの公務員・公共サービス刷新省によると、公務員が留学後に休職していた元の職場へ復帰する場合、その復職期間にかかる政府内の規定や条件⁶⁸はないとのことであった。また、公務員は基本的に留学を含む長期の研修の後に、ほとんどの者が所属先に戻ってくる傾向にあるとの言及もあった。

そこで、セネガル側に対して、JDS では誓約書を使用し復職をより確実にする対応を行っており、セネガルでも同様の対応が必要であることを説明した。また、JDS 留学生の誓約書を設ける理由として、「JDS 事業の目標を達成するために、JDS 留学生が修士課程を修了して帰国後は政府に戻り、セネガルの開発に寄与することが重要であり、それを担保するために留学生とセネガル政府との間で相互の同意が必要である」旨セネガル側に伝えたところ、DCT 側は誓約書の設定理由とその重要性について理解し、公務員だけでなく APIX の職員を含め JDS 留学生は全て誓約書を取り交わすこととし、事業の開始までの間に引き続き協議しながら誓約書の内容を詰めていくことで合意した。

当件について、APIX も誓約書を利用した復職と人材の活用に関する取り決めについて高い関心を示していることから、両者と共に詳細の内容を詰めつつ合意を得る必要がある。

(9) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用及び実施代理機関の役割

① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取りべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国とセネガルのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、まずは滞日中から我が国への親日的意識を高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップで

⁶⁸ 他の JDS 実施国の中には、公務員の規則として、留学期間（休職期間）と同じ期間を学位取得後に公務員として勤務することが留学条件となっている国もある。

は、滞日中に高めた親日的意識を維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が重要である。

現在、JDS の事業対象国では実施代理機関が、同窓会の立ち上げやその他イベント開催の支援を自主的に行い、帰国留学生の組織化を図っている。しかしながら、これらの活動が止まってしまった場合、一定期間我が国との関係性が途切れることになり、親日的意識が低下する懸念がある。また、再度、帰国留学生の親日的意識を高めるには、時間とコストが追加的に必要となり、必ずしも効率的とは言えない。従って、滞日中の留学生に対して提供する施策と帰国後フォローアップ施策は、継ぎ目のない施策として事業の中で一体的に検討・実施されるべきである。

また、現在実施代理機関が定期的に更新している帰国留学生リストについて、個人情報の取り扱いとその活用方法に細心の注意を払いつつ、JDS 留学生リストのデータベース化が進みつつあるが、未だにデータが日本関係者、とりわけ日本政府関係者の間で活用されている状況ではないため、日本関係者の間での活用方針と方法を検討する必要がある。

② 帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うには、滞日中に高めた親日的意識を維持・向上するための施策を実施するため、現地で先行して活動を行っている JICA の帰国研修員同窓会等のノウハウを吸収し、連携を図りながら、同窓会の活動を含む留学生をフォローアップするための方法やコンテンツを充実させることが重要である。特に活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての役割が求められる。

次の図では JDS 留学生が親日家・知日家になっていく時間の経過イメージを示す。来日中から継ぎ目のない施策の実施により、帰国後も親日的意識が高く保たれることを示している。

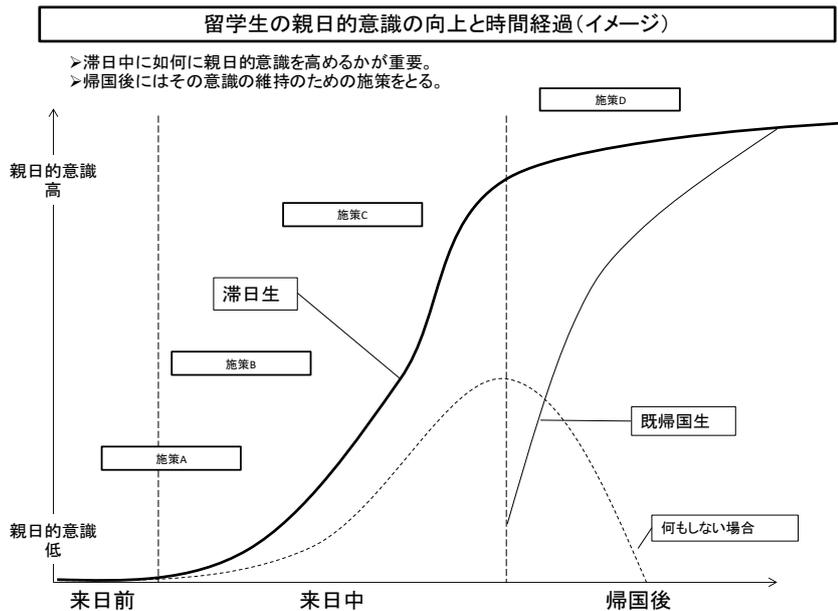


図7 留学生が親日家・知日家になっていく時間経過イメージ

③ フォローアップのための我が国の行政官とのネットワークの構築

親日的意識の向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国とセネガルとの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、我が国省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

こうした施策によって形成されたネットワークは、帰国後の業務においても実用的なものであり、維持することにインセンティブが働くため、継続的な関係構築が期待できる。

④ 実施代理機関に求められる役割

(a) 媒介者としての役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果につながる事が期待される。

(b) 留学生との強固なネットワーク基盤

モニタリング等で定期的なコンタクトを取り、また緊急時にはすぐに手を差し伸べる実施代理機関は、JDS 留学生にとって、強固な信頼関係で結ばれているパートナーのような存

在である。このため、実施代理機関は JDS 留学生の資質等を含めた情報を詳細に、かつ一元的に把握することが可能となっている。

また、一般的に、留学生のフォローアップで問題となるのは帰国後の所在情報であるが、JDS においては、実施代理機関と JDS 留学生との信頼関係の基盤があることにより、JDS 留学生の帰国後でも、彼らの最新の所属先や役職、及び活躍ぶり等を具体的に把握できる関係性と体制とが既に整えられている。

実施代理機関に求められる役割は、互いの信頼関係を基礎とした、滞日中・帰国後の JDS 留学生とのネットワーク基盤としての機能であろう。実施代理機関が果たしている JDS 留学生との関係性構築の機能は、フォローアップの観点から着目されるべき点である。

(c) 我が国の各省庁とのネットワーク基盤

「開発協力大綱」や「日本再興戦略」では ODA の戦略的運用が謳われている。JDS 留学生は将来国のリーダーとなる人材の候補者である。我が国の外交戦略、経済外交上も重要な国、省庁から来日している JDS 留学生もおり、滞日中の JDS 留学生、帰国留学生を含めて我が国の省庁が行う事業との連携や、滞日中の積極的なネットワーク構築が望まれる。

日本で学び、育った JDS 留学生は我が国の外交資産であり、将来的には、時に外交のカウンターパートとなり、時に開発のパートナーにもなる。例えば、将来、JDS 帰国留学生が一国のインフラ担当となり、我が国の質の高いインフラ輸出の最大のキーパーソンとなる可能性もある。また、地域・多国間外交の場面では、各国の様々な立場が考えられる中、JDS 帰国留学生は基本的な価値を共有できる最も信頼できるパートナーにもなり得る。

ただ、それには我が国の関係者と JDS 留学生側の両者がネットワークを構築していない限りは、その恩恵を十分に受けることは難しい。従って、実施代理機関は、ODA 関係者のみならず、我が国の各省庁に対する積極的な情報発信とネットワーク構築のための機会を持つことが重要である。

各省庁が JDS 留学生とのネットワークを構築し活用することで、JDS は相手国の開発はもとより我が国の発展をも同時に達成し、国益に資する人材育成事業となる。これにより我が国とセネガルが Win-Win の関係を構築する事が可能になると考える。

(10) 帰国後のフォローアップの重要性

前にも記載しているが、JDS 事業を通じた外交的成果、開発課題への裨益を確実なものにするため、運営委員会および対象機関による滞日中の留学生のモニタリング支援や帰国後の人材活用に向けたフォローアップが極めて重要となる。特に所属先においては、帰国後のポストの確保、キャリア形成支援を行うよう継続的に理解を求めていく必要がある。

キルギスやウズベキスタンでは、JDS 帰国留学生や同窓会による「縦のつながり」が存在しており、卒業生が優秀な若手を推薦するシステムができている。セネガルにおいても、同様にセネガル側が帰国留学生を管理・状況把握できるよう、帰国留学生の同窓会の形成など仕組みづくりが重要である。

また、JDS 留学生には、受入開始の時点から帰国後の二国間関係強化に向けた貢献を意識して就学に臨んでもらうことが必要であり、就学期間においては、中間研修や行政官交流会などの機会を利用して意識付けを行っていく。

さらには、出発時の壮行会や帰国報告会、同窓会に対する定期的な働きかけなどで、節目節目で日本とのつながりを意識できるような取り組みを行うことが望ましく、そのためにはセネガルにおける日本関係者の協力を得ることが必要不可欠である。

(11) デジタルツールの活用

新型コロナウイルスの影響の中、従来のアプローチでは困難であった課題の解決を実現するため、JDS の実施においても、デジタル技術の活用による業務の実施を進めてきた。本調査でも、Teams、One Drive（クラウドシステム）を中心とした Microsoft 365 のアプリケーションや Zoom 等のオンライン会議ツールを活用することにより、2021 年 12 月から 2022 年 2 月までのオミクロン株による感染の急拡大の影響で面談が難しい期間においても、現地調査を進めることが可能となった。

2022 年 8 月から事業を実施する際には、従来通りの対面式を中心とした事業の運営方法のメリットを活かしつつも、これらのデジタルツールも十分に活用し、かつデータの取得・分析にも活用することが重要である。こういったハイブリッドの方法により、より効果的な応募者の獲得方法の提案や、より細やかな留学生とのコミュニケーション方法の構築、行政官との交流イベント等を企画することが可能となり、留学生の満足度や JDS の付加価値を高める取り組みを進めていくことが期待できる。

(12) 新型コロナウイルスの影響について

2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、日本政府の水際対策が緩和され外国人の訪日者数が今後増えていくと予想されている。新型コロナウイルスに関する状況が、2022 年度の応募者数及び留学生に如何に影響するか現時点では予測ができないが、当件に関してドナーや政府内の留学に関する反応等の情報収集を行いつつ引き続き留意する必要がある。

3-6. 結論

本調査では、JDS の趣旨・特徴及びセネガルの政治・社会的背景や情勢等を念頭に置きながら、セネガルの国家開発計画や我が国の国別開発協力方針等に基づく同国の優先開発課題をサブプログラム、コンポーネントとして整理し、JDS 事業の枠組みとして合意した。また、当該国の公務員制度の特徴を踏まえつつ、当該サブプログラムと関連があると想定される対象機関に対し、各機関の役割・位置づけや人材育成ニーズ、潜在的候補者の有無等についての補足調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画案（サブプログラム基本計画）が策定された。本調査報告書にて記載したとおり、セネガルにおいて JDS 事業を実施する妥当性は高いと判断でき、その意義は十分にあると言える。

また、セネガルで訪問した経済計画協力省や公務員・公共サービス刷新省を始め各省庁において JDS への期待は極めて高く、若手行政官を育成する JDS に対するセネガル政府の期待がうかがわれ、セネガル政府のニーズに合致していることが確認できた。さらに、セネガル側の運営委員会議長となる予定の DCT はドナーが同国へ提供する研修事業の政府の窓口組織であり常に多忙な局であるが、第一回現地調査のミニッツ協議の際には、連日貴重な時間を割いて頂き、事業の細部にわたる確認やセネガル側の意向を積極的に示すなど、本事業への期待の大きさと関心の高さがうかがわれ、セネガル側の体制が盤石であることが確認できた。

本調査では外交的効果及び二国間関係強化を念頭においた事業設計を行うため、セネガルにおける JDS の受入計画では、同国の開発課題や人材育成ニーズ、そして、日本政府の外交方針や重要 이슈に関連する公共政策分野と経済分野等をコンポーネントとして設定し、我が国との政治・経済・外交上の関係強化に資する基幹省庁を主な対象機関として設定した。

また、事業設計にあたり、セネガルの公務員制度の特徴について調査を行うことで、セネガルの公務員制度の中で JDS 事業が事業目標を達成すると共に、セネガル政府の人材育成のために活用されるプロジェクトとなるように努めた。本調査で調べたセネガル特有の公務員制度、各省庁の公務員数や人材育成ニーズ、公務員が留学する際の政府内の手続きに関する情報と分析結果は、2022 年 7 月以降に予定される JDS の事業立上げと実施運営に大いに活用されることを期待したい。

第二回現地調査のミニッツ協議の際に、DCT より「マッキー・サル大統領はスピーチで、『セネガルを発展させるのは（最近発見された）石油でもなく、お金でもない。セネガル人の能力を伸ばし、セネガル人自身の手で発展させることだ』と言及していた。DCT は JDS 事業を通じて、国の発展を担う公務員の人材育成に大いに期待している」との言及があった。将来、JDS 留学生が国家の中核にて政策の立案や意思決定に携わり、国の発展を担うことが事業の目的であり、セネガル政府の意向とまさに合致している。また JDS を通して、セネガル政府内における日本の良き理解者として、我が国との二国間関係強化に広く貢献し活躍することが期待できる人材を政府内で一人でも多く増やすことで、JDS のもう一つの目的である二国間関係の強化、すなわち、在セネガル日本国大使館や JICA セネガル事務所を含む我が国関係者とセネガル政府内のキーパーソンとの間のネットワーク構築の促進へも貢献するであろう。

セネガルは 1999 年の事業開始から 22 番目の国となり、アフリカの国の中で初めてのフランス語圏での事業開始となる。今後 JDS はさらに拡大が期待されるが、セネガルの事業が開始され他国同様に発展し、フランス語圏の他アフリカ諸国への拡大の第一歩となることを期待したい。

以上

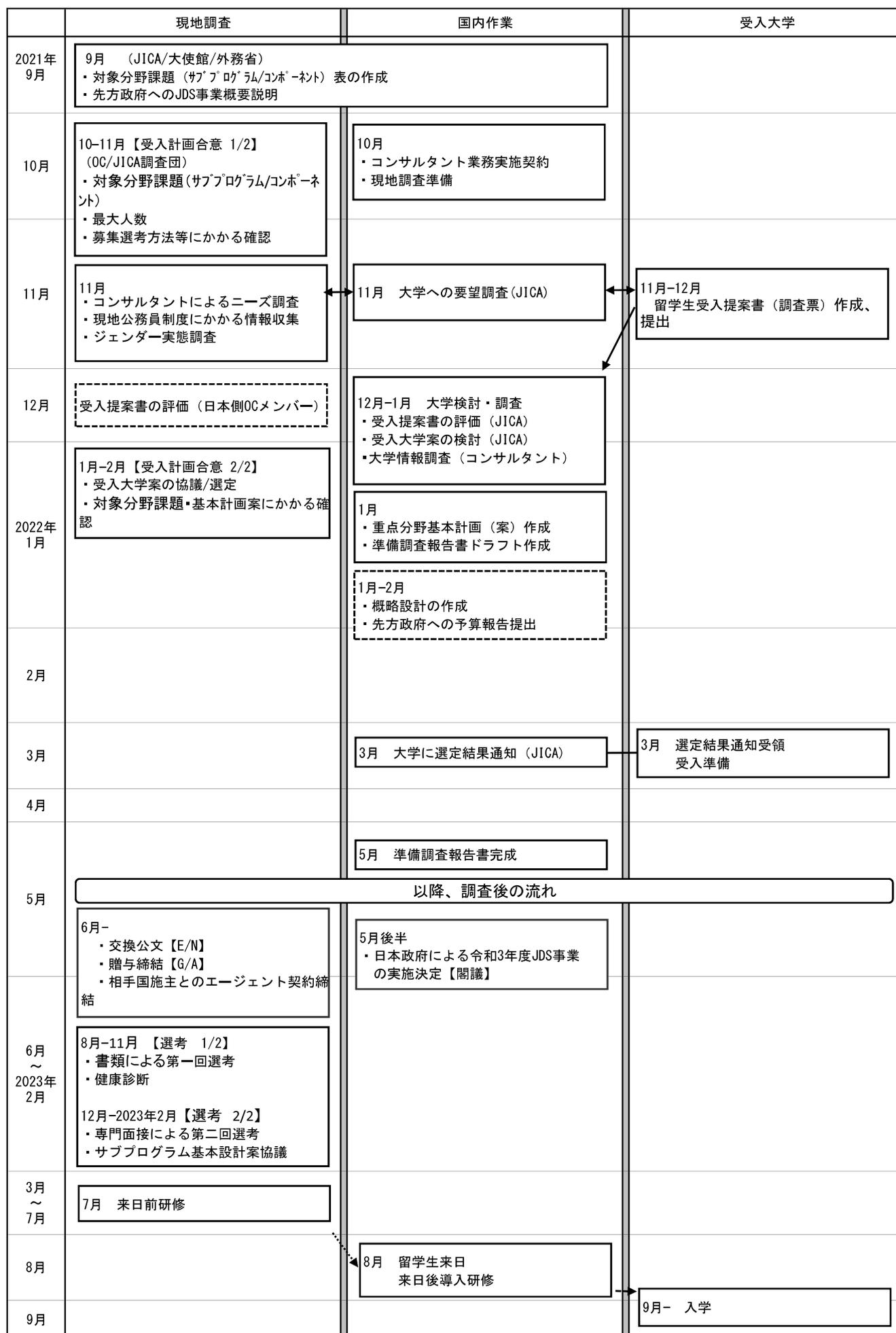
付 属 資 料

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業協力準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
7. 対象機関の補足調査

調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）

| 氏名 | 役割 | 所属・役職 |
|-----------|-----------------------|--|
| 三浦 佳子 | 団長 | 独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部 実施監理第二課 課長 |
| 佐々木 祥子 | 協力計画 | 独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部 実施監理第二課 |
| <コンサルタント> | | |
| 井代 純 | 業務主任／人材育成計画 | 一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部長 |
| 橋本 和華子 | 留学計画（1） | 一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課 主幹 |
| 大口 修平 | 留学計画（2） | 株式会社国際開発センター（IDCJ） 主任研究員 |
| 星野 未来 | 基礎情報収集 （2022年3月まで） | 一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課 職員 |
| 齋藤 千尋 | 基礎情報収集 （2022年4月以降） | 一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課 職員 |

2021年度 JDS準備調査フロー図



List of Organizations Visited

| Date | Ministry | Position | Name |
|-------------------------|---|---|----------------------------------|
| 21-Oct | French Institute | Head of Visitor Services and Development | Mr. Jean Claude S. SENGHOR |
| | Ministry of Economy, Planning and Cooperation | Human Resources Manager | Mr. Ibrahima DIENG |
| | | | Mr. Stanislas DIOP |
| | Technical Cooperation Directorate of the General Secretariat of the Government (DCT) | Training Officer | Ms. Ndeye Havo Ndiaye FALL |
| 22-Oct | Confucius Institute | | Ms. Marie Therese SENGHOR |
| | Ministry of Finance and Budget | Head of the Training and Coaching Division | Mr. Demba NDIADÉ |
| | Ministry of Public Service and Public Service Renewal | Research and Studies Coordinator | Mr. Madougal THIOUNE |
| Human Resources Manager | | Mr. Mouhamadou Lamine MANE | |
| 25-Oct | Ministry of Public Service and Public Service Renewal | Human Resources Manager | Mr. Mouhamadou Lamine MANE |
| 26-Oct | Technical Cooperation Directorate of the General Secretariat of the Government (DCT) | Director | Mr. Papa Birama THIAM |
| | | Training Officer | Ms. Ndeye Havo Ndiaye FALL |
| | Ministry of Foreign Affairs and Senegalese Abroad | | Mr. Papa Samba SECK |
| 27-Oct | Organization and Method Office | Organisational Advisor | Mr. Saidou DIAW |
| | Ministry of Interior | Police Commissioner, Exceptional Class Divisional Officer | Mr. Abdoull Whahabou SALL |
| 28-Oct | Ministry of Livestock and Animal Production | Head of the Human Resources Division | Mr. Tidiane SOW |
| | Ministry of Agriculture and Rural Equipment | Head of BFPA | Mr. Souleymane SARR |
| | | | Ms. Oumou SY |
| | | Mr. Sany SONKO | |
| 29-Oct | Ministry of Economy, Planning and Cooperation | Director of Economic and Financial Cooperation (DCEF) | Mr. Mamour Ousmane BA |
| | | | Mr. Elhadji Mamadou TOURE |
| | African Centre for Higher Studies in Management (CESAG) | Managing Director | Mr. Balibié Serge Quguste BAYARA |
| | | Impact assessment expert | Mr. Elhadj GUEYE |
| | | Organisational Advisor | Mr. Saidou DIAW |
| 2-Nov | APIX | Director of Strategy and Human Capital | Mr. Moustapha CISSE |
| | | Head of Strategy Department | Ms. Habibatou Emmanuel THIAM |
| 3-Nov | Ministry of Foreign Affairs and Senegalese Abroad | | Mr. Papa Samba SECK |
| | French Embassy | Scientific and University Cooperation Officer Department of Cooperation and Cultural Action | Mr. Matthieu FAU-NOUGARET |
| | Ministry of Economy, Planning and Cooperation | Director of Private Sector and Partnership Development, Executive Office of Cooperation, External Funding | Ms. Ndeye Maguatte DIOUF |
| | | Head of the Reforms Division | Ms. Teigue MBODJ |
| | | Director of Administration and Staff | Mr. Elhadji Yamadou Karim NDIAYE |
| 5-Nov | National School of Administration (ENA) | Director of Initial Training Studies | Mr. Serigne MBAYE |
| | Ministry of Foreign Affairs and Senegalese Abroad | | Mr. Papa Samba SECK |

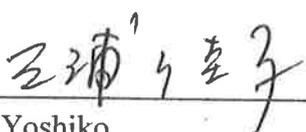
**PROCES VERBAL DES DISCUSSIONS
SUR L'ETUDE PREPARATOIRE RELATIVE
AU PROJET DE BOURSES D'ETUDE AU JAPON POUR LE DEVELOPPEMENT DES
RESSOURCES HUMAINES POUR LA REPUBLIQUE DU SENEGAL**

En réponse à la requête du Gouvernement de la République du Sénégal (ci-après désigné "Sénégal"), l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désignée "JICA") a décidé de mener une étude préparatoire pour le "Projet de Bourses d'Etude au Japon pour le Développement des Ressources Humaines (ci-après désigné "JDS") qui sera mis en œuvre au Sénégal.

Par conséquent, la JICA a envoyé une Equipe pour l'étude préparatoire (ci-après désignée "Equipe") dirigée par Madame MIURA Yoshiko, Directeur de la Division Management de Projet de Don du Département de Mise en Oeuvre de la Coopération Financière de la JICA, à Dakar du 1er au 5 novembre 2021.

L'Equipe a tenu une série de discussions avec les ministères concernés par ce Projet JDS. Les parties ont convenu de ce qui suit en attaché.

Dakar, le 5 novembre 2021



MIURA Yoshiko
Chef
Equipe d'Etude Préparatoire
Agence Japonaise de Coopération Internationale



Papa Birama THIAM
Directeur
Direction de la Coopération Technique
Secrétariat Général du Gouvernement

I. Objectifs de l'Étude Préparatoire

Les objectifs de l'Étude Préparatoire tels qu'indiqués par l'Equipe dans l'ANNEXE 1 "Flux d'Activités de l'Étude Préparatoire" sont échangés avec la partie sénégalaise.

Les objectifs principaux de l'Étude sont:

- (1) Convenir d'un cadre du Projet JDS allant de l'année fiscale 2023 à 2029 qui sera mis en œuvre dans le cadre de projet de don du Japon au Gouvernement du Sénégal.
- (2) Concevoir les grandes lignes du Projet JDS après la collecte des informations de base sur le développement des ressources humaines pour les fonctionnaires et agents de l'Etat sénégalais.
- (3) Présenter à la partie sénégalaise les grandes lignes du Projet JDS

II. Objectif du Projet JDS

L'objectif du Projet JDS est de soutenir le développement des ressources humaines dans les pays en développement qui bénéficient de dons du Gouvernement Japonais. Les fonctionnaires et autres agents de l'Etat hautement qualifiés ciblés et potentiels Boursiers JDS dans les universités japonaises seront les leaders de demain dans leur pays. Le Projet vise en outre à renforcer le partenariat entre les pays bénéficiaires et le Japon.

Les Boursiers JDS qui seront retenus pour ce Projet vont effectuer des recherches, acquérir des connaissances pointues tout en développant un réseau humain dans les universités japonaises. Il est attendu de ces Boursiers JDS, après leur retour dans leurs pays respectifs, de mettre en application les connaissances acquises et de jouer un rôle actif dans la résolution des enjeux socio-économiques auxquels font face leur pays en apportant des solutions pratiques.

III. Cadre du Projet JDS

1. Guide Opérationnel de Mise en Oeuvre du Projet

Sous réserve des échanges ultérieurs sur certaines modalités de mise en œuvre du projet ainsi que sur les conditions d'éligibilité des candidats, la partie sénégalaise confirme que le projet sera mis en œuvre suivant le cadre défini dans 'Le Guide Opérationnel du Projet JDS (ANNEXE 2)' et du "Flux d'Activités du Projet JDS Couvrant les Quatre Groupes (ANNEXE 3)". Les conditions de mise en œuvre, y compris les éligibilités des candidats du JDS, feront l'objet de discussions ultérieures.

2. Coordination de la Mise en Oeuvre du Projet

Les deux parties ont convenu que la Coordination de la Mise en Oeuvre du Projet se fera comme suit.

(1) Organisme de Mise en Oeuvre

La Direction de la Coopération Technique du Secrétariat Général du Gouvernement (ici désignée "DCT") est responsable des affaires administratives du Projet JDS et par conséquent, elle est considérée comme Organisme de Mise en Oeuvre du Projet.

(2) Comité de Pilotage (ci-après désigné "Comité")

J.

↙

Le Comité est composé des représentants des organismes suivants:

La partie sénégalaise

- (Co-président) La Direction de la Coopération Technique du Secrétariat Général du Gouvernement
- Ministère des Finances et du Budget
- Ministère des Affaires Etrangères et des Sénégalais de l'Extérieur
- Ministère de l'Économie, du Plan et de la Coopération
- Ministère de la Fonction Publique et du Renouveau du Service Public

La partie japonaise

- (Co-président) L'Ambassade du Japon
- Bureau de la JICA au Sénégal

3. Domaines Ciblés du Projet JDS

La partie sénégalaise a proposé à la partie japonaise d'accompagner le Sénégal dans la mise en œuvre du Plan Sénégal Emergent, en s'inscrivant prioritairement dans les orientations du PAP2A.

La partie Japonaise, en marquant sa disponibilité, a néanmoins précisé ses contraintes liées à la prise en charge de besoins de formation spécifiques et techniques.

A la suite des échanges entre les deux parties, les domaines de formation identifiés dans le cadre du projet JDS sur le thème global « renforcement des capacités de formulation et de mise en œuvre des politiques publiques » sont retenus ainsi qu'il suit.

- Amélioration de la Capacité de l'Administration Publique
- Renforcement des Capacités en matière de Planification et de Politique Economique, Gestion des Finances Publiques, et Amélioration de l'Environnement des Affaires et de la Compétitivité
- Amélioration de la Prise en Charge Sanitaire et de la Protection Sociale

4. Organisations Cibles

Les deux parties conviennent que les candidats seront sélectionnés parmi les agents dont les missions sont rattachées aux structures et organisations compétentes dans les domaines susmentionnés.

La liste des structures et organisations bénéficiaires sera fixée et soumise à validation du Comité avant le lancement du processus de sélection des candidats (ANNEXE 4).

5. Nombre Maximum de Boursiers JDS (Programme Master sur deux ans)

Le premier groupe de boursiers JDS en Master, fixé au nombre de dix (10) pour l'année fiscale japonaise 2023, sera retenu pour les prochaines promotions allant des années fiscales japonaises 2023 à 2029. Sur proposition de la partie japonaise, les deux parties ont convenu que le programme de doctorat ne sera pas introduit pour cette phase.

La partie sénégalaise a proposé que des ajustements annuels issus des premières expériences puissent être faits sur la distribution des candidats selon les composantes.

J.

W

6. Universités d'Accueil des Boursiers JDS

La partie sénégalaise accepte, à la demande de la partie japonaise, que l'Equipe en charge de l'Etude procède à la sélection des Universités d'accueil en tenant compte de la pertinence de leurs programmes de formation et de leur adéquation par rapport aux domaines d'études ciblés. Le choix définitif des Universités se fera lors de la seconde phase de l'Etude prévue en janvier 2022 par les deux parties.

7. Suivi des Boursiers JDS

Il a été convenu que le suivi des Boursiers JDS sera assuré par la partie sénégalaise conformément aux missions de l'Agent pour améliorer les résultats du Projet et créer un réseau. Pour mieux assurer le suivi des Boursiers JDS, des missions sénégalaises au Japon seront prévues dans le cadre du Projet.

IV. Actions à Entreprendre

Les deux parties s'accordent sur les actions à entreprendre dans le cadre du Projet JDS telles que décrites en ANNEXE 5.

Chaque groupe de Boursiers JDS fera l'objet de signature d'un Accord de Don (A/D), d'une Autorisation de Paiement (A/P) au profit de l'Agent et d'ouverture d'un compte bancaire (Arrangement Bancaire: A/B) dédié, un mois après la signature de A/D.

V. Autre Points Discutés

1. Recrutement, Sélection et Affectation des Boursiers JDS

Les deux parties reconnaissent l'importance de l'identification et de la sélection des candidats au profil approprié et d'assurer leur retour et leur réintégration dans leurs administrations d'origine afin de garantir l'efficacité du programme.

Il a été convenu spécialement que la promotion des JDS et la sélection des candidats compétents seront conduits par la partie sénégalaise.

2. Suivi Alumni

Il a été convenu que le suivi et l'évaluation des Alumni JDS sera assuré par les deux parties pour renforcer l'impact du Projet et créer un réseau.

ANNEX 1: Flux d'Activités de l' Etude Préparatoire

ANNEX 2: Guide Opérationnel pour le Bourse JDS.

ANNEX 3: Flux d'Activités du Projet JDS Couvrant les Quatre Groupes (draft)

ANNEX 4: Conception du Projet JDS pour les Quatre Groupes (draft)

ANNEX 5: Actions à Entreprendre au Projet (draft)

y.

h

| | Etude sur le terrain | au Japon | Universités acceptantes |
|------------------------------------|---|---|--|
| 2021 Sep. | Sep. (JICA Ambassade/MOFA) • Formulation de la liste des zones cibles et des questions de développement (Sous-Programme/Composante) • Explication des grandes lignes du projet JDS au gouvernement des pays bénéficiaires | | |
| Oct. | Oct. à Nov. [Accord sur le cadre du projet 1/2] (CO/JICA Équipe d'enquête) • Accord sur le nouveau cadre du projet et la structure de mise en œuvre • Accord sur les cibles de la JDS (sous-programme, composante) • Sélection et accord sur les organisations cibles et la démographie cible | Oct. Conclusion d'un contrat avec le consultant • Préparation de l'étude sur le terrain | |
| Nov. | Nov. Etude sur les besoins, collecte d'informations sur le système de la fonction publique et enquête sur la situation de l'égalité des sexes par le consultant. | Nov. Mise en œuvre de l'étude sur les demandes des universités acceptantes (JICA) | Nov. à Déc. Formation et soumission de propositions pour le projet JDS |
| Déc. | Évaluation des propositions des universités par les membres japonais du CO. | Déc. à Jan. Examen des propositions des universités • Evaluation des propositions (JICA) • Considération du projet de plan des universités acceptantes (JICA) • Sondage sur les universités japonaises susceptibles d'être acceptées (Consultant) | |
| 2021 Jan. | Jan. à Fév. [Accord sur le cadre du projet 2/2] (CO/JICA Équipe d'enquête) • Sélection et accord sur les universités acceptantes et le nombre de boursiers • Accord sur les procédures de sélection • Confirmation des activités de suivi | Jan. Préparation de l'avant-projet de budget Fév. Soumission du rapport sur le budget au Ministère des Affaires étrangères | |
| Fév. | Jan à Fév Confirmation du plan de base pour les domaines prioritaires ciblés avec le gouvernement des pays bénéficiaires (à distance). | Jan. Préparation du projet de rapport sur l'enquête préparatoire Jan Formation du plan de base pour le domaine prioritaire cible (arrangement d'entretien avec l'université acceptante) | |
| Mar. | | Mar. Notification du résultat de la sélection aux universités acceptantes (JICA) | Mar. Réception du résultat de la sélection, et préparation de l'acceptation des boursiers JDS |
| Avr. | | Mal Finalisation du rapport sur l'enquête préparatoire | |
| Mai | Flux après l'enquête préparatoire | | |
| | Juin- • Echange de Notes (E/N) • Accord de Don (A/D) • Contrat entre un client des pays destinataires et un agent | Fin Mal • Décision sur la mise en œuvre du projet JDS par le gouvernement japonais (réunion du cabinet) | |
| 2022 Juin, à 2023 Fév. | Août - Nov. [Sélection 1/2] (CO/Consultant de l'équipe d'enquête) • 1er contrôle par document de candidature • Examen médical Déc. - Fév. [Sélection 2/2] • 2ème sélection par un entretien technique avec des professeurs d'université • Discussion sur l'ébauche du plan de base pour chaque sous-programme | | |
| Mar. à Juillet. | Juillet. Orientation avant le départ | | |
| Août | | Août Arrivée des étudiants Briefing et orientation | |
| Sep. | | | Sept. -Inscription |

g.

f

Guide de mise en Oeuvre du Projet de Bourses d'Etude au Japon pour le Développement des Ressources Humaines selon le Nouveau Système

(Les modalités de mise en œuvre prévues dans le présent guide peuvent s'ajuster au contexte national)

Juillet 2015

L'Agence Japonaise de Coopération Internationale (JICA)

Ce guide de mise en œuvre, sous le nouveau système, s'applique au Projet de Bourses d'Etude au Japon pour le Développement des Ressources Humaines à partir de l'année fiscale 2015.

PART 1: Principes de base

1. Préface

La raison d'être du Projet de Bourses d'Étude au Japon pour le Développement des Ressources Humaines, ici désigné "JDS", est de soutenir le développement des ressources humaines dans les pays en développement (ici désignés les "pays récipiendaires") qui bénéficient de dons japonais en acceptant les fonctionnaires et autres agents de l'État hautement qualifiés, attendus pour être leaders de demain dans leur pays, comme boursiers JDS dans les universités japonaises. En outre, le Projet vise à renforcer le partenariat entre les pays récipiendaires et le Japon.

Les Boursiers JDS qui seront retenus pour ce Projet vont acquérir des connaissances pointues, conduiront des recherches et en même temps ils pourront développer un réseau professionnel dans les universités japonaises. Il est attendu de ces Boursiers JDS, après leur retour au travail, de mettre en application les connaissances acquises et de jouer un rôle actif dans les résolutions des problèmes socio-économiques auxquels font face leur pays en apportant des solutions pratiques.

Nombre de ces problèmes ne peuvent pas être résolus par le seul effort des pays en développement. Par conséquent, il est nécessaire de trouver des solutions dans le cadre de la coopération internationale. Mais au-delà, les solutions proposées ne peuvent pas être séparées des initiatives actuelles prises dans la recherche constante de réponses aux problèmes de ces pays. Voilà pourquoi il est attendu que le Projet JDS développe des

ressources humaines aptes à prendre en charge les problèmes de développement dans un cadre de coopération internationale en tenant compte des initiatives actuelles.

Ce guide contient les principes généraux qui sous-tendent le cadre de gestion globale du projet JDS. Ces principes sont retenus sur la base des Echanges de Notes (ici désignés E/N) conclu avec le gouvernement du pays récipiendaire lorsque le gouvernement japonais approuvera la mise en œuvre d'aide sous forme de don (ci-après désigné "subvention"). Aussi, ces principes seront basés sur l'Accord de Don (ci-après désigné "A/D") conclu avec le gouvernement du pays récipiendaire lorsque l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ici désigné "JICA") fournit des fonds.

2. Vue générale sur le Projet JDS

(1) Concept de base

- (a) Le Projet JDS a été conçu pour promouvoir des ressources humaines de qualité exceptionnelle pour qui une expertise reconnue sera révélée pendant leurs études dans les universités japonaises et qui, dans l'avenir, seront capables de travailler à trouver des solutions aux défis de développement qui se posent dans leur pays. La sélection, le recrutement et l'affectation des Boursiers JDS seront gérés en fonction de l'accord conclu entre les officiels des pays récipiendaires et le Japon.
- (b) Le Projet JDS contribue à renforcer le partenariat entre le Japon et le pays récipiendaire en formant un large éventail de boursiers qui ont une connaissance approfondie du Japon.
- (c) En principe, la formation offerte dans le cadre du Projet JDS est de niveau Master en tenant compte de l'applicabilité des formations faites et de la durée de la formation. Cependant, en cas de besoin, un nombre limité de formations de niveau doctoral pourra être accordé si des besoins réels de développement des ressources humaines à un niveau plus élevé et des candidatures correspondantes sont identifiés.
- (d) En principe, la langue d'études est l'Anglais. Cela est justifié par la reconnaissance que la résolution des enjeux de développement pour les pays récipiendaires se fait dans le cadre de la coopération internationale, et sur l'hypothèse que les Boursiers JDS seront actifs à l'échelle internationale après le retour dans leurs pays d'origine.

(e) Etant donné que la raison d'être du Projet JDS est de promouvoir le développement des ressources humaines en ciblant les jeunes fonctionnaires et assimilés hautement prometteurs attendus pour être impliqués dans la conception comme dans la mise en oeuvre des plans de développement socio-économiques et qui sont aussi attendus pour être des leaders de demain dans leur pays, les principaux domaines d'études sont dans la catégorie des Sciences Sociales notamment Droit, Économie, Politique Publique.

(2) JICA

La JICA réalisera les opérations nécessaires pour la mise en oeuvre du Projet JDS en conformité avec les accords internationaux et dans le respect des lois et règlements pertinents du Japon.

(3) Organisation de la mise en oeuvre

Les autorités désignées par les gouvernements des pays récipiendaires devront jouer un rôle actif dans la mise en oeuvre du Projet JDS.

L'Organe de pilotage devra s'engager à cet effet avec un agent recommandé par la JICA.

(4) La Cohérence avec le Cadre de la Politique d'Assistance du Japon

Les domaines prioritaires d'études devront être choisis par les gouvernements des pays récipiendaires et la JICA parmi les domaines qui sont considérés comme de haute efficacité dans la mise en oeuvre du Projet JDS et en tenant compte de la conformité du Projet JDS avec le Cadre de la Politique d'Assistance du Japon défini par le Ministère de Affaires Etrangères du Japon.

(5) Universités d'Accueil Japonais

La JICA devra s'assurer auprès des potentielles universités d'accueil de la pertinence des leurs programmes de formation par rapport aux besoins des pays récipiendaires dans chaque domaines d'études prioritaires mais également, la JICA devra choisir les potentielles universités d'accueil parmi celles qui disposent d'offres de formation les plus adéquates.

(6) Organisations Eligibles

Les organisations éligibles au programme JDS devront être choisies sur la base des domaines prioritaires d'études sauf si la structure du système officiel du gouvernement pratiquant des rotations du personnel rend le choix de l'organisation éligible inapproprié.

Dans ce cas, plusieurs organisations éligibles peuvent être choisies en tenant compte de chaque domaine prioritaire.

Il est demandé aux organisations éligibles de coopérer pleinement dans le cadre des consultations avec les universités d'accueil et dans l'élaboration des plans de base pour les études de terrains.

De même, il est demandé aux Organisations Eligibles leur pleine coopération en invitant leur personnel ayant des profils adéquats à présenter leur candidature.

(7) L'Etude Préparatoire

Bien avant la mise en oeuvre du Projet JDS dans les pays récipiendaires, la JICA devra conduire une Etude Préparatoire. L'Etude Préparatoire sera faite tous les quatre ans pour concevoir un Projet JDS pour cette période. (un "Groupe de" Boursiers JDS seront acceptés chaque année fiscale japonaise durant cette période de quatre ans qui constitue un cycle du Projet JDS.)

Les principaux objectifs de l'Etude Préparatoire devront être les suivants¹:

- (a) S'accorder sur les domaines prioritaires d'étude pour les boursiers JDS
- (b) S'accorder sur les universités japonaises d'accueil.
- (c) S'accorder sur les organisations éligibles dans chaque domaine d'étude prioritaire.
- (d) Identifier les besoins en développement des ressources humaines y compris le nombre de potentiels candidats pour le Projet JDS.
- (e) Discuter des mesures pertinentes de promotion des résultats du Projet JDS,
- (f) Déterminer les effets et impacts du Projet JDS dans le cas où le projet est maintenu.
- (g) Estimer le coût global pour un cycle de quatre ans du Projet JDS.

(8) L'Agent

A la suite de la conclusion des E/N et du A/D, la JICA devra recommander le contractant de l'Etude Préparatoire en tant qu'agent (ici désigné "l'Agent") au pays récipiendaire. L'Agent, en application du contrat conclu avec le Comité d Pilotage du gouvernement du pays récipiendaire, sera tenu des obligations suivantes pour une exécution correcte du Projet JDS.

- (a) Travailler sur les procédures de sélection et de recrutement des candidats JDS.
- (b) Fournir des informations aux candidats JDS sur les études au Japon,

¹ Les éléments suivants sont inclus dans l'enquête préparatoire qui a débuté en juillet 2015.

- (f) Pour sélectionner les candidats pour le premier groupe
- (g) Pour préparer le plan de base de chaque domaine prioritaire d'étude.

- (c) Effectuer les procédures d'immatriculation et procéder aux préparatifs pour le voyage des Boursiers au Japon.
- (d) Gérer les paiements des frais de scolarité ainsi que les allocations.
- (e) Procéder à l'orientation de Boursiers JDS avant leur départ et après leur arrivée au Japon.
- (f) Faire le suivi des progrès académiques ainsi que les conditions de vie de Boursiers JDS.
- (g) Organiser le retour de Boursier JDS, ce qui implique les assister dans les procédures de retour, dans les réunions d'évaluation du Programme JDS après leur graduation, les réunions d'évaluation des résultats après le retour de Boursiers JDS dans leurs pays respectifs, et
- (h) Réaliser toutes autres activités nécessaires à la mise en oeuvre du Projet JDS.

(9) Le Comité de Pilotage

Un Comité de Pilotage devra être mise en place dans chaque pays récipiendaire pour une bonne exécution du Projet JDS.

Le Comité de Pilotage (ci-après désigné "Le Comité") devra être composé des fonctionnaires ou autres agents de l'Etat des organisations concernées des pays récipiendaires (Exp: les autorités diplomatiques, les autorités en charge de la coopération économique, les autorités en charges du personnel, les autorités dans le secteur de l'éducation) et les représentants officiels de l'Ambassade du Japon et de la JICA. En principe, le Représentant du gouvernement récipiendaire présidera le Comité et le Représentant du gouvernement japonais sera le Vice-Président. Cependant, il sera possible pour les représentants des deux gouvernements de coprésider le Comité si un accord entre les deux gouvernements le stipule. Le Président (Représentant du gouvernement du pays récipiendaire) devra présider et diriger les réunions du Comité. Le représentant de la JICA sera le Chef du Secrétariat et sera en charge de toutes les activités administratives du Comité notamment la convocation des réunions et l'élaboration des procès-verbaux des réunions.

Les fonctions essentielles du Comité sont les suivantes:

- (a) Discuter de la conception du Projet lors de l'étude préparatoire.
- (b) Sélectionner les Boursiers JDS parmi les candidats,
- (c) Encourager les pays récipiendaires dans l'emploi et le suivi des anciens Boursiers JDS
- (d) Réviser d'autres aspects dans la gestion et la mise en oeuvre du Projet JDS.

(10) Le Nombre de Boursiers JDS

Le nombre de Boursiers JDS relèvera d'un accord entre les deux gouvernements et fera, par conséquent l'objet d'une clause dans le contrat entre le pays récipiendaire et l'Agent. En principe, chaque année, entre deux et cinq Boursiers devront être admis dans un programme de formation universitaire.

(11) Etendue des Dépenses Couvertes par la Subvention

Les dépenses couvertes par la subvention seront divisées en deux catégories:

(a) Les dépenses pour l'achat des services nécessaires à la mise en oeuvre du Projet JDS:

- Dépenses liées à la sélection et au recrutement.
- Dépenses liées à l'orientation de Boursiers avant leur départ et après leur arrivée au Japon ainsi que les préparatifs du voyage au Japon.
- Dépenses liées au suivi des progrès et aux conditions de vie de Boursiers JDS.
- Dépenses liées aux préparatifs pour le retour de Boursiers notamment leur soutien en matière de respect des procédures de retour, lors des réunions d'évaluation d'impact du programme après le retour dans leur pays respectif.

(b) Les dépenses nécessaires pour les Boursiers JDS et les universités d'accueil.

- Bourses d'études,
- Frais de voyage pour aller au Japon en rentrant dans son pays,
- Allocations pour équipements,
- Allocation pour charges locatives d'habitation,
- Subvention pour l'achat de livres,
- Frais de fret et d'expédition,
- Allocation de voyages d'études et de séminaires,
- Frais de scolarité,
- Dépenses pour programme spécial comme des activités spécifiquement conçues pour les Boursiers JDS par les universités d'accueil et autres.

3. Qualifications et Sélection des Boursiers JDS

(1) Qualifications et Conditions

- (a) Nationalité: Les candidats doivent être de nationalité des pays récipiendaires
- (b) Age: En principe, les Boursiers JDS devront être âgés entre 22 et 39 ans (inclusive) au premier avril de l'année de leur arrivée au Japon.
- (c) Le candidat ne doit pas être des militaires en activité.

- (d) Des personnes qui ont une forte volonté de travailler pour le développement des pays récipiendaires après leur retour.
- (e) Les personnes qui ont déjà un diplôme Master après avoir bénéficié d'une bourse d'étude à l'étranger offerte par un donateur étranger ne sont pas éligibles. Les personnes ayant déjà obtenu une bourse étrangère ou qui sont sur le point de l'obtenir, ne sont pas non plus éligibles.
- (f) Les Boursiers JDS doivent avoir une bonne santé mentale et physique.
- (g) Les personnes qui ont un niveau d'Anglais assez solides pour pouvoir effectuer des études au Japon.

(2) Recrutement et Sélection

(a) Politique de Recrutement et de Sélection

- ① Les organisations éligibles pour chaque domaine d'étude prioritaire devront inviter leurs propres employés à présenter leur candidature et aussi proposer les candidats qualifiés au Comité de Pilotage ou à l'autorité compétente parmi les membres du Comité de Pilotage. Si cela paraît raisonnable, le recrutement dans le public ne devrait pas être exclu.
- ② Sans équivoque, la sélection des Boursiers JDS sera basée sur une évaluation générale des aptitudes académiques de chaque candidat et la pertinence du plan de recherche par rapport au problème de développement des pays récipiendaires. C'est après examen des candidatures et des entretiens que les boursiers seront déterminés.

(b) Système de Sélection

- ① Le Comité devra gérer toutes les étapes de la sélection.
- ② Le Comité devra s'occuper des problèmes suivants:
 - 1) Détermination de la méthode spécifique pour la sélection des Boursiers JDS (y compris la politique et les critères de sélection)
 - 2) Confirmation de la planification de la sélection
 - 3) Mise en oeuvre et gestion des tests de sélection.
 - 4) Détermination des candidats admis
- ③ Après que les universités d'accueil aient validé l'acceptation de candidats, le Comité devra déterminer les Boursiers JDS.

4. Conditions d'Études au Japon

(1) Bénéfices

(a) Bourses

L'Agent payera les allocations tels que la bourse et les frais de scolarité directement au boursier et aux universités d'accueil pour le compte du gouvernement du pays récipiendaire suivant l'accord conclu avec le pays récipiendaire. Chaque montant de cette allocation devra être spécifié de manière séparée.

(b) Les Termes de Paiements de la Bourse, etc.

En principe, l'allocation devra être octroyée aux Boursiers JDS dès leur arrivée et ce jusqu'au jour de leur départ après l'obtention de leur diplôme dans les délais d'études impartis. Aucune extension de la période initiale d'étude n'est en principe possible. Le pays récipiendaire devra arrêter de payer la bourse et organiser le retour anticipé du Boursier dans les cas suivants:

- ① Une fausse déclaration a été découverte dans la candidature du Boursier JDS.
- ② Le Boursier JDS a violé une clause du serment le liant au pays récipiendaire.
- ③ Le Boursier JDS fait l'objet d'une action disciplinaire par l'université ou ne présente aucune possibilité de terminer ses études dans le délai initialement imparti.

(2) Obligation de Rendre Compte

Pendant ses études au Japon, le pays récipiendaire devra régulièrement suivre les progrès académiques du Boursiers JDS et faire un rapport sur les résultats obtenus à la JICA.

(3) Suivi

Etant donné que le fondement du Projet JDS est de créer un réseau et d'encourager les Boursiers à aider le pays récipiendaire à relever les défis économiques et sociaux à leur retour, le pays récipiendaire devra faire des études sur les activités des Boursiers JDS et faire la promotion des échanges académiques et culturels avec le Japon.

Ensuite, il devra trouver les voies et moyens pour permettre aux Boursiers JDS d'occuper des fonctions dans lesquelles ils pourront jouer un rôle important dans le gouvernement central, etc. après leur retour au pays.

PART 2 Contrat avec l'Agent et Vérification

1. Recommandation de l'Agent

Pour une bonne exécution du Projet JDS, suivant la conclusion de A/D, la JICA devra recommander au pays récipiendaire un Consultant qui effectuera l'Etude Préparatoire.

2. Procédure contractuelle

Suivant les clauses de E/N et du A/D, le gouvernement du pays récipiendaire devra contracter avec l'Agent comme indiqué à l'article précédent. La Subvention ne sera pas accordée tant que le contrat n'a pas été dûment vérifié par la JICA. Le contrat devra être établi en deux exemplaires et sera soumis à la JICA par l'Agent pour vérification par le gouvernement du pays récipiendaire.

3. Références à A/D

Le Contrat de l'Agent doit faire référence au A/D de la manière suivante: "La JICA étend son Don au Gouvernement (nom du pays récipiendaire) conformément à l'Accord de Don signé le (date) entre le Gouvernement du (nom du pays récipiendaire) et la JICA relativement au Projet de Bourse pour le Développement des Ressources Humaines"

4. Références sur le Nombre de Boursiers JDS

L'Agent devra faire état du nombre de Boursiers en tenant compte du nombre limite indiqué pour chaque année fiscale durant les quatre années.

5. Étendue du Service

Le contrat de l'Agent devra clairement indiquer tous les services requis achetés par l'Agent avec la Subvention.

Au cas où un contrat inclus des services qui ne sont pas couverts par l'E/N et la A/D, la JICA ne devrait pas examiner un tel contrat.

6. Durée d'Exécution

Le contrat de l'Agent devra clairement préciser la durée d'exécution. Cette durée ne devra pas excéder la durée prescrite dans la A/D.

7. Le Coût du Contrat

Le coût total du contrat ne devrait pas excéder le montant total du Don tel qu'indiqué dans l'E/N et la A/D. Le coût du contrat devra être bien précisé en Yen japonais, en

chiffres et en lettres. En cas de différence entre les chiffres et les lettres, les écritures en lettres l'emportent.

8. Vérification du Contrat

Le contrat devra indiquer clairement que la vérification des clauses contractuelles sera faite par la JICA pour qu'il soit accepté pour le Don suivant les dispositions de l'E/N et de la G/A.

9. Procédure de Paiement

Conformément à l'E/N et au A/D, le contrat devra inclure une clause indiquant que "le paiement s'effectuera en Yen japonais à travers une banque japonaise sur autorisation de paiement récipiendaire ou d'un mandataire désigné à cet effet." Le paiement devra se faire suivant les procédures de la JICA.

Etant donné que le paiement inclut les allocations pour les dépenses journalières, une attention particulière devra être accordée pour que le paiement puisse s'effectuer à temps utile. Ainsi, le gouvernement du pays récipiendaire devra donner une autorisation de paiement sans délai.

10. Responsabilités et Obligations du Pays Récipiendaire

Le contrat d'Agent devra clairement indiquer les responsabilités et les obligations du Pays Récipiendaire conformément à l'E/N et au A/D.

11. Amendements

S'il est nécessaire que le contrat d'Agent soit amendé, cela devra se faire sous la forme d'amendement contractuel en se référant au contrat en vigueur bien désignée par sa date de conclusion et son numéro.

L'amendement du contrat devra clairement indiquer:

- (1) toutes les clauses sauf celles qui sont amendées restent inchangées.
- (2) Pour être retenu pour le Don, tout amendement devra être soumis au contrôle de la JICA.

12. Modifications du Projet

Le Don devra être utilisé à bon escient et conformément au Contrat qui lie l'Organe de mise en oeuvre du gouvernement récipiendaire et l'Agent, sous la supervision de la JICA.

Néanmoins, en cas de force majeure, si des modifications sur les projets sont nécessaires comme indiqué ci-dessous, le pays récipiendaire devra, via l'Agent, obtenir l'accord préalable de la JICA sauf s'il s'agit de modifications mineures.

L'accord préalable de la JICA pour les modifications est requis pour s'assurer que les modifications envisagées sont appropriées ou encore si des modifications sont nécessaires aussi sur les coûts du projet ou non. Cependant, cela n'engage aucunement la responsabilité technique de la JICA sur des modifications substantielles.

- 1) Changement significatif sur le nombre de Boursiers JDS à affecter;
- 2) Changement sur les sous-programmes (les domaines d'études prioritaires JDS)

*Si la mise en oeuvre de ce Guide est en contradiction avec les lois et règlements du pays récipiendaire, le Gouvernement du pays récipiendaire doit consulter la JICA.

FIN

Conception du Projet JDS pour les Quatre Groupes (draft)

(La partie sénégalaise a proposé que des ajustements annuels issus des premières expériences puissent être faits sur la distribution des candidats selon les composantes.)

| Sous-Programme (Domaines d'Etudes Prioritaires de la JDS) | Composants (Enjeux de développement JDS) | Nombre de Boursiers | Domaines d'Etudes Possibles | Liste Indicative des Organisations Ciblées |
|--|--|------------------------|---|---|
| Renforcer la Capacité de Formulation et de mise en œuvre des Politiques | 1 Amélioration de la Capacité de l'Administration Publique | 4 | <ul style="list-style-type: none"> • Economie Politique, Gouvernance/Administration • Statistiques • Economie • Administration Locale, Décentralisation, Autonomie Locale • Relations Internationales • TIC, Traitement des Données, Cybersécurité, Economie Numérique • Prévention des Catastrophes, Mesures contre le Changement Climatique • Gestion des Ressources Halieutiques • Etudes Environnementales, Gestion/ Politiques Environnementales et Gestion de l'Economie Vert • Education et Formation Professionnelle/ Recherche et Innovation • Promotion Tourisme | <ul style="list-style-type: none"> • Secrétariat Général de la Présidence de la République (SGPR) • Secrétariat Général du Gouvernement (SGG) • Bureau Organisation et Méthode(BOM) • Ministère des Affaires étrangères et des Sénégalais de l'Extérieur • Ministère de l'Intérieur • Ministère des Finances et du Budget • Ministère de l'Economie, du Plan et de la Coopération • Ministère de la Fonction Publique et du Renouveau du Service Public • Ministère chargé du Développement communautaire(PUDC) • Ministère chargé des collectivités locales • Ministère de l'Environnement et du Développement durable • Ministère de l'Agriculture et de l'Equipement Rural • Ministère de l'Elevage et des Productions animales • Ministère des Pêches et de l'Economie maritime • Ministère de l'Economie Numérique et des Télécommunications |
| | 2 Renforcement des Capacités en matière de Planification et de Politique Economique, Gestion des Finances Publiques, et Amélioration de l'Environnement des Affaires et de la Compétitivité | 4 | <ul style="list-style-type: none"> • Administration Locale, Décentralisation, Autonomie Locale • Gestion des Finances Publiques/Investissement Public • Statistiques • Théorie des Coopératives Agricoles, Agro-industrie • Investissement Etranger et Prêt • Promotion des Exportations • Promotion de l'Environnement des Affaires et de la Compétitivité | <ul style="list-style-type: none"> • Ministère de l'Economie, du Plan et de la Coopération • Ministère des Finances et du Budget • Ministère du Développement industriel et des Petites et Moyennes industries |
| | 3 Amélioration de la Prise en Charge Sanitaire et de la Protection Sociale | 2 | <ul style="list-style-type: none"> • Stratégies de Prévention et d'Hygiène • Industrie Pharmaceutique • Gestion des Services Santé • Couverture Sanitaire Universelle (CSU) | <ul style="list-style-type: none"> • Ministère de la Santé et de l'Action Social • Ministère de l'Urbanisme, du Logement et de l'Hygiène publique • Ministère chargé du Développement communautaire(PUDC) • Ministère de l'Economie, du Plan et de la Coopération • Ministère du Développement industriel et des Petites et Moyennes industries |
| Nombre Maximum par an | | 10 | | |

Actions à Entreprendre au Projet (Draft)
(Document de travail provisoire, sous réserve de validation)

(1) Obligations spécifiques du Réciptiendaire/ Bénéficiaire non prises en compte par la Subvention.

| NO | Items | Échéance | Compétence | Coût estimé | Réf. |
|----|--|--|------------|--------------------------------|---|
| 1 | Mettre en place le Comité Pilotage (ci-après désigné "Comité" pour discuter sur toutes les questions en rapport avec le A/D | 1 mois après la signature du A/D | DCT | | |
| 2 | Désigner le président représentant la partie sénégalaise au Comité de pilotage | 1 mois après la signature du A/D | DCT | | |
| 3 | Ouvrir un Compte Bancaire (Arrangement Bancaire (A/B)) | 1 mois après la signature du A/D | MFB | | |
| 4 | Donner une autorisation de paiement (A/P) (à la Banque de l'Agent) pour le paiement de l'Agent | 1 mois après avoir reçu A/B de la Banque | MFB | | |
| 5 | Supporter les commissions suivantes d'une Banque au Japon pour les services sur A/B. | | MFB | | |
| | 1) Conseil sur l'A/P | 1 mois après la signature de l'Accord avec l'Agent | MFB | approx. JPY6,000 (30,000 FCFA) | |
| | 2) Paiement de commissions sur l'A/P | Tout paiement | MFB | approx. 0.1% de la somme payée | approx. JPY 100,000 -200,000 (500,000-1,000,000 FCFA) |
| 6 | Organiser la première réunion du Comité | 1 mois après la désignation d'un Agent | DCT | | |
| 7 | Organiser la réunion du Comité | Pendant le Projet | DCT | | |
| 8 | S'assurer de l'exemption des droits de douanes, de taxes internes et la fiscalité dans le Pays Réciptiendaire sur tous les achats faits de biens et services. | Pendant le Projet | MFB | | |
| 9 | Faciliter avec des personnes physiques japonaises ou des personnes physiques d'un pays tiers dont les services seront nécessaires pour la délivrance de produits ou de services afin de faciliter l'entrée d'équipements nécessaires pour la réalisation des travaux dans le pays réciptiendaire | Pendant le Projet | DCT | | |
| 10 | Supporter toutes autres dépenses non couvertes par la Subvention mais nécessaires pour la réalisation du Projet. | Pendant le Projet | DCT | | |
| 11 | Accorder l'attention nécessaire aux aspects sociaux et environnementaux pendant la mise en oeuvre du Projet. | Pendant le Projet | DCT | | |

(A/B: Arrangement Bancaire. A/P: Autorisation de payer. A/D : Accord de Don)

(2) Autres obligations du Récipiendaire/ Bénéficiaire supportées par la Subvention sous réserve des responsabilités de l'Agent

| No | Items | Echéance | Montant (Million Yen) |
|----|--|-------------------|-----------------------|
| 1 | Travailler sur les procédures de sélection et de recrutement de candidats JDS | Pendant le Projet | |
| 2 | Informers les candidats JDS sur les études au Japon | Pendant le Projet | |
| 3 | S'occuper de l'immatriculation des Boursiers, préparer leur voyage. | Pendant le Projet | |
| 4 | Gérer le paiement des frais de scolarité et les allocations | Pendant le Projet | |
| 5 | S'occuper de l'orientation des Boursiers JDS avant leur départ et après leur arrivée au Japon. | Pendant le Projet | |
| 6 | Suivre les progrès académiques des Boursiers et leurs conditions de vie au Japon. | Pendant le Projet | |
| 7 | Organiser le retour des Boursiers en les assistant dans les procédures de rentrer, les réunions d'évaluation du programme JDS après leur graduation, réunion pour faire le compte rendu sur les résultats après le retour des boursiers JDS dans leurs pays respectifs et, | Pendant le Projet | |
| 8 | Réaliser toute autre obligation nécessaire à la mise e oeuvre du Projet. | Pendant le Projet | |
| | Total | | |

(Note) L'évolution des obligations du Récipiendaire pourrait être confirmée par écrit et actualisée de temps en temps par la JICA et le Récipiendaire.

重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数

セネガル

| サブプログラム | コンポーネント | 大学 | 研究科 | 4期分の受入人数（案） | | | | |
|---|--|----------|------------------|-------------|-----|-----|-----|----|
| | | | | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 計 |
| 1 政策策定・実施機能の強化 Strengthen Policy Formulation and Implementation Functions | 1-1 行政能力の向上 Improvement of Public Administrative Capacity | 国際大学大学院 | 国際関係学研究科 | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 |
| | | 九州大学大学院 | 生物資源環境科学府 | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 |
| | 1-2 経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上 Capacity Building for Economic Planning / Policy, Public Finance Management and Improvement of the Business Environment and Competitiveness | 国際大学大学院 | 国際経営学研究科 | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 |
| | | 名古屋大学大学院 | 国際開発研究科 | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 |
| | 1-3 保健医療政策と社会保障に係る能力向上 Improvement of Health Care and Social Protection | 長崎大学大学院 | 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 |
| | 合計 | | | | 10 | 10 | 10 | 10 |

人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：セネガル共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：政策策定・実施機能の強化
3. 運営委員会：
 - 【セネガル側】
 - Direction of Technical Cooperation, Secretary General of the Presidency (Co-chair)
 - Ministry of Finance and Budget
 - Ministry of Foreign Affairs and the Senegalese Diaspora
 - Ministry of Economic Planning and Cooperation
 - Ministry of Public Service and Public Service Renewal
 - 【日本側】在セネガル国日本国大使館、JICA セネガル事務所

個表 1-1

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：政策策定・実施機能の強化
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：行政能力の向上
3. 対象機関：事業枠組みを参照

(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

セネガル政府は、2014年に2035年の新興国入りを目標とする「セネガル新興計画」（PSE）を発表し、17項目の行政改革事項を明示した。5年単位の優先活動計画であるPAP、PAP2、及びPAP2Aの中で活動内容をリスト化して公表。それらを確実に実施し、PSEの目標を実現するべく、適切に進捗をモニタリング・評価し、柔軟に実施手法を改善するなど、行政に反映していくとしている。

経済発展によるPSE目標実現に向けては、PSE進捗管理室（BOS）や若年・女性起業緊急支援局（DER/FJ）を新設するなどし、政策実施能力の向上を図っている。一方で、省庁間で所掌分野が重複したり、活動の拠り所になる法律が整備されていないなどの現状も認められる。このような中、大統領府をはじめ、政府横断的に活動する行政官の育成を通じ、行政能力の向上（政府内の調整能力向上を含む）と制度構築の継続が望まれる。

セネガルの政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官の人材育成を支援することは、我が国の主要外交政策である「法の支配」（ガバナンス能力強化）や「経済的繁栄の追求」（人的連結性）にも合致するものである。

(3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の対セネガル共和国国別開発協力方針（2020年9月）では、「産業開発の基盤整備」「格差是正、レジリエンス強化」を重点分野と設定し、2035年に新興国入りすることを目指したセネガル新興計画（PSE）に基づき、急速に経済開発が進みつつあるセネガルの持続的な発展を促すため、経済開発の推進と並行して格差是正や強靱性（レジリエンス）強化などのため社会開発を支援すると定めている。

対セネガル共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年10月）においては、各開発課題への取り組みにあたっては、いずれの分野においても行政システムの強化、行政官の能力強化の必要性が高いとの言及がされている。

【関連する JICA 事業】

技術協力：

資金協力事業（有償・無償）全般

国民 ID デジタル化にかかる支援

資金協力事業（有償・無償）（得に関連するものとして農業、投資環境改善）

広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト

専門家：

PSE 専門家派遣

農業省アドバイザー

水産省アドバイザー

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

(2) 案件目標

① 上位目標

「政治経済、ガバナンス、行政」、「統計学」、「経済学」、「地方行政」、「国際関係」、「ICT、データ処理、サイバーセキュリティ、デジタル経済」、「防災学、気候変動対策」、「水産資源管理」、「環境学、環境管理、グリーン・エコノミー」、「教育、職業訓練、研究、イノベーション」、「観光振興」等に関する行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

② プロジェクト目標

対象機関における、「政治経済、ガバナンス、行政」、「統計学」、「経済学」、「地方行政」、「国際関係」、「ICT、データ処理、サイバーセキュリティ、デジタル経済」、「防災学、気候変動対策」、「水産資源管理」、「環境学、環境管理、グリーン・エコノミー」、「教育、職業訓練、研究、イノベーション」、「観光振興」等に関する政策・戦略の立案・実施等に携わる人材の能力が向上する。

(3) 目標の指標

- ①留学生の修士号取得
 ②帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
 ③帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

(4) 受入計画人数及び受入大学

国際大学大学院 国際関係学研究科 2名/年 計8名/4年
 九州大学大学院 生物資源環境科学府 2名/年 計8名/4年

(5) 活動**1) 国際大学大学院 国際関係学研究科**

| 目標 | 内容・目標達成手段 |
|-------------------------------|---|
| ① 来日前 | |
| 入学前の基礎学力の向上 | ・ JDS 特別プログラムにて、修士課程進学に備えるため、入学前に基礎数学、基礎経済・経営学等に関する事前講座を受講する。 |
| ② 留学中 | |
| 公共経営、公共政策に関わる学際的・分析的知識とスキルの修得 | ・ 公共経営・政策分析プログラムでは、行政学、公共組織経営、公共政策過程、公共予算と財務、政策分析入門、ミクロ経済学、統計学、応用計量経済学の必修科目8科目を履修することで、民主的な公共経営や厳密な政策分析に必要とされる知識やスキルを獲得する。 ・ JICA 開発大学院プログラムと連携した日本・グローバル開発学プログラムでは、公共経営に関連する基礎必修科目を履修する。また、研究テーマに応じ、明治維新以降の日本の経済的・社会的発展の経験、その論理及び教訓、開発政策・戦略立案等を選択、学習する。 |
| 修士論文作成スキルの修得 | ・ 修士論文または研究レポートでは、公共経営や公共政策に関する重要課題を扱うことが期待される。執筆の過程では、研究指導セミナーを受講し、指導教員から必要なアドバイスを受ける。 |
| ケーススタディや政策実施例の学習 | ・ JDS 特別プログラムによるセミナーやワークショップ等を通じ、他大学や日本国内外の政府機関の専門家から、ケーススタディや政策実施例を学ぶ。また、日本の政府機関・民間企業等へのフィールド・トリップも実施する。これらの活動により、コースワークで得た知識と実社会での実践とのギャップを埋める。 |
| ③ 帰国後 | |
| 帰国留学生の知識、理論、スキルの持続的向上 | ・ JDS 特別プログラムにて、修了後に教員が現地にて事後研修とフォローアップを実施することで、帰国留学生の知識、理論、スキルの持続的向上を図る。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国留学生、在校生及び次年度入学生による合同セミナーを現地で実施する。 ・ 論文指導教員と帰国留学生による共同研究の継続を奨励する。 |
|--|---|

2) 九州大学大学院 生物資源環境科学府

| 目標 | 内容・目標達成手段 |
|---|--|
| ① 来日前 | |
| 事前学習の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別プログラムを活用して、指導予定教員が事前課題や教材・資料を提供し、渡日前学習を実施する。 |
| ②留学中 | |
| 農林水産業・農林水産資源に関する専門的知識の習得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎統計学、生物資源論、地水環境論、農業生命科学などのコア科目を通して、入学後すぐに幅広い基礎知識を習得するとともに、所属教育コースのアドバンス科目 (Agrobiological Science, Advanced Animal & Marine Biosciences, Forest and Forestry Sciences, Bioproduction Environmental Sciences, Sustainable Bioresources Science 等) の履修により専門的知識を習得する。 ・ 課題プロジェクト演習科目では、ファシリテーターとして参加し、討論のすすめ方を学ぶ。 ・ 演習科目では、外国人研究者による国際セミナーや特別演習の受講、国際会議や学会における発表の実践を通して研究発表の技法を学ぶとともに、帰国後に中核人材として指導をするために必要な技術を習得する。 ・ 特別プログラムによる広島大学との合同セミナーに参加し、広範な国際開発の事項を学ぶとともに、他 JDS 留学生との交流を図る。 |
| 農業・農村地域開発における行政機関の課題に対する解決能力の向上、高付加価値化や地域振興に関わる問題解決型政策提言能力と実践的研究能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別プログラムを活用し、農家研修・農村実習を行う。具体的には、途上国でも適応可能な灌漑施設研修、高付加価値有機農業の展開に向けて世界的にも著名な古野隆雄氏から「アイガモ水稻同時作」を実習する。また、うきは市での棚田田植え、収穫実習を行い、地域振興について実習する。さらに、JA や道の駅を訪問し、グリーンエコノミーや農水産物直売に関する研修を行う。 ・ JICA 開発大学院連携科目(必修科目)の受講を通じて、国土の発展に伴い日本が直面した問題と技術開発を含む解決への取り組み、および将来課題について、実問題を題材に日本人学生と共に体系的に学ぶ。 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>学術論文作成および研究手法の習得</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別プログラムを活用した実践的英語運用能力向上プログラムを通じて、学術論文執筆のためのリーディング、ライティングやプレゼンテーションのスキルアップのための指導を受ける。 |
| <p>③帰国後</p> | |
| <p>帰国留学生の知識、理論、スキルの継続的向上とネットワーク構築</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導教員より、研究成果の論文投稿のための指導を受ける。 ・ 指導教員による現地でのフォローアップセミナーを開催する。 ・ 新たな課題を把握し、取り組むべく、フォローアップセミナー等で最新データを把握するとともに、帰国留学生や教員との人的ネットワークの維持・強化を行う。 |

(6) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 4 名 × 4 年 = 16 名

2023 年（～2025 年修了）：4 名 2024 年（～2026 年修了）：4 名

2025 年（～2027 年修了）：4 名 2026 年（～2028 年修了）：4 名

(7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

- ①職務経験等
 - ・ 詳細は第一回運営委員会にて決定
- ②その他
 - ・ セネガル国籍であること
 - ・ 40 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点）
 - ・ 学士号を有すること
 - ・ 修士課程で修士号を取得するために十分な英語力を有すること
 - ・ 過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号およびそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
 - ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有するもの
 - ・ 現在、軍に奉職していない者

・心身ともに健康であること

人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：セネガル共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：政策策定・実施機能の強化
3. 運営委員会：
 - 【セネガル側】
 - Direction of Technical Cooperation, Secretary General of the Presidency (Co-chair)
 - Ministry of Finance and Budget
 - Ministry of Foreign Affairs and the Senegalese Diaspora
 - Ministry of Economic Planning and Cooperation
 - Ministry of Public Service and Public Service Renewal
 - 【日本側】在セネガル国日本国大使館、JICA セネガル事務所

個表 1-2

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：政策策定・実施機能の強化
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上
3. 対象機関：事業枠組みを参照

(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

セネガル政府は、2014年に、2035年の新興国入りを目標とする「セネガル新興計画」（PSE）を掲げ、司法、行政、財政、インフラ等17項目の行政改革事項を推進することで社会経済発展に取り組んでいる。PSEの目標に到達するためには各セクター省庁の活動計画の実現および、各省庁における適正な予算管理が重要になるが、国家予算の執行およびマネジメントに課題がある。また、セネガルは新興国に近づいているため、投資環境整備に係るニーズも高い。このような状況から、セネガルにおいては経済・公共財政・公共財政管理分野の政策・制度策定及び投資環境整備を担う行政官の能力向上が急務となっている。

(3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の対セネガル共和国国別開発協力方針（2020年9月）では、「産業開発の基盤整備」「格差是正、レジリエンス強化」を重点分野と設定し、2035年に新興国入りすることを目指したセネガル新興計画（PSE）に基づき、急速に経済開発が進みつつあるセネガルの持続的な発展を促すため、経済開発の推進と並行して格差是正や強靱性（レジリエンス）強化などのため社会開発を支援すると定めている。

対セネガル共和国JICA国別分析ペーパー（2020年10月）においては、各開発課題への取り組みにあたっては、いずれの分野においても行政システムの強化、行政官の能力強化の必要性が高いとの言及がされている。

【関連する JICA 事業】

技術協力：

JICA 事業全般

資金協力事業（有償・無償）を主とする JICA 事業全般、開発政策借款等

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

(2) 案件目標

① 上位目標

「公共財政管理/公共投資」、「統計学」、「農協論、アグリビジネス」、「海外投融資」、「輸出促進」、「ビジネス環境整備」等に関する行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

② プロジェクト目標

対象機関における、「公共財政管理/公共投資」、「統計学」、「農協論、アグリビジネス」、「海外投融資」、「輸出促進」、「ビジネス環境整備」等に関する政策・戦略の立案・実施等に携わる人材の能力が向上する。

(3) 目標の指標

① 留学生の修士号取得

② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

(4) 受入計画人数及び受入大学

国際大学大学院 国際経営学研究科 2名/年 計8名/4年

名古屋大学大学院 国際開発研究科 2名/年 計8名/4年

(5) 活動

1) 国際大学大学院 国際経営学研究科

| 目標 | 内容・目標達成手段 |
|------------------------|---|
| ① 来日前 | |
| 研究の前提知識の習得 | ・ JDS 特別プログラムにより、入学前に 2 週間、計 20 セッションにわたる、数学、統計学、経済学の事前講座、ファイナンス・会計の基礎講座、語学プログラムのオリエンテーション、教員との面談等を受講し、本研究科で学習を進めるための前提知識を得る。 |
| ② 留学中 | |
| ビジネス振興政策立案のための専門的知識の習得 | ・ MBA プログラムの 1 年次には経営戦略論や企業財務論等の必修科目を履修し、民間セクターにおける経営管理に関する全般的な知識を身に付ける。2 年次には本人の希望に従い選択科目を履修し、専門性を高める。 |

| | |
|----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルトランスフォーメーションや国際社会起業家等の科目から、産業のデジタル化をはじめ民間セクター開発を巡る世界的な潮流を理解する。 ・ 1年次に教員がメンターとして割り当てられ、履修科目や研究課題の選定等について個別相談を行う。2年次には指導教員を選択し各自の研究課題に取り組む。 ・ 本大学が JICA 開発大学院プログラムと連携して提供する日本・グローバル開発学プログラムも選択可能であり、日本の企業システムや産業・中小企業の発展経験を学んだ上で、自国におけるビジネス振興を考える。 ・ 以上の科目履修、研究指導を通して、投資環境整備、起業家育成、FDI とローカル中小企業のリンケージ強化といったビジネス振興に向けて、適確な政策立案とその遂行ができる知識及び知見を得る。 |
| 修士に必要な英語力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語力レベルに応じて、英語ネイティブの教員による英語力向上のための授業に参加し、英語力を向上させる。 |
| 現場での実践力と応用力の習得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ JDS 特別プログラムにより、専門家を招いた特別講義やフィールドトリップに参加する。また、1年次と2年次の間に、企業との連携により日本の産業の現場を学ぶフィールドトリップに参加する。 |
| ③ 帰国後 | |
| ネットワークの維持・形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本企業がセネガルを含めた海外への展開を指向している場合、本研究科の帰国留学生とつなげ、両国間の企業リンケージ強化のための支援を行う。 ・ JICA が現在推進している「JICA チェア」とも連携し、帰国留学生に参画してもらう形で、セネガルでセミナー等を開催することを検討する |

2) 名古屋大学大学院 国際開発研究科

| 目標 | 内容・目標達成手段 |
|----------------------|---|
| ① 来日前 | |
| 入学前の基礎学力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学前の準備として、オンライン教育プログラムを活用し、基礎経済学と数学を任意で履修する。 |
| ② 留学中 | |
| 公共財政管理に関する即戦力型の知識の習得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公的債務管理」の講義で財政ルール分析や財政リスクの管理等関連知識を習得した後、実際の開発途上国（履修者の母国）を対象として債務持続性分析を作成・実施し、その結果を発表する。履修者は、講義の |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>一環として作成した債務持続性分析と参加者からのコメントを取り入れたレポートを母国に持って帰り、そのまま政府の分析として公表できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別プログラムにより、国内の地域経済を分析する際に有用な「空間計量経済学セミナー」、財政政策や債務持続性、年金制度の持続性の分析に広く使用されている「動学的確率一般均衡モデルセミナー」、産業政策の分析に使われる「多分門一般均衡モデルセミナー」（各 15 回）及び機械学習で使用される「ベイズ統計学の入門コース」（5 回程度）を受講する。 |
| 当該国の特殊性を意識した指導による JDS 留学生の能力強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債の流通市場や銀行部門が未発達なセネガルの特殊性の中でどのように公共財政管理や債務管理を実施するのかに留意しながら指導を行う。 |
| ③帰国後 | |
| フォローアップの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年ホームカミングデイにて、帰国留学生が研究発表を行う。 ・ 修了後は、研究科の海外研究員制度への応募資格を獲得、審査に合格すれば3カ月程度名古屋に滞在し研究を実施、研究科で発表する機会を提供する。 |

(6) - 1 日本側の投入

- | |
|--|
| <p>①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）</p> <p>②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）</p> <p>③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）</p> |
|--|

(6) - 2 投入期間・人数

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 バッチ 4 名 × 4 年 = 16 名 | |
| 2023 年（～2025 年修了）：4 名 | 2024 年（～2026 年修了）：4 名 |
| 2025 年（～2027 年修了）：4 名 | 2026 年（～2028 年修了）：4 名 |

(7) 相手側の投入

- | |
|---|
| <p>①留学生の派遣</p> <p>②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）</p> |
|---|

(8) 資格要件

- | |
|--|
| <p>①職務経験等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は第一回運営委員会にて決定 <p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セネガル国籍であること ・ 40 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点） ・ 学士号を有すること |
|--|

- ・ 修士課程で修士号を取得するために十分な英語力を有すること
- ・ 過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号およびそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
- ・ 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有するもの
- ・ 現在、軍に奉職していない者
- ・ 心身ともに健康であること

人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：セネガル共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：政策策定・実施機能の強化
3. 運営委員会：
 - 【セネガル側】
 - Direction of Technical Cooperation, Secretary General of the Presidency (Co-chair)
 - Ministry of Finance and Budget
 - Ministry of Foreign Affairs and the Senegalese Diaspora
 - Ministry of Economic Planning and Cooperation
 - Ministry of Public Service and Public Service Renewal
 - 【日本側】在セネガル国日本国大使館、JICA セネガル事務所

個表 1-3

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：政策策定・実施機能の強化
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：保健医療政策と社会保障に係る能力向上
3. 対象機関：事業枠組みを参照

(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

セネガル政府は経済の構造改革と成長を一つの柱とした「セネガル新興計画」（PSE）の実現のために製薬産業および薬剤の開発に力を入れている。加えて、同国保健社会活動省が策定した「国家保健社会開発計画（PNDSS）2019-2028」では、①保健・社会福祉分野の財政及びガバナンスの強化、②保健・社会福祉のサービス提供の発展、③社会的保護の促進の三つを柱としてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）及びSDG3の達成を目指している。他方、近年の経済成長に伴う政府支出が増加する中、保健予算の割合は相対的に低下しており、財政予算省より配分された予算に対する保健セクターの予算執行率の低さも課題となり、公共財政管理や保健行政運営の改善が課題となっている。このような状況から、保健行政、保健・社会福祉のサービス改善、保健財政等を担う行政官の能力向上が必要不可欠となっている。

(3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の対セネガル共和国国別開発協力方針（2020年9月）では、「産業開発の基盤整備」「格差是正、レジリエンス強化」を重点分野と設定し、2035年に新興国入りすることを目指したセネガル新興計画（PSE）に基づき、急速に経済開発が進みつつあるセネガルの持続的な発展を促すため、経済開発の推進と並行して格差是正や強靭性（レジリエンス）強化などのため社会開発を支援すると定めている。

対セネガル共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年10月）においては、各開発課題への取り組みにあたっては、いずれの分野においても行政システムの強化、行政官の能力強化の必要性が高いとの言及がされている。

【関連する JICA 事業】

技術協力：

母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ 3

国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画等

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などが本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

(2) 案件目標

① 上位目標

「予防・衛生戦略」、「医薬品開発振興」、「健康サービスの管理」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」等に関する行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

② プロジェクト目標

対象機関における、「予防・衛生戦略」、「医薬品開発振興」、「健康サービスの管理」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」等に関する政策・戦略の立案・実施等に携わる人材の能力が向上する。

(3) 目標の指標

① 留学生の修士号取得

② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

(4) 受入計画人数及び受入大学

長崎大学大学院 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 2名/年 計8名/4年

(5) 活動

長崎大学大学院 熱帯医学・グローバルヘルス研究科

| 目標 | 内容・目標達成手段 |
|---|---|
| ① 来日前 | |
| 計画なし | |
| ② 留学中 | |
| 保健医療システム強化に係る実務能力の向上、政策の策定能力の習得および公的医療保険政策に関連した政策立案能力強化 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎人間生物学に関する自然科目の基礎知識を習得するための講義に加え、熱帯医学、グローバルヘルス、環境・衛生学、疫学、統計学、研究倫理等を学ぶ。また、保健政策・マネジメント等の応用科学区分モジュールも履修する。 グローバルヘルス領域の重要なトピックの専門的知識を修得するためのコース横断型講義・演習、グロー |

| | |
|----------------------------------|--|
| | <p>バルヘルス演習ゼミ（研究指導）に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外等での実務研修や実地調査を行う演習・実習科目により、保健医療について実践的な知識・技能を学ぶ。 |
| 実践に対応した研修の実施および実務専門家に必要な実践的能力の習得 | <ul style="list-style-type: none"> ・コース横断型のグローバルヘルスセミナーにおいて、他コースの学生と議論することでグローバルヘルス領域全体を俯瞰するとともに、アクティブラーニングやPBLを通して、英語での専門的議論、プレゼン等の能力を獲得する。 ・JDS 留学生の教育と研究実施にあたっては、JICA、国立国際医療研究センター（NCGM：連携大学院協定）、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院、ベルギー国アントワープ熱帯医学研究所等の学術交流協定機関、国内外の外部アドバイザー、関連学会や長崎大学出身者等による支援体制がある。 ・特別プログラムを利用し、国際協力に必要な実務研修としてPCM（Project Cycle Management Course）研修の実施や国内外の著名な教員、研究者、援助機関によるセミナーを開催している。 ・日本での滞在機会を生かし、特別プログラムとして日本の保健医療の現場等を訪問し、日本の経験や課題を学ぶ。 |
| 学術論文作成に必要な基礎能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員による研究支援や英語論文等の添削支援を受ける。 ・特別プログラムを活用し、修士論文作成のため、様々な文献等に慣れるための論文学習会、アカデミック・ライティング講座に参加する。 |
| ③ 帰国後 | |
| 滞日中に修得した知識や技術のより効果的な応用と実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰国後も引き続き修士論文の公表や学会発表もサポートし、研究成果がセネガル国ならびにグローバルに活用されることを支援する。また、PhD 進学についての相談も受ける。 ・国際研究プロジェクト、帰国後の助言、帰国留学生ネットワーク展開、共同プロジェクト等の実施も検討していく。 |

（6）－1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 カ年 = 8 名

2023 年（～2025 年修了）：2 名 2024 年（～2026 年修了）：2 名

2025 年（～2027 年修了）：2 名 2026 年（～2028 年修了）：2 名

(7) 相手側の投入

①留学生の派遣

②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

①職務経験等

- ・詳細は第一回運営委員会にて決定

②その他

- ・セネガル国籍であること
- ・40 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点）
- ・学士号を有すること
- ・修士課程で修士号を取得するために十分な英語力を有すること
- ・過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号およびそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
- ・本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有するもの
- ・現在、軍に奉職していない者
- ・心身ともに健康であること

| Target Organizations | | Role of Organization |
|----------------------|---|---|
| 1 | General Secretariat of the Presidency of the Republic (SGPR) | The Presidency's General Secretariat is led by a Secretary-General, appointed by decree, and placed under the President's authority. He/ she attends the Council of Ministers, Presidential Council, and Inter-Ministerial Council meetings. He/ she takes part in work sessions chaired by the President of the Republic. Has a Head of Office, a Secretariat, and Project Officers. |
| 2 | General Secretariat of the Government (SGG) | Under the authority of the President of the Republic, the Minister, Secretary-General of the Government ensures the coordination of the Government's normative activity and participates in the organization and proper functioning of government action. |
| 3 | Organization and Methods Office (BOM) | Under General Secretariat of the Presidency of the Republic, its responsibility is as follows: - Organizational management (including central and local government) - Human resource development (provision of scholarships for trainings within Senegal, etc.) - Policy formulation and monitoring |
| 4 | Ministry of Foreign Affairs and Senegalese Abroad | The Ministry of Foreign Affairs is responsible for: - the prior definition of the attitude to be adopted by the representatives of the State in the international negotiations in which they are called upon to participate, in accordance with the guidelines of the foreign policy defined by the Head of State and the control of the conformity of the results of these negotiations with these guidelines; - the choice and conduct of diplomatic means to be used for the application of foreign policy, and in particular in the field of technical, economic, financial and cultural cooperation; - the preparation of international commitments, as well as the completion of all formalities relating to their signature, approval or certification. |
| 5 | Ministry of Interior | Under the terms of Decree No. 2019-1819 of 02 November 2019, the Ministry of Interior is responsible, under the authority of the President of the Republic who determines the policy of the Nation, for preparing and implementing the said policy in terms of territorial administration, internal security, administrative police, civil defense and organization of elections. |
| 6 | Ministry of Finance and Budget | The Ministry of Finance and Budget is responsible for the preparation and execution of the finance laws, the management of the State's treasury, the preparation and application of fiscal and customs legislation and regulations and the representation of the State before the Supreme Court, the Courts and Tribunals. |
| 7 | Ministry of Economy, Planning and Cooperation | The Ministry of Economy, Planning and Cooperation is responsible for preparing and implementing the policy decided by the Head of State in economic and financial matters, development planning, population, statistics and cooperation. |
| 8 | Ministry of Civil Service and Public Service Renewal | The Ministry of Civil Service and Public Service Renewal prepares and implements the policy defined by the Head of State in the fields of the civil service and modernization of public services. |
| 9 | Ministry of Community Development, Social and Territorial Equity | Under the terms of Decree No. 2020-942 of 3 April 2020 on the powers of the Ministry of Community Development, Social and Territorial Equity, under the authority of the President of the Republic who determines the policy of the Nation, the Minister prepares and implements the said policy in the field of community development, social and territorial equity. |
| 10 | Ministry of Territorial Collectivities, Development and Land Use Planning | The Ministry of Territorial Collectivities, Development and Land Use Planning (MCTDAT) is responsible for the preparation and implementation of Senegal's policy on decentralization, local development, support and control of local authorities, as well as the implementation of the training policy for elected officials and the conduct of local development policy. |
| 11 | Ministry of Environment and Sustainable Development | Under the authority of the President of the Republic, the Ministry of the Environment and Sustainable Development prepares and implements the policy defined by the Head of State in terms of environmental monitoring, pollution control and protection of nature, fauna and flora. |
| 12 | Ministry of Agriculture and Rural Equipment | Under the authority of the President of the Republic, the Ministry of Agriculture and Rural Equipment prepares and implements the policy defined by the Head of State in the field of agriculture and rural equipment. As such, it is responsible for setting up a coherent framework for strategic planning, steering and monitoring evaluation of agricultural policies, strategies and programs. |
| 13 | Ministry of Livestock and Animal Production | In accordance with Decree No. 2004-1623 of 15 December 2004 on its powers, the Ministry of Livestock is responsible for preparing and implementing the policy defined by the Head of State in the field of livestock. This policy is based on the Accelerated Growth Strategy, which implies profound changes towards the modernization and intensification of production systems. |

| Target Organizations | | Role of Organization |
|----------------------|--|--|
| 14 | Ministry of Fisheries and Maritime Economy | The governmental restriction that accompanied the ministerial reshuffle of 22 April 2004 expanded the competencies of the department in charge of fisheries, which became the Ministry of Maritime Economy. It encompasses the traditional fisheries and aquaculture sectors, to which are added the fisheries processing industries, international maritime traffic, and the management and exploitation of the seabed. |
| 15 | Ministry of Digital Economy and Telecommunications | The Ministry of the Digital Economy and Telecommunications prepares and implements the policy defined by the Head of State in the areas of the digital economy and telecommunications. It is responsible for developing policies for the sector and ensuring their implementation, initiating all draft texts and ensuring their application. It ensures the development of an efficient telecommunications sector, widely accessible to all the public, ensures that the means of telecommunications cover the entire national territory. |
| 16 | Ministry of Industrial Development and Small and Medium-Sized Industries | Under the terms of Decree No. 2019-904 of 14 May 2019, the Ministry of Industrial Development and Small and Medium-Sized Industries, prepares and implements the policy defined by the Head of State in the areas of Industry and Small and Medium Industry. It prepares and implements industrial development strategies, by promoting the deployment of new industries and ensuring their harmonious distribution throughout the territory. It encourages the establishment of industrial estates in local communities and supports the restructuring of industrial companies. |
| 17 | Ministry of Health and Social Action | The Ministry of Health and Social Action prepares and implements the policy defined by the Head of State in the field of health, prevention, hygiene and social action. |
| 18 | Ministry of Urban Planning, Housing and Public Hygiene | Under the authority of the Prime Minister, the Ministry of Urban Planning, Housing and Public Hygiene, prepares and implements the policy defined by the Head of State in the fields of urban planning, housing and public hygiene. |